

官報

号 外
国会会議録

令和七年五月二十二日

○第二百十七回 衆議院会議録 第二十八号

令和七年五月二十二日(木曜日)

議事日程 第二十六号

令和七年五月二十二日

午後一時開議

第一 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案(内閣提出)

第二 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

第三 航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

人事官任命につき同意を求めるの件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件
個人情報保護委員会委員長任命につき同意を求めるの件

公認会計士・監査審査会委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

原子力規制委員会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案(内閣提出)

日程第二 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

日程第三 航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(額賀福志郎君) これより会議を開きます。

人事官任命につき同意を求めるの件

原子力委員会委員任命につき同意を求めるの件

個人情報保護委員会委員長任命につき同意を求めるの件

公認会計士・監査審査会委員任命につき同意を求めるの件

預金保険機構理事任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

日本銀行政策委員会審議委員任命につき同意を求めるの件

労働保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

中央社会保険医療協議会公益委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

原子力規制委員会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(額賀福志郎君) お諮りいたします。

内閣から、

人事官

原子力委員会委員

個人情報保護委員会委員長

公認会計士・監査審査会委員

預金保険機構理事

公害等調整委員会委員

日本放送協会経営委員会委員

日本銀行政策委員会審議委員

労働保険審査会委員

中央社会保険医療協議会公益委員

社会保険審査会委員

及び

原子力規制委員会委員に

次の諸君を任命することについて、それぞれ本院の同意を得たいとの申出があります。

内閣からの申出中、

まず、

人事官に川本裕子君を、

公害等調整委員会委員に大瀧敦子君を、

日本銀行政策委員会審議委員に増一行君を、

労働保険審査会委員に菅野淑子君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

原子力委員会委員に古橋幸子君を、

個人情報保護委員会委員長に手塚悟君を、

公害等調整委員会委員に中村也寸志君を、

中央社会保険医療協議会公益委員に飯塚敏晃君を、

を、

原子力規制委員会委員に杉山智之君及び神田玲子君を

任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、

公認会計士・監査審査会委員に宮本佐知子君を、

預金保険機構理事に田口紀子君及び島村英君を、

労働保険審査会委員に齋藤育子君を、
中央社会保険医療協議会公益委員に本田文子君を、
任命することについて、申出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、
日本放送協会経営委員会委員に榊原一夫君、大草透君、岡田美弥子君、藤本雅彦君及び田渕正朗君を
任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えることに決まりました。

次に、
社会保険審査会委員に浦野真美子君を
任命することについて、申出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、同意を与えることに決まりました。

日程第一 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案(内閣提出)

日程第二 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第一、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案、日程第二、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長西村智奈美君。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案及び同報告書
譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔西村智奈美君登壇〕

○西村智奈美君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関し、譲渡担保権等の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行の方法等について定めようとするものであります。

次に、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行うとするものであります。

両案は、去る五月十六日本委員会に付託され、同日鈴木法務大臣から趣旨の説明を聴取し、昨二十一日、質疑を行い、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 日程第三、航空法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長井上貴博君。

航空法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔井上貴博君登壇〕

○井上貴博君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の航空分野における事故の発生状況、災害時における航空輸送の確保の要請等に鑑み、航空機の航行の安全を確保するため、所要の措置を講じようとするものであります。その主な内容は、

第一に、頻繁に離着陸が行われる空港等において、離着陸を行うパイロットに対する技能発揮訓練を義務づけること、

第二に、空港等の機能確保基準に、滑走路への誤進入を防止するための施設に関する事項を追加すること、

第三に、地方管理空港に係る滑走路等の応急の

災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度を創設すること
などであります。

本案は、去る五月十五日日本委員会に付託され、十六日中野国土交通大臣から趣旨の説明を聴取し、二十一日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(額賀福志郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時十分散会

出席國務大臣

総務大臣	村上誠一郎君
法務大臣	鈴木馨祐君
厚生労働大臣	福岡資麿君
国土交通大臣	中野洋昌君
環境大臣	浅尾慶一郎君
国務大臣	城内実君
国務大臣	平将明君
国務大臣	林芳正君

○議長長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨二十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、昨二十一日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 篠原 豪君(理事太栄志君昨二十一日理事辞任につきその補欠)

日理事辞任につきその補欠

経済産業委員会

理事 鬼木 誠君(理事小泉進次郎君昨二十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生労働委員

辞任

安藤たかお君

草間 剛君

大空 幸星君

島田 智明君

議長運営委員

辞任

高木 啓君

三谷 英弘君

大空 幸星君

坂本竜太郎君

補欠

大空 幸星君

島田 智明君

安藤たかお君

草間 剛君

補欠

坂本竜太郎君

大空 幸星君

三谷 英弘君

高木 啓君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

石原 宏高君

山際大志郎君

国光あやの君

鈴木 貴子君

法務委員

辞任

神田 潤一君

棚橋 泰文君

森 英介君

藤田 文武君

小林 茂樹君

中西 健治君

深澤 陽一君

牧島かれん君

山本 大地君

黒田 征樹君

外務委員

辞任

松本 尚君

五十嵐 清君

厚生労働委員

辞任

安藤たかお君

塩崎 彰久君

根本 拓君

長谷川淳二君

大塚小百合君

五十嵐 清君

根本 幸典君

中西 健治君

今枝宗一郎君

補欠

国光あやの君

鈴木 貴子君

石原 宏高君

山際大志郎君

補欠

小林 茂樹君

中西 健治君

深澤 陽一君

黒田 征樹君

山本 大地君

牧島かれん君

森 英介君

棚橋 泰文君

神田 潤一君

藤田 文武君

補欠

五十嵐 清君

松本 尚君

補欠

五十嵐 清君

国光あやの君

栗原 涉君

島田 智明君

階 猛君

根本 幸典君

中西 健治君

今枝宗一郎君

安藤たかお君

国光あやの君

栗原 涉君

島田 智明君

階 猛君

経済産業委員

辞任

坂本竜太郎君

鈴木 英敬君

吉田はるみ君

丹野みどり君

佐原 若子君

広瀬 建君

橋本 幹彦君

大空 幸星君

栗原 涉君

山本 大地君

阿部祐美子君

白木 秀剛君

高井 崇志君

小泉進次郎君

国土交通委員

辞任

金子 恭之君

谷田川 元君

島田 智明君

阿部祐美子君

谷田川 元君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する特別委員

辞任

小泉進次郎君

田所 嘉徳君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

小泉進次郎君

深澤 陽一君

塩崎 彰久君

根本 拓君

長谷川淳二君

大塚小百合君

補欠

広瀬 建君

栗原 涉君

阿部祐美子君

橋本 幹彦君

高井 崇志君

大空 幸星君

白木 秀剛君

山本 大地君

鈴木 英敬君

坂本竜太郎君

吉田はるみ君

丹野みどり君

佐原 若子君

江藤 拓君

補欠

島田 智明君

阿部祐美子君

金子 恭之君

谷田川 元君

(議案提出)

一、昨二十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案(田中健君外一名提出)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(円より子君提出)

(議案付託)

一、去る二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律案(内閣提出第四九号)

内閣委員会 付託

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五九号)

厚生労働委員会 付託

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案(内閣提出第三三三号)

経済産業委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

環境影響評価法の一部を改正する法律案

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案

令和五年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

令和五年度特別会計予算総則第二十一条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第二百十六回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る二十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

婚姻前の氏の通称使用に関する法律案(藤田文武君外二名提出)

(議案通知)

一、去る二十日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

(議案提出者訂正)

一、五月二十一日、政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆法第四号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆法第五号)の提出者「小泉進次郎君外五名」を「大野敬太郎君外四名」に訂正する。

(質問書提出)

一、去る二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

羽田空港新飛行ルートに関する質問主意書(松尾明弘君提出)

証券会社の口座サイト乗っ取り被害といわゆる迷惑メール防止法の執行に関する質問主意書(松原仁君提出)

李在明氏の慰安婦問題補償要求公約に関する質問主意書(松原仁君提出)

経営・管理の在留資格に関する質問主意書(松原仁君提出)

外国情報機関による勧誘工作に関する質問主意書(松原仁君提出)

国土交通省手続業務一貫処理システムおよび賃貸住宅管理業登録電子申請システムに関する質問主意書(松原仁君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員海江田万里君提出融資一体型変額保険被害者の被害の現状に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県への漁獲可能量の配分等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博君提出日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員竹上裕子君提出外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や医療サービス濫用への対策の必要性に関する質問に対する答弁書

令和七年五月八日提出
質問 第一七七号

融資一体型変額保険被害者の被害の現状に関する質問主意書

提出者 海江田万里

融資一体型変額保険被害者の被害の現状に関する質問主意書

一九九九年十二月十四日、大蔵委員長からの予備的調査命令に基づき、関係省庁、及び各銀行、生命保険会社等からバブル期における銀行、生保など、金融機関の行き過ぎた営業活動による個人

債務者、契約者の被害の実態調査の報告を翌年三月十六日に受けた。その後、二十五年以上経過した今もって、バブル期の銀行による過剰融資、とりわけ融資一体型変額保険の契約者に対する銀行などの過酷な債権回収により、自殺に追い込まれたり、競売により自宅を奪われ、苦しんでいる被害者からの訴えが後を絶たないと承知している。

そこで、現時点におけるバブル期の銀行、生保による融資一体型変額保険被害者の被害の現状について、以下政府に対し質問する。

一 本年四月一日現在における金融機関の、住宅ローンを除外した個人への融資の件数と融資総額について、業種単位(銀行、生保など)で、政府の把握するところをそれぞれ可能な限り示された。

二 金融機関が、前記融資をするに当たり、利払い資金を融資していた件数と金額の合計について、政府の把握するところをそれぞれ可能な限り示された。

三 本年四月一日現在ですでに返済期限が到来しているにもかかわらず、返済が完了していない銀行の融資件数と残高について、政府の把握するところをそれぞれ可能な限り示されたい。

四 近年における金融機関の貸出残高が減少している原因は、新規融資の減少、もしくは完済、債務免除、あるいは保証会社による代位弁済、あるいは債権売却によるものなのか、その主な原因について、政府の見解を明らかにされたい。

五 四において、債務(二部債務)免除したケースは、主たる債務者に対するものか、連帯保証人に対するものか、またそれらの免除した理由について、政府の把握するところを示されたい。

六 一の融資で、担保物件に競売申立をした件数及び被担保債権の額について、政府の把握する

ところをそれぞれ可能な限り示されたい。

七 本年四月一日現在において、金融機関が、個人への融資に当たり、系列保証会社の保証を付けているのは融資件数のうち、どのくらいの比率になるか、政府の把握するところを示されたい。

八 一般的に、金融機関が、貸金債権を第三者に売却するに当たり、金融機関が得ていた情報を債権売却先に提供していると政府は把握しているか。把握している場合、どのような情報を提供しているか。

九 金融庁が金融サービス利用者相談室を設けることになったいきさつを示されたい。

十 直近年度において、金融庁の金融サービス利用者相談室に寄せられた金融機関、生保に対する苦情相談件数をそれぞれ示されたい。

十一 十のうち、金融庁がこれを取り上げ調査に至ったケースの数を示されたい。

十二 直近年度において、金融庁が、金融機関、生保に行政処分を行った件数をそれぞれ示されたい。

十三 二〇〇九年度以降、金融機関が当事者となった裁判での金融機関の年度単位での平均勝訴率はどのくらいか、政府の把握するところを示されたい。

十四 生保各社が、積立年金保険及び終身一時払い変額保険につき、一九八五年以降、自殺を原因として保険金が支払われた件数及び保険金の額について、政府の把握するところをそれぞれ示されたい。

十五 前記を踏まえ、金融機関の行き過ぎた営業活動による個人債務者、契約者の被害について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一七七号
令和七年五月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員海江田万里君提出融資一体型変額保
険被害者の被害の現状に関する質問に対し、別
紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員海江田万里君提出融資一体型変
額保険被害者の被害の現状に関する質問に
対する答弁書

一について

銀行等については、日本銀行の「貸出先別貸
出金統計」によると、令和六年三月末時点の「個
人(住宅・消費・納税資金等)」向け貸出件数及
び残高は、国内銀行が約千九百七十七万件及び約
百六十兆四千億円、信用金庫が約二百七十四万
件及び約二十兆九千億円である。このうち、
「住宅・消費・割賦返済」中のお尋ねの「住宅
ローン」に相当するものと考えられる「住宅資
金」向け貸出を除いた貸出残高は、国内銀行が
約十三兆三千億円、信用金庫が約三兆一千億円
である。なお、統計上、お尋ねの「住宅ローン
を除外した個人への融資の件数」に相当するも
のは集計されていない。

生命保険会社については、一般社団法人生命
保険協会の「生命保険事業概況」の令和五年度の
年次統計によると、「一般貸付」のうち「企業貸
付」、「国・国際機関・政府関係機関貸付」、「公
共団体・公企業貸付」、「住宅ローン」及び「そ
他」を除外した「消費者ローン」の残高がお尋ね
の「住宅ローン」を除外した個人への融資の残高
に相当するものと考えられるところ、令和六年
三月末時点で約六千九百十六億円である。また、
お尋ねの「件数」については、把握していない。
貸金業者については、貸金業者から貸付金の

種別残高等に関して報告を受けている業務報告
書によると、令和六年三月三十一日時点で「住
宅向」貸付を除く「消費者向」貸付の件数及び残
高は、約千七百九十九万件及び約五兆六千二百
億円である。

二、五から七まで、十三及び十四について

お尋ねについては、政府として把握していな
い。

三について

お尋ねの「返済期限が到来しているにもかか
わらず、返済が完了していない銀行の融資件数
と残高」の具体的に意味するところが必ずしも
明らかではないが、銀行が保有する債権であつ
て、金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律施行規則(平成十年金融再生委員会規則第
二号)における破産更生債権及びこれらに準ず
る債権、危険債権並びに要管理債権に該当する
もののそれぞれの残高の合計額は、令和六年三
月末時点で約九兆五千七百九十億円であり、こ
れに対応する債権の件数は把握していない。

お尋ねの「近年」及び「金融機関の貸出残高の
具体的に意味するところが必ずしも明らかでは
ないが、一般社団法人全国銀行協会の「全国銀
行財務諸表分析(二十二年三年度決算)」による
と、例えば、国内銀行の貸出残高は、過去五年
間増加しており、御指摘のように「貸出残高が
減少している」とは認識していない。このた
め、お尋ねについてお答えすることは困難であ
る。

八について

お尋ねの「金融機関が得ていた情報」の具体的
に意味するところが必ずしも明らかではない
が、例えば、貸金業者は、貸金業法(昭和五十
八年法律第三十二号)第二十四条の規定に基づ
き、貸付に係る契約に基づく債権を他人に譲

渡するに当たっては、その者に対し、契約年月
日、貸付けの金額、貸付けの利率等の事項を通
知しているものと承知している。

銀行等についても、一般的にはこれらの事項
に係る情報が提供されているものと考えるが、
詳細は把握していない。

九について

平成十六年十二月に金融庁が公表した「金融
改革プログラム―金融サービス立国への挑
戦―」において、「利用者保護のための情報提
供・相談等の枠組みの充実」の施策の一環とし
て「金融サービス利用者相談室」を設置すること
とし、平成十七年七月に同庁に設置したもので
ある。

十について

金融庁において、金融サービス利用者相談室
で受け付けた相談等の受付件数を公表している
「金融サービス利用者相談室」における相談等
の受付状況等によれば、令和五年四月一日か
ら令和六年三月三十一日までの間の相談等の受
付件数は、銀行及び協同組織金融機関に係るも
のとは一万四千三百三十二件、生命保険会社に係る
ものは千七百三十八件、「貸金等」に係るものは
二千三百十件である。

十一について

お尋ねの「これを取り上げ調査に至った」の具
体的に意味するところが必ずしも明らかではな
いが、金融庁において、金融サービス利用者相
談室で受け付けた相談等のうち、相談者の同意
を得たものについては金融機関等に対し相談内
容の伝達を行うこととしており、十についてで
お答えした受付件数のうち、相談者の同意を得
た件数は、銀行及び協同組織金融機関に係るも
のとは六千四百三十三件、生命保険会社に係るものは
百六十一件、「貸金等」に係るものは八十件であ
る。

十二について

金融庁において、法令違反等に関する不利益
処分事例を公表している「行政処分事例集(令
和七年三月三十一日時点)」によれば、令和六年
四月一日から令和七年三月三十一日までの間に
おいて、預貯金取扱金融機関及び生命保険会社
に対して関係法令に基づき行政処分を行った事
例は、それぞれ四件及び零件である。

十五について

銀行等については、銀行法施行規則(昭和五
十七年大蔵省令第十号)等において、銀行等
は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客
の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的
を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その
他の健全かつ適切な業務の運営を確保するため
の措置に関する社内規則等を定めなければならない
こと等が規定されており、保険会社や貸金
業者についても関連法令において同様の規定が
存在している。金融庁としては、こうした規定
に基づき、金融サービス利用者相談室で受け付
けた相談等も踏まえつつ、引き続き適切な監督
に努めてまいりたい。

令和七年五月九日提出
質問第一七八号

太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県へ
の漁獲可能量の配分等に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県
への漁獲可能量の配分等に関する質問主意
書

二〇一四年に中西部太平洋まぐろ類委員会(W
CPFC)において合意された太平洋クロマグロ
の資源管理措置については、沖縄県においても、
その遵守に向けて、国の基本方針に従い、県内の

管理体制が構築され、漁業者、漁業団体、行政が一体となった取組が行われていると承知している。

しかしながら、近年の沖縄県の漁獲枠は、過去の最大漁獲実績の八割を下回る漁獲可能量に設定されており、これに起因して、二〇一九年の第五管理期間から六期連続で最盛漁期中の採捕停止に至り、二〇二四管理年度においても五月から七月にかけて多くの大型魚の放流を余儀なくされた。さらに、採捕停止に至った後も、太平洋クロマグロが網にかかることによる漁具の破損が頻発しており、キハダなど太平洋クロマグロ以外の魚種についても操業が困難な状態となっていると承知している。

これらのことから、沖縄県漁業者は資源管理の効果を実感しつつも、回復した資源を利用できない状況に憤りを感じるとともに、漁具破損等による操業機会の減少により将来の経営が見通せないことについて、大きな不安を抱いていると承知している。

このような中、二〇二四年十二月に開催されたWCPFC第二十一回年次会合において、大型魚の漁獲枠を五十パーセント増枠する等の措置が採択された。また、その後、水産庁水産政策審議会第百三十四回資源管理分科会において、都道府県別の当初配分等について承認された。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 大型魚の都道府県別漁獲可能量の当初配分については、沖縄県漁業者より、過去の最大実績を反映した当初配分となるように「配分の考え方」を見直すよう要望する声があると承知している。二〇二五管理年度以降の「配分の考え方」において、過去の最大実績がどのように反映されているのかについて示されたい。あわせて、二〇二五管理年度の沖縄県の当初配分について、過去の最大実績との比較とともに示された

い。

二 WCPFCにおける大型魚の漁獲枠の増枠決定については、太平洋クロマグロの資源管理について特段の取組を行ってきた沿岸漁業者がその成果を享受できるよう、WCPFCで増枠された割合を下回らない数量を知事管理漁業の大型魚の当初配分とする必要があると考える。二〇二五管理年度における沖縄県の知事管理漁業の大型魚の当初配分について、二〇二四管理年度からの増加割合を示されたい。

三 漁獲枠が増えたとは言え、引き続き太平洋クロマグロの資源管理に取り組む漁業者等にとつて、経営安定対策の拡充は喫緊の課題であると考え。

1 二〇二五年度における対象漁業者への所得補償、支援策等について具体的な内容を示されたい。

2 採捕停止後に太平洋クロマグロが網にかかることに伴う漁具の破損などについては、きめ細かな支援を柔軟に行う必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一七八号
令和七年五月二十日
内閣総理大臣 石破 茂
衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県への漁獲可能量の配分等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員屋良朝博君提出太平洋クロマグロの資源管理に係る沖縄県への漁獲可能量の配分等に関する質問に対する答弁書

二について
御指摘の「太平洋クロマグロ」の「大型魚の都

道府県別漁獲可能量の当初配分」については、水産政策審議会資源管理分科会において令和六年十二月十一日に改正された「くるまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」を踏まえ、農林水産大臣が決定した資源管理基本方針（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項に規定する資源管理基本方針をいう。）に即して、令和三年度から令和五年度までの管理年度都道府県にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。）ごとの都道府県の漁獲実績の比率の平均値を用いて行うことを基本とし、これに基づいて算出された数量が、平成二十七年から令和五年度までの各年度の漁獲実績のうち御指摘の「最大実績」となる漁獲量を下回る都道府県に対しては、当該「最大実績」まで上乗せすることとしている。

また、お尋ねの「二〇二五管理年度の沖縄県の当初配分」は、二百三十六・五トンであり、平成二十七年から令和五年度までの各年度の漁獲実績のうち「最大実績」である令和二年度の二百二十・四トンを上回っている。

二について

御指摘の「二〇二五管理年度における沖縄県の知事管理漁業の大型魚の当初配分」は、二百三十六・五トンであり、「二〇二四管理年度」の「当初配分」である百四十七・五トンと比べて、約六十パーセント増加している。

三について

お尋ねの「対象漁業者への所得補償」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「太平洋クロマグロの資源管理に取組む漁業者」に対しては、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第七十七条第一号に掲げる漁獲共済に加え、令和七年度において、漁業収入安定対策事業において、漁獲金額の減少について補填が行われることとなつて

いる。また、御指摘の「太平洋クロマグロ」の「放流を余儀なくされた沿岸漁業者等」に対しては、「水産業競争力強化緊急事業」のうち「広域浜プラン緊急対策事業」により、放流等の取組に必要な経費への支援を行っている。一方、お尋ねの「太平洋クロマグロが網にかかることに伴う漁具の破損など」については、御指摘の「採捕停止後」であるか否かにかかわらず、通常の漁ろう活動に際し発生する事象であるため、支援の対象外としている。

令和七年五月九日提出
質問第一七九号

日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する質問主意書

提出者 屋良 朝博

日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する質問主意書

二〇一三年に署名され発効した、いわゆる日台民間漁業取決めは、沖縄県漁業者の頭越しに締結されたものであり、沖縄県の漁業者は、台湾漁船とのトラブルに不安を抱えながら操業している状況が続いている。特に八重山北方三角水域においては、現在に至るまで台湾漁船の漁具流出や台湾側のルール違反が確認されており、漁業者が本意に操業を自粛せざるを得ない事態も生じていると承知している。

このような中、日台民間漁業取決め適用水域（以下「適用水域」という。）において日本の漁場を維持確保することは、国益を守る観点からも非常に重要である。また、政府は、適用水域において外国漁船により影響を受けている沖縄県の漁業者の経営安定・被害救済のための対策を基金（以下「沖縄漁業基金」という。）により支援しているが、沖縄漁業基金によって外国漁船の監視等を維持・強化する必要があると考える。

また、一九九七年に署名され、二〇〇〇年に発効したいわゆる日中漁業協定は、北緯二十七度以南を協定の適用除外水域とするとともに、当時の書簡により、中国漁船による違法操業等が行われた場合であっても取締りができない内容となっている。

沖縄県の漁業者は、頻繁に起きている中国海警局の船舶による日本の接続水域・領海内の航行、沖縄県周辺水域でいわゆる虎網を操業する中国漁船の進出や中国サンゴ網漁業の再発に対して強い危機感を抱いていると承知している。特に二〇二〇年五月以降、尖閣諸島周辺水域で中国海警局の船舶が沖縄県漁船を追尾する事案が頻繁に起きている。さらに、二〇二一年には中国において「海警法」が成立し、同年施行され、その結果中国海警局の武器使用が認められたことは、地域の漁業者に大きな脅威を与えていると考える。

頻発する中国海警局の船舶による沖縄県漁船に対する威嚇行為等は、不測の事態を招くおそれをはらんでおり、このような状況を早急に改善する必要があると考える。

これらを踏まえ、沖縄県漁業者の權益を確保するとともに、沖縄周辺水域の水産資源を適切に管理する必要から、以下質問する。

一 日台民間漁業取決め関係

適用水域はマグロ等の好漁場であり、日台双方の漁船が操業しているが、一部の漁場において我が国漁船の円滑な操業に支障が生じており、その解消等のため、同取決めに基づき設置された日台漁業委員会において、日台双方の漁船が漁場を公平に利用するため、操業ルールの改善等に向けた協議が続けられている。二〇二五年一月に開催された同委員会第十一回会合では、適用水域で日台双方の漁業者が遵守すべき操業ルールを見直すことで一致したとされている。

1 日台民間漁業取決めの締結以降の実情を踏まえて、東シナ海における平和及び安定を維持し、友好及び互恵協力を推進し、排他的経済水域の海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図るために、適用水域から①東経百二十五度三十分より東側の水域及び②台湾が主張する暫定執法線より南側の水域を撤廃する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。なお、両水域の撤廃が困難であると政府が考える場合はその理由についても示されたい。

2 適用水域以外で、地理的中間線から東側の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこととする必要があるが、違反操業を行う台湾漁船に対しては、拿捕を含む厳格な取締りを徹底する必要があると考える。これらの必要性についての政府の認識とともに、具体的な対応策について示されたい。

3 先島諸島の南側及び沖ノ島周辺水域等について、今後一切操業ルールの見直しに向けた協議の対象とすべきでないと考えるが、政府の見解を示されたい。

4 適用水域内において沖縄県漁船が安心して操業できるよう、操業ルールの更なる改善とともに、安全対策の強化を図る必要があると考える。政府による現行の安全対策の内容とともに、今後の対策強化の方向性について示されたい。

5 1から4に係る日台漁業委員会におけるこれまでの議論の内容について、政府の把握するところを可能な限り示されたい。なお、二〇二五年一月に合意された操業ルールの見直しの具体的な内容についても示されたい。

6 沖縄漁業基金による事業は、その柱である外国漁船操業等・調査監視事業の実施を通じて、沖縄県周辺の広大な水域の權益確保に大

きく貢献しているほか、操業安全対策事業を始めとする各種助成事業の実施により、漁業者の安全操業や経営安定に大きな役割を果たしている。しかしながら、沖縄漁業基金に係る予算措置は、二〇二四年度においても補正予算として措置されるにとどまっている。今後長期化が予想される日台民間漁業取決めに係る協議や適用水域・周辺水域における影響を踏まえれば、予算規模を拡充することにも、安定的かつ継続的な予算措置が必要であると考える。二〇二五年度以降の沖縄漁業基金に係る予算規模及び予算措置の在り方について、政府の見解をそれぞれ示されたい。

7 いわゆるスマート漁業の進展など、近年の漁業を取り巻く情勢・需要を踏まえて、これらに柔軟に対応して事業を実施できるよう、沖縄漁業基金について運用改善を図る必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

二 日中漁業協定関係

我が国と中国との間では、日中漁業協定に基づき、相互入漁の条件や東シナ海の一部に設定された暫定措置水域等における資源管理等について継続的な協議が行われていると承知している。

1 北緯二十七度以南の水域において中国漁船の操業を規制できるようにするためには、一九九七年当時の書簡を破棄するとともに、日中漁業協定第六条を見直す必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。なお、書簡の破棄及び同協定第六条の見直しが困難であると政府が考える場合はその理由についても示されたい。

2 中国国内法においても禁止されているサンゴ網漁業については、日中漁業協定の見直しまでの間、実質的な取締りが可能となる体制を構築する必要があると考える。当該サンゴ

網漁業に対する日本政府による現行の対応とともに、同協定見直しまでの実質的な取締りに向けた政府の対応について示したうえで、中国政府の対応について、政府が把握するところを示されたい。

3 中国サンゴ網漁船を始め違法操業を行う外国漁船に対する取締りを徹底するとともに、中国海警局の船舶による威圧行為等を排除し、我が国漁船の安全操業の確保に向けた体制の強化を図る必要があると考える。これらに係る現行の対策・体制の評価とともに、今後の対策・体制強化の方向性についてそれぞれ示されたい。

4 1から3に係る我が国と中国との間での協議におけるこれまでの議論の内容について可能な限り示されたい。

右質問する。

内閣衆質二一七第一七九号
令和七年五月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員屋良朝博君提出日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員屋良朝博君提出日台民間漁業取決め及び日中漁業協定の見直し等に関する質問に対する答弁書

一の1について
御指摘の「東シナ海における平和及び安定を維持し、友好及び互恵協力を推進し、排他的経済水域の海洋生物資源の保存及び合理的な利用並びに操業秩序の維持を図る」ためには、沖縄県を始めとする都道府県の関係漁業者が台湾の漁業者とのトラブルなく安心して操業できるこ

とが重要であると考えており、引き続き「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決めの適用水域における漁船操業ルール」(以下「操業ルール」という。)の適切な実施の確保や必要に応じた見直しに向けた取組を実施していく考えである。

一の2について

我が国の排他的経済水域のうち、「公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め」第二条(1)に規定する取決め適用水域(以下「日台民間漁業取決めの適用水域」という。)外の水域において我が国の許可なく台湾漁船が操業することについては、我が国政府として認めておらず、水産庁の漁業取締船の派遣等を通じて取締りを実施しているところである。

一の3について

御指摘の「先島諸島の南側及び沖ノ鳥島周辺水域等」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、日台民間漁業取決めの適用水域以外の水域について、日台漁業委員会が協議されるべきではないと考えている。

一の4及び5について

お尋ねの「日台漁業委員会におけるこれまでの議論の内容」については、これまで原則として毎年一回日台漁業委員会が開催され、我が国漁業者と台湾の漁業者とのトラブルの防止を図るため、操業ルールの協議等が行われてきており、直近では、令和七年一月に第十一回会合が開催され、我が国漁船が操業する水域への台湾漁船の漁具の流出を抑止するための台湾側の措置を操業ルールに明確に規定することで一致したと承知している。我が国政府としては、我が国漁業者に対して操業ルールを遵守することに

者による操業ルールの違反事案について台湾側に再発防止の申入れを行っているところであり、操業ルールが遵守されるよう引き続き適切に対応してまいりたい。

一の6について

御指摘の「沖縄漁業基金」については、平成二十五年度の創設以来、御指摘のように「安定的かつ継続的」に事業に必要な予算を措置してきており、引き続き必要な予算を確保してまいりたい。

一の7について

御指摘の「沖縄漁業基金」は、日台民間漁業取決めの適用水域やその周辺の水域において、台湾漁船の操業等により影響を受けている沖縄県の漁業者の経営安定等を図るためのものであり、引き続き、その趣旨を踏まえ、適切に事業を実施してまいりたい。なお、御指摘の「スマート漁業」については、「スマート水産業推進事業等」で支援しているところである。

二の1について

御指摘の「北緯二十七度以南の水域において中国漁船の操業を規制できるようにするためには、一九九七年当時の書簡を破棄することにも、日中漁業協定第六条を見直す必要がある」と考える」の意味するところが必ずしも明らかではないが、漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定(平成十二年条約第二号。以下「協定」という。)第六条(b)に規定する水域については、漁業実態が複雑であり、かつ入り組んでいることから、既存の漁業秩序を基本的に維持することとし、協定第二条から第五条までの規定を適用しないこととしているものである。

二の2について

御指摘の「日中漁業協定の見直しまでの間、実質的な取締りが可能となる体制を構築する」

の意味するところが明らかではないため、お尋ねの「同協定見直しまでの実質的な取締りに向けた政府の対応」についてお答えすることは困難であるが、協定第六条(a)及び(b)に規定する水域で水産庁の漁業取締船が中国船籍のサンゴ船とみられる船舶を視認した場合には、その都度、中国政府への通報を行っている。また、お尋ねの「中国政府の対応」については、中国側は、サンゴの密漁について取締りを行ってきている旨明らかにしてきているが、我が国として、引き続き、中国側に対して必要な措置をとるよう求めてまいりたい。

二の3について

外国漁船の監視・取締りについては、水産庁は漁業取締船を、海上保安庁は巡視船を派遣するなど、連携しつつ対応しているところである。

海上保安庁においては、我が国領海に接近する中国海警局に所属する船舶に対し、当該領海に侵入しないよう警告するとともに、当該領海に侵入した当該船舶に対しては、当該領海からの退去要求や進路の規制を繰り返し実施し、当該領海外へ退去させ、また、我が国漁船に近づこうとする事案の場合には、その周囲に巡視船を配備し安全を確保しているところである。

我が国政府としては、引き続き、こうした外国漁船の監視・取締り等に必要な体制の充実を図ってまいりたい。

二の4について

我が国政府としては、これまで、日中漁業共同委員会、日中高級事務レベル海洋協議等において、中国側に対し、中国漁船の違法操業等に対する適切な対応を強く要請するとともに、日中双方で水産資源の管理に係る連携及び協力の重要性を確認してきている。

令和七年五月九日提出
質問第一八〇号

外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や医療サービス濫用への対策の必要性に関する質問主意書

提出者 竹上 裕子

外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や医療サービス濫用への対策の必要性に関する質問主意書

第二百十六回国会(臨時会)において、私の提出した、外国人の国民健康保険料等の支払状況の実態調査及び外国人の医療保険制度を別立てにすることに關する質問主意書(令和六年十二月十三日提出質問第六六号。以下「先の質問」という。)に対する答弁書(内閣衆質二一六第六六号。以下「先の答弁」という。)において、政府は、「医療保険制度は、社会連帯と相互扶助の理念等に基づき、国籍のいかんを問わず等しく保障を及ぼすべきである」という我が国の社会保険制度の基本的な考え方に照らし、外国人についても、適正な在留資格を有し、加入要件を満たしている場合には、原則として適用対象としている」との答弁を行った。

しかしながら、この「国籍のいかんを問わず等しく保障を及ぼすべきである」との主張は、必ずしも、国際社会の共通認識であるとは言えないと考える。この点に関しては、社会保障協定を締結していない第三国の外国人に対してまで、社会連帯と相互扶助を我が国から一方的に申し出る必要性は全くないばかりか、逆に、我が国の善意に付け込んで、身勝手な外国人による保険料・保険税の未納・滞納や、医療サービスの濫用が繰り返されることにより、我が国の医療保険財政が大きく毀損される結果がもたらされるのみであると考え

また、社会保険制度の重要な柱の一つである公的年金制度に目を向けてみると、在留外国人の国民年金保険料の納付率がわずか四十三・四％であることに關する質問主意書(令和七年四月三日提出質問第一三四号)において私が指摘したように、令和五年度における国民年金第一号被保険者の保険料の最終納付率(令和三年度分保険料は八十三・一％となつてゐる。一方、同年度における外国人の国民年金保険料の最終納付率は四十三・四％となつており、全体の最終納付率を大幅に下回つてゐる。これは、言をまたず、我が国の社会保険制度が社会連帯と相互扶助の理念等を顧みないいわゆるフリーライダーの外国人によりゆがめられてゐることについての紛れもない証左であると考えらる。

こうした観点から、次の事項について質問する。

一 先の答弁では、日本に暮らす外国人をめぐる年金や医療等の保険料の納付実態を把握する調査の検討状況すら明らかとはならなかつた。このため、衆議院議員竹上裕子事務所は、令和七年一月、東京都特別区について、東京都の統計を基に、各区の人口に占める外国人人口の割合の高い上位七区(新宿区、豊島区、荒川区、台東区、北区、港区及び江東区)に対し、各区において国民健康保険の被保険者となつてゐる外国人に係る国民健康保険料の現年分収納率についての聴取調査(以下「竹上裕子事務所による聴取調査」という。)等を行った。その結果、令和五年度分の外国人に係る国民健康保険料の現年分収納率は、新宿区は四十七・一三％、豊島区は前年度(六十％台)より改善してゐるとはいえ、七十三・八一％であつた。一方、令和四年度における国民健康保険(市町村国保)の保険料(税)収納率は、全国平均で九十四・一四％となつてゐる。

また、令和七年四月二十三日付の産経新聞朝

刊及び日本経済新聞朝刊によると、厚生労働省が自由民主党の外国人材等に関する特別委員会・在留外国人に係る医療ワーキンググループ合同会議に提示した資料(以下「自由民主党資料」という。)では、外国人の国民健康保険料(税)の納付率を把握してゐる百五十市区町村に厚生労働省が実態を聴き取り、令和六年十二月末時点で集計した同納付率は、平均で六十三％(日本人を含めた全体の納付率は九十三％)であつた旨が報じられてゐる。

竹上裕子事務所による聴取調査の結果及び自由民主党資料により、国民健康保険料(税)の納付率は、外国人が日本人を大幅に下回つてゐることが明らかとなつたが、この点について、政府の認識及び今後の対応方針をそれぞれお示し願ひたい。

二 竹上裕子事務所による聴取調査では、調査を行った七特別区中四特別区からは、「外国人のデータを持つてゐない」、「日本人と外国人を分けてゐない」、「公開してゐない」、「非公開で定義も明確になつてゐないもの」、区議会における答弁対応は行つてゐないとの回答があつた。外国人による国民健康保険料等の未納・滞納が深刻な状況に陥つてゐることが推定されるにもかかわらず、外国人による国民健康保険料等の納付状況の調査・公表の有無は自治体によつて異なつてゐる。国民健康保険に対しては国費で毎年約三兆円もの財政支援をしてゐるにもかかわらず、国は外国人による国民健康保険料等の納付状況の調査を行つてゐないため、各自治体の外国人による国民健康保険料等の納付状況の現状把握もできないような状況であると考えらる。まずは、令和七年度より各自治体の国民健康保険における国籍別の保険料(税)の納付状況の把握を義務付けるとともに、国として公表すべきであると考えらるが、政府の見解をお示し願ひたい。

三 前記一及び二を踏まえ、医療保険財政を堅持していく上で、抜本的な外国人の国民健康保険料等の未納・滞納対策を早急に講ずる必要があると考えらる。

1 国民健康保険料(税)額は、前年の所得額を基に算定されると承知してゐるが、来日した外国人が国民健康保険の被保険者となる場合、前年の所得額は、どのような証拠書類によつて証明されるのか、また、当該証拠書類の真正性及び正確性はどのように担保されるのか、政府の見解をそれぞれお示し願ひたい。

2 日本における外国人の国民健康保険料の納付率が日本人よりも格段に低いことは前述したとおりである。差押え等の滞納処分の実施割合を外国人と日本人とで比較した場合、外国人が日本人を上回ると考えらるが、実際の国籍別の滞納処分の実施状況をそれぞれ可能な限りお示し願ひたい。

3 外国人が国民健康保険の保険料(税)を滞納したまま出国する場合、日本からの出国時、国民健康保険の保険料(税)の滞納状況を確認し、滞納がある場合には、その場で取立てを行つてゐるか伺ひたい。

4 平成三十年度以降、国民健康保険の保険料(税)を滞納したまま出国した外国人の数及び当該外国人による国民健康保険料(税)の滞納額を、それぞれ可能な限り年度ごとにお示し願ひたい。

5 国民健康保険の保険料(税)を滞納したまま出国した外国人に対し、具体的にどのような滞納処分の方法をとり得るのか、政府の見解を伺ひたい。

6 平成三十年度以降における国民健康保険の保険料(税)を滞納したまま出国した外国人が海外に所有する財産に対する差押えの状況、

再入国した当該外国人に対する取立ての実施状況及び滞納処分による取立財産の割合を、それぞれ可能な限り年度ごとにお示し願ひたい。

四 高額療養費問題について、令和七年三月三日の衆議院予算委員会の質疑において、東京大学の中国人留学生在が日本の医療制度を使い、多額の医療費を不正に受給したと見られる事件が取り上げられた。同質疑によると、同留学生在は、令和五年十月から令和六年十月の間、頻繁に通院や入院を繰り返して、その合計額は千三百二十六万五千五百円、高額療養費制度のおかげで自己負担額はわずか数十万円に抑えられたとされておゐる。これを本人が中国のSNS(レッド)で、留学生として入院したらわずか一年で日本で千三百万円の医療費をだまし取つたとし、日本円をばか幣(愚かな国の通貨)と呼び、日本の医療制度を悪用したことを自ら暴露したとされている。同事件のように、傍若無人な外国人による我が国の医療サービスの濫用が水面下で拡大している可能性もあると考えらる。

1 国として、同事件の事実関係について、調査を行つたのか、その調査状況をお示し願ひたい。併せて同留学生在が日本政府から国費による奨学金を得てゐるかどうかもお示し願ひたい。

2 平成三十年度以降、来日し、国民健康保険に加入した外国人について、来日後、半年以内、一年以内及び二年以内に高額療養費制度を利用した者の数及びその数の同制度を利用した者の総数に占める割合を年度別に、それぞれ可能な限りお示し願ひたい。

3 最新の年度について、日本人以外で同制度を利用した者の数の多い国籍別の上位三か国について、その利用件数及び同制度に基づく支給金額をそれぞれお示し願ひたい。

五 先の答弁において言及された「医療保険制度

は、社会連帯と相互扶助の理念等に基づき、国籍のいかんを問わず等しく保障を及ぼすべきであるという我が国の社会保険制度の基本的な考え方」の法的根拠をお示し願いたい。法的根拠がない場合、同考え方が拠って立つ根拠をお示し願いたい。

六 先の質問において、外国人の医療保険制度を別立てとし、新たな医療保険制度を創設すべきである旨の提言を行った。しかしながら、同提言に対し、先の答弁では、「新たな医療保険制度を創設するべきとは考えておらず、したがって、お尋ねの「制度設計」について、政府として具体的に検討していない」とされた。そこで、国籍を問わず同じ社会保険制度にするという枠組みを前提とした新たな改善提言を行う。現在、我が国の国民健康保険制度は、三か月を超える在留期間を有する外国人を制度の適用対象としている。しかしながら、わずか三か月程度の在留期間では、医療目的の偽装来日、我が国の医療保険制度にただ乗りすることを目的とした不当な在留をもくろむ外国人の流入を防ぐことは極めて難しいと考える。

一方、公的医療保険制度への加入が可能となる在留期間に関しては、例えば、アイルランドにおいては、一年未満の短期滞在者には公営医療サービスの受診資格が付与されていないと承知している。

このような事例も参考とし、我が国の国民健康保険制度においても制度への加入に際し一年以上の在留期間を要することとし、その間は民間の医療保険等の保険商品で対応する制度設計へ改善すべきと考えるが、本提言に対する政府の見解をお示し願いたい。

内閣衆質二一七第一八〇号
令和七年五月二十日

内閣総理大臣 石破 茂

衆議院議長 額賀福志郎殿

衆議院議員竹上裕子君提出外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や医療サービス濫用への対策の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹上裕子君提出外国人による国民健康保険料等の未納・滞納や医療サービス濫用への対策の必要性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「聴取調査」及び「厚生労働省が・・・提示した資料」における調査については、いずれも、一部の地方自治体を対象にした調査であるところ、御指摘の「各自治体の国民健康保険における国籍別の保険料(税)の納付状況の把握」については、令和七年四月三日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「外国人の滞納状況の把握については、現在その滞納状況を実際に把握できている自治体とできていない自治体があるところでございますので、まずはその把握が可能な自治体、こちらのところについてよく聞き取りを行って、その結果を踏まえた分析を速やかに進めていきたい、その上で更に全体的な調査というのもしつかりやっていきたい、このように考えております。」と答弁したとおりであり、現時点では、必ずしも御指摘のように「国民健康保険料(税)の納付率は、外国人が日本人を大幅に下回っていることが明らかとなった」とは考えていないが、いずれにせよ、一部の地方自治体において「外国人」の「国民健康保険料(税)の納付率」が「日本人」のそれを「下回っている」ため、これに関する

対応については、同日の同委員会において、政府参考人が「我が国の医療保険制度は、適正な在留資格を有し、日本国内に住所を有する外国人については原則として加入し、保険料を納めていただくながら保険給付が受けられるという仕組みになっております。このことは、要するに被保険者の支え合いで成り立っている医療保険制度でございますので、外国人の方にも適切に保険料納付していただくこと、極めて重要であるというふうに考えております。これまで取組といたしましては、保険者において、外国語によるリーフレット作成などによる制度の周知、外国人を含め保険料の滞納者への納付の勧奨や相談等の取組を行っておりますが、引き続き、保険料を適切に納付いただけるよう、関係省庁ともよく連携しながらしっかりと取り組んでいきたいと考えております。」と答弁したとおりである。

三の1について

御指摘の「国民健康保険料(税)」については、「来日した外国人」も含め、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十一条等の規定により、保険者は、保険料の賦課額等の保険料の賦課及び徴収等に関する事項について、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の七第二項第四号等に規定する「基礎控除後の総所得金額等」を用いた上で、具体的には条例で定める等により、保険料の賦課及び徴収等の具体的な事務が行われているところ、政府として、当該事務の詳細を網羅的に把握していないため、お尋ねの「どのような証拠書類によつて証明されるのか、また、当該証拠書類の真正性及び正確性はどのように担保されるのか」についてお答えすることは困難である。

三の2、4及び6について

お尋ねの「国籍別の滞納処分の実施状況」、「国民健康保険の保険料(税)を滞納したまま出国した外国人の数及び当該外国人による国民健康保険料(税)の滞納額」及び「国民健康保険の保険料(税)を滞納したまま出国した外国人が海外に所有する財産に対する差押えの状況、再入国した当該外国人に対する取立ての実施状況及び滞納処分による取立財産の割合」については、把握しておらず、また、調査を行って集計することは膨大な作業を要することなどから、お答えすることは困難である。

三の3及び5について

御指摘の「外国人が国民健康保険の保険料(税)を滞納したまま出国する場合、日本からの出国時、国民健康保険の保険料(税)の滞納状況を確認し、滞納がある場合には、その場で取立てを行うこと及び「国民健康保険の保険料(税)を滞納したまま出国した外国人に対し、「滞納処分の方法をとる」ことについては、「出国」時点での「滞納状況」の把握や「滞納したまま出国した」後の「滞納処分」の対象となる財産の保有状況の把握といった実務上の課題があり、困難と考えている。なお、御指摘の「外国人」も含め、国民健康保険法第五十四条の三第一項の規定に基づき、「市町村及び組合は、保険料を滞納している世帯主・・・又は組合員」に対し、「当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組を行うこと」としているところ、御指摘の「外国人」が「国民健康保険の保険料(税)を滞納したまま出国」する前の段階において、同項の規定に基づき「市町村及び組合」において当該取組が行われているところである。

イ 抵当権の目的とすることができする財産（次に掲げるものを除く。） (1) 農業動産信用法（昭和八年法律第三十号）第二条第一項に規定する農業用動産（第三十九条第一項から第三項までにおいて「農業用動産」という。） (2) 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）による登録を受けた自動車（大型特殊自動車で建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）第二条に規定する建設機械であるものを除く。第三十九条第四項において「登録自動車」という。） ロ 特許権、実用新案権、意匠権及びこれらの実施権、商標権及びその使用権、育成者権及びその利用権、特許、実用新案登録又は意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利並びに防護標章登録に基づく権利 二 譲渡担保財産 譲渡担保契約の目的である財産をいう。 三 譲渡担保権 譲渡担保財産の譲渡を受ける者が譲渡担保契約に基づいて譲渡担保財産について取得する権利をいう。 四 譲渡担保権者 譲渡担保権を有する者をいう。 五 譲渡担保権設定者 譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保財産を譲渡する者（その者が譲渡担保財産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者）をいう。 六 動産譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、動産を目的とするものをいう。 七 譲渡担保動産 動産譲渡担保契約の目的である動産をいう。 八 動産譲渡担保権 譲渡担保動産の譲渡を受	ける者が動産譲渡担保契約に基づいて譲渡担保動産について取得する権利をいう。 九 動産譲渡担保権者 動産譲渡担保権を有する者をいう。 十 動産譲渡担保権設定者 動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡する者（その者が譲渡担保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者）をいう。 十一 債権譲渡担保契約 譲渡担保契約のうち、債権を目的とするものをいう。 十二 譲渡担保債権 債権譲渡担保契約の目的である債権をいう。 十三 債権譲渡担保権 譲渡担保債権の譲渡を受ける者が債権譲渡担保契約に基づいて譲渡担保債権について取得する権利をいう。 十四 債権譲渡担保権者 債権譲渡担保権を有する者をいう。 十五 債権譲渡担保権設定者 債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡する者（その者が譲渡担保債権について有する権利を他の者に譲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者）をいう。 十六 所有権留保契約 次に掲げる契約をいう。 イ 動産（抵当権の目的とすることができするもの（第一号イ(1)及び(2)に掲げるものを除く。）を除く。以下同じ。）の所有権を移転することを内容とする売買その他の契約（ロにおいて「売買契約等」という。）であつて、当該動産の代金の支払債務その他の金銭債務を担保するため、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該動産の所有権を移転すべき者に留保する旨の定めのあるもの	ロ 売買契約等の当事者のうち当該売買契約等の目的である動産の所有権の移転を受けべき者が、第三者に対し、当該動産の所有権を移転すべき者に対する当該動産の代金その他の金銭の支払を委託し、当該者が、その支払を受けたときに、当該金銭の償還債務その他の金銭債務の担保として、当該第三者に当該動産の所有権を取得させることを約する契約であつて、その金銭債務の全部の履行がされるまでの間は、当該動産の所有権を当該第三者に留保する旨の定めのあるもの 十七 所有権留保動産 所有権留保契約の目的である動産をいう。 十八 留保所有権 所有権留保動産の所有権を留保する者が所有権留保契約に基づいて所有権留保動産について有する権利をいう。 十九 留保売主等 留保所有権を有する者をいう。 二十 留保買主等 所有権留保契約の当事者のうち、被担保債権に係る債務の全部の履行がされた場合に所有権留保動産の所有権の移転を受ける者（その者が所有権留保動産について有する権利を他の者に譲渡した場合にあつては、その権利を現に有する者）をいう。 第二章 譲渡担保契約 第一節 譲渡担保契約の効力 第一款 総則 第一目 通則 (譲渡担保権の内容) 第三条 譲渡担保権者は、譲渡担保財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 (譲渡担保権の被担保債権の範囲) 第四条 譲渡担保権は、元本、利息、違約金、譲	渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によつて生じた損害の賠償を担保する。ただし、譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 (譲渡担保権者による譲渡担保財産の譲渡) 第五条 譲渡担保権者は、次節の規定による実行手続によらなければ、譲渡担保財産を譲渡することができない。 (譲渡担保権設定者の処分権限) 第六条 譲渡担保権設定者は、その有する譲渡担保財産についての権利を第三者に譲渡することができる。 (同一の譲渡担保財産についての重複する譲渡担保契約) 第七条 譲渡担保財産は、重ねて譲渡担保契約の目的とすることができする。 (譲渡担保権の不可分性) 第八条 譲渡担保権者は、被担保債権の全部の弁済を受けるまでは、譲渡担保財産の全部について、譲渡担保権を行使することができる。 (物上代位) 第九条 譲渡担保権は、譲渡担保財産の売却、賃貸、滅失又は損傷によつて譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。この場合においては、譲渡担保権者は、その払渡し又は引渡しの前に差押えをしなければならない。 2 前項前段の規定に基づいて譲渡担保権者が行使する権利は、その金銭その他の物の払渡し又は引渡しを目的とする債権を目的とする質権又は譲渡担保権であつて、同項後段の規定による差押えの後に對抗要件を備えたものに優先する。 3 譲渡担保権の目的である財産についてその譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は他の譲
---	--	---	--

渡担保権を有する者(以下この項において「劣後担保権者」という。)は、その順位により、譲渡担保権設定者が支払を受けるべき第四十八条第二項(第五十八条において準用する場合を含む。)(に規定する残額、第六十条第四項(第九十条(第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十六条第一項第五号において同じ。))において準用する場合を含む。)(に規定する帰属清算金、第六十一条第五項(第九十三条において準用する場合を含む。))に規定する処分清算金又は第九十二条第一項後段(第九十六条第一項において準用する場合を含む。)(に規定する差額に相当する金銭に対しても、その権利を行使することができる。この場合においては、劣後担保権者は、その払渡しの前に差押えをしなければならない。 (物上保証人の求償権)	る一定の範囲に属する不特定の債権を担保するためににも締結することができる。 (根譲渡担保権の被担保債権の範囲) 第十四条 前条の債権を担保するために締結された譲渡担保契約(以下「根譲渡担保契約」という。))に基づく譲渡担保権(以下「根譲渡担保権」という。))を有する者(以下「根譲渡担保権者」という。))は、確定した元本、利息、違約金、根譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償の全部について、その根譲渡担保権を行使することができる。ただし、根譲渡担保契約において極度額(根譲渡担保権を行使することができる被担保債権の上限の額をいう。以下同じ。))の定めがあるときは、当該極度額を限度とする。 (根譲渡担保権の被担保債権の範囲及び債務者の変更)	日から五年以内でなければならない。 (根譲渡担保権の被担保債権の譲渡等) 第十八条 元本の確定前に根譲渡担保権者から債権を取得した者は、その債権について根譲渡担保権を行使することができない。元本の確定前に債務者のために又は債務者に代わって弁済をした者も、同様とする。 2 元本の確定前に債務の引受けがあったときは、根譲渡担保権者は、引受人の債務について、その根譲渡担保権を行使することができない。 3 元本の確定前に免責的債務引受けがあった場合における債権者は、民法第四百七十二条の四第一項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を引受人が負担する債務に移すことができない。 4 元本の確定前に債権者の交替による更改があった場合における更改前の債権者は、第十一条第二項の規定により適用する民法第五百十八条第一項の規定にかかわらず、根譲渡担保権を更改後の債務に移すことができない。元本の確定前に債務者の交替による更改があった場合における債権者も、同様とする。 (根譲渡担保権者又は債務者の合併) 第十九条 元本の確定前に根譲渡担保権者について合併があったときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債権のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に取得する債権を担保する。 2 元本の確定前にその債務者について合併があったときは、根譲渡担保権は、合併の時に存する債務のほか、合併後存続する法人又は合併によって設立された法人が合併後に負担する債務を担保する。 3 前二項の場合には、根譲渡担保契約における譲渡担保権設定者(以下「根譲渡担保権設定者」という。))は、担保すべき元本の確定を請求することができる。ただし、前項の場合において、その債務者が根譲渡担保権設定者であるときは、この限りでない。 4 前項の規定による請求があったときは、担保すべき元本は、合併の時に確定したものとみなす。 5 第三項の規定による請求は、根譲渡担保権設定者が合併のあったことを知った日から二週間を経過したときは、することができない。合併の日から一月を経過したときも、同様とする。 (根譲渡担保権者又は債務者の会社分割) 第二十条 元本の確定前に根譲渡担保権者を分割する会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債権のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社が分割後に取得する債権を担保する。 2 元本の確定前にその債務者を分割をする会社とする分割があったときは、根譲渡担保権は、分割の時に存する債務のほか、分割をした会社及び分割により設立された会社又は当該分割をした会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部を当該会社から承継した会社が分割後に負担する債務を担保する。 3 前条第三項から第五項までの規定は、前二項の場合について準用する。 (根譲渡担保権の譲渡) 第二十一条 元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権(極度額の定めがあるものに限る。次項及び次条において同じ。))を譲り渡すことができる。
第十條 他人の債務を担保するため譲渡担保契約を締結した譲渡担保権設定者は、その債務を弁済し、又は譲渡担保権の実行によって譲渡担保財産を失ったときは、民法に規定する保証債務に関する規定に従い、債務者に対して求償権を有する。 (民法の規定の適用除外等) 第十一條 民法第四百九十六条第一項の規定は、供託によって譲渡担保権が消滅した場合には、適用しない。 2 譲渡担保権は、質権とみなして、民法第五百十八条の規定を適用する。 (仮登記担保契約に関する法律の規定の適用) 第十二條 譲渡担保権は、質権とみなして、仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)の規定を適用する。 第二目 根譲渡担保契約の効力 (不特定の債権を担保するための譲渡担保契約) 第十三條 譲渡担保契約は、債務者との間に生ず	第十五条 元本の確定前においては、根譲渡担保権の被担保債権の範囲の変更をすることができる。債務者の変更についても、同様とする。 2 根譲渡担保権の極度額の定めがない場合における前項の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。 (根譲渡担保権の極度額の変更等) 第十六条 根譲渡担保契約の締結後に根譲渡担保権の極度額を定め、又は根譲渡担保権の極度額の定めを変更し、若しくは廃止するには、利害関係を有する者の承諾を得なければならない。 (根譲渡担保権の元本確定期日の定め) 第十七条 根譲渡担保権の担保すべき元本については、その確定すべき期日を定め、又は変更することができる。 2 前項の期日を定め、又は変更するには、根譲渡担保権に劣後する譲渡担保権を有する者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。 3 第一項の期日は、これを定め、又は変更した	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案及び同報告書

2 根譲渡担保権者は、その根譲渡担保権を二個の権利に分割して、その一方を前項の規定により譲り渡すことができる。この場合において、その根譲渡担保権を目的とする権利は、譲り渡した根譲渡担保権について消滅する。 3 前項の規定による譲渡をするには、その根譲渡担保権を目的とする権利を有する者の承諾を得なければならない。 (根譲渡担保権の一部譲渡) 第二十二條 元本の確定前においては、根譲渡担保権者は、根譲渡担保権設定者の承諾を得て、その根譲渡担保権の一部譲渡(譲渡人が譲受人と根譲渡担保権を共有するため、これを分割しないで譲り渡すことをいう。次条において同じ。)をすることができる。	め、又はある者が他の者に先立つて弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに従う。 2 根譲渡担保権の共有者は、他の共有者の同意を得て、第二十一条第一項の規定によりその権利を譲り渡すことができる。 (根譲渡担保権の元本の確定請求) 第二十五條 根譲渡担保権設定者は、根譲渡担保契約に基づく財産の譲渡の時から三年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から二週間を経過することによって確定する。 2 根譲渡担保権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。 3 前二項の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しない。 (根譲渡担保権の元本の確定事由) 第二十六條 次に掲げる場合には、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定する。 一 根譲渡担保権者が譲渡担保財産について強制執行、担保権の実行(担保権の実行としての競売の例による競売を含む。)又は第九条第一項後段若しくは第三項後段の規定による差押えを申し立てたとき。ただし、差押えがあつたときに限る。 二 根譲渡担保権者が譲渡担保財産に対して滞納処分による差押えをしたとき。 三 根譲渡担保権者が次に掲げるいずれかの事由があつたことを知った時から二週間を経過したとき。 イ 譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。次号において同じ。)による差押え	(当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権(第四十一条第一項に規定する集合動産譲渡担保権をいう。以下この項及び第三十七条において同じ。)である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲(第四十条に規定する動産特定範囲をいう。以下この号及び第三十七条第二号において同じ。)に属する動産に対する強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売による競売による差押えを除く。) ロ 当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売における特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権に基づく配当要求 ハ 譲渡担保財産に対する滞納処分による差押え(当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する滞納処分による差押えを除く。) 四 動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売において配当要求をしたとき。 五 根譲渡担保権者が帰属清算の通知(第六十条第一項(第九十三条において準用する場合を含む。))に規定する帰属清算の通知をいう。次号において同じ。)又は処分清算譲渡(第六十一条第一項(第九十三条において準用する	場合を含む。)に規定する処分清算譲渡をいう。次号において同じ。)をしたとき。 六 動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者が第六十二条第一項の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき。 七 集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権の根譲渡担保権者が根譲渡担保権設定者に対して第六十六条第一項の規定による通知をしたとき。 八 集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する者が第六十七条の同意を得て第六十六条第一項の規定による通知をしたとき。 九 債権を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第九十二条第一項前段の規定により譲渡担保債権に係る債務の履行を請求したとき。 十 その他の財産(第五十五条に規定するその他の財産をいう。)を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第九十六条第一項において準用する第九十二条第一項前段の規定により当該根譲渡担保権の及ぶ債権に係る債務の履行を請求したとき。 十一 動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産について第七十六条第一項の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられたときに限る。 十二 動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者が第七十七条の同意を得て譲渡担保動産について第七十六条第一項の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられたときに限る。
2 債権を目的とする根譲渡担保権の譲渡又は一部譲渡は、当該譲渡又は一部譲渡及びその譲渡又は一部譲渡につき登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に登記事項証明書(特例法第十一条第二項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ。)を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に対抗することができない。 (根譲渡担保権の共有) 第二十四條 根譲渡担保権の共有者は、それぞれその債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、元本の確定前に、これと異なる割合を定	め、又はある者が他の者に先立つて弁済を受けるべきことを定めたときは、その定めに従う。 2 根譲渡担保権の共有者は、他の共有者の同意を得て、第二十一条第一項の規定によりその権利を譲り渡すことができる。 (根譲渡担保権の元本の確定請求) 第二十五條 根譲渡担保権設定者は、根譲渡担保契約に基づく財産の譲渡の時から三年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から二週間を経過することによって確定する。 2 根譲渡担保権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。 3 前二項の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しない。 (根譲渡担保権の元本の確定事由) 第二十六條 次に掲げる場合には、根譲渡担保権の担保すべき元本は、確定する。 一 根譲渡担保権者が譲渡担保財産について強制執行、担保権の実行(担保権の実行としての競売の例による競売を含む。)又は第九条第一項後段若しくは第三項後段の規定による差押えを申し立てたとき。ただし、差押えがあつたときに限る。 二 根譲渡担保権者が譲渡担保財産に対して滞納処分による差押えをしたとき。 三 根譲渡担保権者が次に掲げるいずれかの事由があつたことを知った時から二週間を経過したとき。 イ 譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。次号において同じ。)による差押え	(当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権(第四十一条第一項に規定する集合動産譲渡担保権をいう。以下この項及び第三十七条において同じ。)である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲(第四十条に規定する動産特定範囲をいう。以下この号及び第三十七条第二号において同じ。)に属する動産に対する強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売による差押えを除く。) ロ 当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売における特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権に基づく配当要求 ハ 譲渡担保財産に対する滞納処分による差押え(当該根譲渡担保権者の根譲渡担保権が集合動産譲渡担保権である場合における当該根譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する滞納処分による差押えを除く。) 四 動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産に対する強制執行又は担保権の実行としての競売において配当要求をしたとき。 五 根譲渡担保権者が帰属清算の通知(第六十条第一項(第九十三条において準用する場合を含む。))に規定する帰属清算の通知をいう。次号において同じ。)又は処分清算譲渡(第六十一条第一項(第九十三条において準用する	場合を含む。)に規定する処分清算譲渡をいう。次号において同じ。)をしたとき。 六 動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者が第六十二条第一項の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき。 七 集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権の根譲渡担保権者が根譲渡担保権設定者に対して第六十六条第一項の規定による通知をしたとき。 八 集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する者が第六十七条の同意を得て第六十六条第一項の規定による通知をしたとき。 九 債権を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第九十二条第一項前段の規定により譲渡担保債権に係る債務の履行を請求したとき。 十 その他の財産(第五十五条に規定するその他の財産をいう。)を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が第九十六条第一項において準用する第九十二条第一項前段の規定により当該根譲渡担保権の及ぶ債権に係る債務の履行を請求したとき。 十一 動産を目的とする根譲渡担保権の根譲渡担保権者が譲渡担保動産について第七十六条第一項の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられたときに限る。 十二 動産を目的とする根譲渡担保権に劣後する動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者が第七十七条の同意を得て譲渡担保動産について第七十六条第一項の規定による引渡命令を申し立てたとき。ただし、当該引渡命令が発せられたときに限る。

十三 根譲渡担保権者又は債務者について相続が開始したとき。

十四 債務者又は根譲渡担保権設定者が破産手続開始の決定を受けたとき。

2 前項第三号イの強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同号ロの強制執行、一般の先取特権に基づく担保権の実行としての競売若しくは担保権の実行としての競売の例による競売による差押え若しくは同号ハの滞納処分による差押え、同項第四号の強制執行若しくは担保権の実行としての競売による差押え、同項第七号若しくは第八号の通知、同項第十一号若しくは第十二号の引渡命令又は同項第十四号の破産手続開始の決定の効力が消滅したときは、担保すべき元本は、確定しなかったものとみなす。ただし、元本が確定したものととしてその根譲渡担保権又はこれを目的とする権利を取得した者があるときは、この限りでない。

第二款 動産譲渡担保契約の効力
第一目 総則

(動産譲渡担保権の及ぶ範囲)

第二十七条 動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者が動産譲渡担保契約の締結後にその動産の常用に供するために附属させた他の動産であつて動産譲渡担保権設定者の所有に属するものについても、動産譲渡担保権を行使することができる。ただし、動産譲渡担保契約に別段の定めがある場合及び動産譲渡担保権設定者の行為について民法第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでない。

第二十八条 動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があつたときは、後に収獲すべき譲渡担保動産の天然果実についても、動産譲渡担保権を行使することができる。

(動産譲渡担保権設定者による譲渡担保動産の使用及び収益)

第二十九条 動産譲渡担保権設定者は、譲渡担保動産の用法に従い、その使用及び収益をすることができる。

2 動産譲渡担保権設定者は、善良な管理者の注意をもつて、譲渡担保動産の使用及び収益をしなければならぬ。

(妨害の停止の請求等)

第三十条 動産譲渡担保権設定者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

一 譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害しているとき
その者に対する妨害の停止の請求

二 譲渡担保動産の使用又は収益を動産譲渡担保権設定者以外の者が妨害するおそれがあるとき
その者に対する妨害の予防の請求

三 譲渡担保動産を動産譲渡担保権設定者以外の者が占有しているとき
その者に対する返還の請求

2 動産譲渡担保権者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める請求をすることができる。

一 第三条に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害しているとき
その者に対する妨害の停止の請求

二 第三条に規定する権利の行使を動産譲渡担保権者以外の者が妨害するおそれがあるとき
その者に対する妨害の予防の請求

(牽連性のある金銭債務のみを担保するための動産の譲渡の対抗力)

第三十一条 次に掲げる債務(その利息、違約金、動産譲渡担保権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。第三十

七条において「牽連性のある金銭債務」という。)のみを担保するために締結された動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡は、譲渡担保動産の引渡しがあつても、第三者に対抗することができる。

一 譲渡担保動産の代金の支払債務
二 譲渡担保動産の代金の支払債務の債務者から委託を受けた者が当該代金の支払債務を履行したことによつて生ずるその者の当該債務者に対する求償権に係る債務

2 前項の場合において、次条及び第三十五条から第三十七条までの規定の適用については、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡の時に民法第百八十三条に規定する方法(以下「占有改定」という。)以外の方法で当該動産の引渡しがあつたものとみなす。

(動産譲渡担保権の順位)
第三十二条 同一の動産について数個の動産譲渡担保権が互いに競合する場合には、その動産譲渡担保権の順位は、その動産の引渡し(登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあつては、登記又は登録)の前後による。

(動産譲渡担保権の順位の変更)
第三十三条 動産譲渡担保権の順位は、各動産譲渡担保権者の合意によつて変更することができる。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じない。

(動産譲渡担保権と先取特権との競合)
第三十四条 同一の動産について動産譲渡担保権と先取特権とが競合する場合には、動産譲渡担保権者は、民法第三百三十条の規定による第一

順位の先取特権者との同一の権利を有する。

2 前項の場合において、動産譲渡担保権者が数人あるときは、各動産譲渡担保権者は、同項及び民法第三百三十二条の規定に従つてこれらの者が弁済を受けるべき金額の合計額について、第三十二条、第三十六条及び第三十七条の規定による順位に従つて弁済を受ける。

(動産譲渡担保権と動産質権との競合)

第三十五条 同一の動産について動産譲渡担保権と動産質権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡についての引渡しと動産質権の設定の前後による。

(占有改定で対抗要件を備えた動産譲渡担保権の順位の特例)
第三十六条 第三十二条及び前条並びに事業性融資の推進等に関する法律(令和六年法律第五十二号)第十八条第一項の規定にかかわらず、占有改定で譲渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し(特例法第三条第一項の規定により引渡しがあつたものとみなされる場合を含む)を受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権若しくは動産質権又は企業価値担保権に劣後する。

2 動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で譲渡担保動産の引渡し(特例法第三条第一項の規定により引渡しがあつたものとみなされる場合を含む)を受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権若しくは動産質権又は企業価値担保権に劣後する。

(牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権の順位の特例)
第三十七条 第三十二条及び前二条並びに事業性

融資の推進等に関する法律第十八条第一項の規定にかかわらず、牽連性のある金銭債務を担保する動産譲渡担保権は、牽連性のある金銭債務を担保する限度において、競合する他の動産譲渡担保権、動産質権又は企業価値担保権に優先する。ただし、動産譲渡担保権者が次に掲げる時のうち最も早いものより後に譲渡担保動産の引渡しを受けたときは、この限りでない。 一 他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）の動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時 二 他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権に限る。）の動産譲渡担保権者が第四十一条第一項の引渡し（占有改定による場合を除く。）を受けた時又は譲渡担保動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時 三 動産質権の設定時 四 譲渡担保動産が事業性融資の推進等に関する法律第六条第八項に規定する担保目的財産に属した時 （動産譲渡担保） 第三十八条 動産譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる。 2 譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下この条において「転動産譲渡担保権の設定」という。）は、特例法の定めるところに従いその登記（当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第三条第一項の規定による譲渡の登記をすることによつてはその譲渡を第三者に對抗することができないものである場合にあつては、当該動産の譲渡についての対抗要件。次項において同じ。）を備えなければ、第三者に對抗することができない。 3 動産譲渡担保権者が数人のために二以上の転	動産譲渡担保権の設定をしたときは、これらの動産譲渡担保権の設定を受けた者（以下この条及び次節において「転動産譲渡担保権者」という。）の権利の順位は、登記の前後による。 4 転動産譲渡担保権の設定は、民法第四百六十七条の規定に従い、動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者、保証人、動産譲渡担保権設定者及びこれらの者の承継人に對抗することができない。 5 動産譲渡担保権の被担保債権の債務者が前項の規定により通知を受け、又は承諾をしたときは、転動産譲渡担保権者の承諾を得ないでした弁済その他の債務を消滅させる事由は、これをもって当該転動産譲渡担保権者に對抗することができない。 6 前項の規定は、動産を目的とする根譲渡担保権について転動産譲渡担保権の設定をした場合において、根譲渡担保権の被担保債権の債務者が元本の確定前にした弁済その他の債務を消滅させる事由については、適用しない。 7 転動産譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転動産譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権の被担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、第四項の規定による通知があつたものとみなす。 （動産譲渡担保権と抵当権との競合） 第三十九条 同一の農業用動産について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、動産譲渡担保契約に基づく農業用動産の譲渡についての引渡しと抵当権の登記の前後による。 2 前項の規定にかかわらず、占有改定で農業用	動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えた動産譲渡担保権は、抵当権に劣後する。 3 農業用動産を目的とする動産譲渡担保権が占有改定以外の方法で当該農業用動産の引渡し（特例法第三条第一項の規定により引渡しがあつたものとみなされる場合を除く。）を受けることにより対抗要件を備えたものであつても、その後に動産譲渡担保権設定者が当該農業用動産を現に所持して占有したときは、前項の規定の適用については、占有改定で引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなす。 4 同一の登録自動車について動産譲渡担保権と抵当権とが競合する場合には、その順位は、登録の前後による。 第二目 集合動産譲渡担保契約の効力 （特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約） 第四十条 動産譲渡担保契約は、次に掲げる事項を指定することにより、将来において属する動産を含むものとして定められた範囲（以下「動産特定範囲」という。）によつて特定された動産（以下「特定範囲所属動産」という。）を、一体として、その目的とすることができる。 一 譲渡担保動産の種類 二 譲渡担保動産の所在場所その他の事項 （集合動産譲渡担保権についての対抗要件の特例） 第四十一条 特定範囲所属動産を一体として目的とする動産譲渡担保契約（以下「集合動産譲渡担保契約」という。）に基づく動産譲渡担保権（以下「集合動産譲渡担保権」という。）を有する者（以下「集合動産譲渡担保権者」という。）は、動産特定範囲に属する動産の全部の引渡しを受けたときは、当該動産特定範囲に将来において属する	動産（次項において「特定範囲加入動産」という。）についても、他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有することを第三者に對抗することができる。 2 同一の動産について集合動産譲渡担保権と他の動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権を除く。）又は動産質権とが競合する場合において、当該他の動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権当初設定者（動産譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保動産を譲渡した者をいう。以下同じ。）又は当該動産質権を設定した者がその動産譲渡担保契約の締結又は質権の設定の時点における当該集合動産譲渡担保権に係る動産譲渡担保権設定者以外の者であるときは、特定範囲加入動産についての第三十二条及び第三十五条の規定の適用については、集合動産譲渡担保権者が前項の引渡しを受けた時又は当該特定範囲加入動産が動産特定範囲に属した時のいずれか遅い時に引渡しを受けたものとみなす。 （集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範囲に属する動産の処分） 第四十二条 集合動産譲渡担保契約における動産譲渡担保権設定者（以下「集合動産譲渡担保権設定者」という。）は、動産特定範囲に属する動産の処分をすることができる。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知っていたときは、この限りでない。 2 前項本文の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保契約に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 3 集合動産譲渡担保権設定者が、集合動産譲渡担保権者を害することを知つて動産特定範囲に属する動産の処分をし、又は前項に規定する別段の定めによる処分権限の範囲（次項及び第四
---	--	---	--

十四条において「権限範囲」という。を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をした場合における民法第九十二条の規定の適用については、同条中「善意であり、かつ、過失がない」とあるのは、「善意である」とする。

4 集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知って動産特定範囲に属する動産の処分をするおそれがあるとき、又は権限範囲を超えて動産特定範囲に属する動産の処分をするおそれがあるときは、集合動産譲渡担保権者は、その予防を請求することができる。

(動産の補充等による価値の維持義務)

第四十三条 集合動産譲渡担保権設定者は、正当な理由がある場合を除き、動産特定範囲に属する動産の補充その他の方法によって、特定範囲所属動産の一体としての価値を、集合動産譲渡担保権者を害しないと認められる範囲を超えて減少することのないように維持しなければならない。

(集合動産譲渡担保権に基づく物上代位)

第四十四条 第九条第一項の規定にかかわらず、集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保権設定者が前条の義務を履行することができると認められる間は、動産特定範囲に属する動産の売却、賃貸、滅失又は損傷によって集合動産譲渡担保権設定者が受けるべき金銭その他の物に對し、集合動産譲渡担保権を行使することができる。ただし、集合動産譲渡担保権設定者が集合動産譲渡担保権者を害することを知ってした行為又は権限範囲を超えてした行為によって受けるべき金銭その他の物に對しては、この限りでない。

(動産特定範囲に動産を属させる行為に関する詐害行為取消請求)

第四十五条 集合動産譲渡担保権設定者が動産を

動産特定範囲に属させた場合には、その動産を目的とする担保の供与があつたものとみなして、民法第四百二十四条の三の規定を適用する。

第三目 登記又は登録を要する動産

第三目 登記又は登録を要する動産

第四十六条 第三十一条、第三十五条から第三十七条まで及び前目の規定は、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に對抗することができない動産を目的とする動産譲渡担保契約については、適用しない。

第三款 債権譲渡担保契約の効力

第一目 総則

(混同の特例)

第四十七条 ある債権の債務者が債権譲渡担保契約に基づき当該債権の譲渡を受けた場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該債権は消滅しない。

(譲渡担保債権の第三債務者の弁済等)

第四十八条 第三債務者は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡について債権譲渡担保権設定者が民法第四百六十七条第一項の規定による通知をし、又は第三債務者が同項の規定による承諾をした時より後に債権譲渡担保権者に對してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもって債権譲渡担保権設定者その他の第三者に對抗することができる。この場合において、債権譲渡担保権者は、被担保債権の弁済期が到来するまでは、債権譲渡担保権設定者に對し、その受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。

2 前項前段の場合において、被担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者に對し、その受けた利益の価額から被担保債権の額を控除した残額を支払わなければならない。

3 前項の場合において、債権譲渡担保権設定者が、債権譲渡担保権当初設定者(債権譲渡担保契約の当事者のうち譲渡担保債権を譲渡した者をいう。以下この項及び第九十二条第二項において同じ。)が有していた譲渡担保債権について

の権利の譲渡を受けた者であるとき(債権譲渡担保権者が当該債権譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。)は、債権譲渡担保権者は、当該債権譲渡担保権当初設定者(当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあつては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者)に對する前項の残額の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもって当該債権譲渡担保権設定者その他の第三者に對抗することができる。

4 譲渡担保債権が金銭債権である場合において、被担保債権についての不履行が生ずる前に当該譲渡担保債権の弁済期が到来したときは、債権譲渡担保権者は、第三債務者にその弁済をすべき金額を供託させることができる。この場合において、債権譲渡担保権は、その供託金について存在する。

5 譲渡担保債権が動産の引渡しを目的とするものである場合において、債権譲渡担保権者が弁済としてその動産の引渡しを受けたときは、債権譲渡担保権者は、債権譲渡担保権設定者との間で、その債権譲渡担保権の被担保債権を担保するため、その動産を目的とする動産譲渡担保契約を締結したものとみなす。この場合においては、第二項及び第九十二条第一項後段の規定は、適用しない。

(債権譲渡担保権の順位)

第四十九条 同一の債権について数個の債権譲渡

担保権が互いに競合する場合には、その債権譲渡担保権の順位は、民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後による。

(債権譲渡担保権の順位の変更)

第五十条 債権譲渡担保権の順位は、各債権譲渡担保権者の合意によって変更することができる。ただし、利害関係を有する者があるときは、その承諾を得なければならない。

2 前項の規定による順位の変更は、特例法の定めるところに従いその登記をしなければ、その効力を生じない。

3 第一項の規定による順位の変更は、当該順位の変更及び当該順位の変更につき登記がされたことについて、いずれかの債権譲渡担保権者が第三債務者に登記事項証明書を交付して通知をし、又は第三債務者が承諾をしなければ、第三債務者に對抗することができない。

(債権譲渡担保権と債権を目的とする質権との競合)

第五十一条 同一の債権について債権譲渡担保権と質権とが競合する場合には、その順位は、債権譲渡担保契約に基づく債権の譲渡についての民法第四百六十七条第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾と質権の設定についての同法第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾の前後による。

(転債権譲渡担保)

第五十二条 債権譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができる。

2 第三十八条第二項から第七項までの規定は、譲渡担保契約に基づく債権譲渡担保権の譲渡(次項及び第四項において「転債権譲渡担保権の

設定」という。)について準用する。この場合において、同条第二項中「第三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第三項、第五項及び第七項中「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転債権譲渡担保権者」と読み替えるものとする。 3 転債権譲渡担保権の設定は、民法第四百六十七条の規定に従い、譲渡担保債権の債務者に通知をし、又は当該債務者が承諾をしなければ、当該債務者に對抗することができない。 4 転債権譲渡担保権の設定の登記がされた場合において、転債権譲渡担保権の設定及びその登記がされたことについて、転債権譲渡担保権の設定を受けた者が譲渡担保債権の債務者に登記事項証明書を交付して通知をしたときは、当該債務者について、前項の規定による通知があったものとみなす。	（集合債権譲渡担保権設定者による債権特定範囲に属する債権の取立て） 第五十三条 譲渡担保債権の発生日の始期及び終期、発生原因その他の事項を指定することにより将来において属する債権を含むものとして定められた範囲（以下「債権特定範囲」という。）によって特定された債権（第九十四条において「特定範囲所属債権」という。）を一括して目的とする債権譲渡担保契約（以下「集合債権譲渡担保契約」という。）における債権譲渡担保権設定者（以下「集合債権譲渡担保権設定者」という。）は、集合債権譲渡担保契約に債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる旨の定めがあるときは、当該債権特定範囲に属する債権を取り立てることができる。 2 前項の規定により集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を取り立てること	（その他の財産を目的とする転譲渡担保） 第五十七条 その他の財産を目的とする譲渡担保権は、譲渡担保契約の目的とすることができ 2 第三十八条第二項から第六項までの規定は、譲渡担保契約に基づくその他の財産を目的とする譲渡担保権の譲渡について準用する。この場合において、同条第二項中「譲渡担保契約に基づく動産譲渡担保権の譲渡（以下この条において「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「譲渡担保契約に基づくその他の財産（第五十五条に規定するその他の財産をいう。以下この条において同じ。）を目的とする譲渡担保権の譲渡（以下この条において「転譲渡担保権の設定」と、「特例法の定めるところに従いその登記（当該動産譲渡担保権の目的である動産が特例法第三条第一項の規定による譲渡の登記をすることによつてはその譲渡を第三者に對抗することができないものである場合にあっては、当該動産の譲渡についての対抗要件。次項において同じ。）」とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての対抗要件」と、同条第三項中「動産譲渡担保権者が」とあるのは「その他の財産を目的とする譲渡担保契約における譲渡担保権者が」と、同項並びに同条第四項及び第六項中「転動産譲渡担保権の設定」とあるのは「転譲渡担保権の設定」と、同条第三項中「者（以下この条及び次節において「転動産譲渡担保権者」という。）の」とあるのは「者の」と、「登記」とあるのは「当該その他の財産の譲渡についての対抗要件を備えた時」と、同条第四項中「従い、動産譲渡担保権」とあるのは「従い、その他の財産を目的とする譲渡担保権」と、「動産譲渡担保権設定者」とあるのは「その他の財産を目的とする譲渡担保契約における譲渡担保権設定者」と、同条第五項	中「動産譲渡担保権」とあるのは「その他の財産を目的とする譲渡担保権」と、「転動産譲渡担保権者」とあるのは「転譲渡担保権の設定を受けた者」と、同条第六項中「動産」とあるのは「その他の財産」と読み替えるものとする。 3 前項に規定する譲渡担保権の譲渡については、前二項に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第五十二条第三項の規定を準用する。 （債権譲渡担保契約の効力の規定の準用） 第五十八条 その他の財産を目的とする譲渡担保契約の効力については、この款に定めるもののほか、その性質に反しない限り、前款（第四十九条から第五十二条までを除く。）の規定を準用する。 第五款 適用除外 第五十九条 第二十一条から第二十三条まで、第三十三条及び第五十条の規定は、特例法第三条第一項又は第四条第一項の規定による譲渡の登記をすることによつてはその譲渡を第三者に對抗することができない財産を目的とする譲渡担保契約については、適用しない。 第二節 譲渡担保権の実行等 第一款 動産譲渡担保権の実行等 第一目 総則 （動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行） 第六十条 動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた後に動産譲渡担保権者が動産譲渡担保権設定者に対して次に掲げる事項の通知（以下この節において「帰属清算の通知」という。）をしたときは、当該被担保債権は、帰属清算の通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）を受けた時のいずれか早
---	--	--	--

い時（帰属清算の通知の後その時点までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、帰属清算の通知の時。以下この款において「帰属清算時」という。）に、帰属清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅する。 一 譲渡担保動産をもつて被担保債権の弁済に充てること。 二 帰属清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠 三 帰属清算時における被担保債権の額 前項第二号の見積価額は、合理的方法により算出したものでなければならない。 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあつては、当該動産譲渡担保権者が第三者に対して譲渡担保動産の譲渡（以下この節において「処分清算譲渡」という。）をしたときは、当該被担保債権は、次項の規定による通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時（処分清算譲渡の後その時点までの間に当該動	者に支払わなければならない。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあつては、当該動産譲渡担保権者が第三者に対して譲渡担保動産の譲渡（以下この節において「処分清算譲渡」という。）をしたときは、当該被担保債権は、次項の規定による通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時（処分清算譲渡の後その時点までの間に当該動	産譲渡担保権についてその実行の手続の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が処分清算譲渡をする前に譲渡担保動産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、処分清算譲渡の時。以下この款において「処分清算時」という。）に、処分清算時における譲渡担保動産の価額の限度において消滅する。 2 動産譲渡担保権者は、処分清算譲渡をしたときは、遅滞なく、動産譲渡担保権設定者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。 一 処分清算譲渡をしたこと。 二 処分清算時における譲渡担保動産の見積価額及びその算定根拠 三 処分清算時における被担保債権の額 前項第二号の見積価額は、合理的方法により算出したものでなければならない。 3 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあつては、当該動産譲渡担保権者が第三者に対して譲渡担保動産の譲渡（以下この節において「処分清算譲渡」という。）をしたときは、当該被担保債権は、次項の規定による通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時（処分清算譲渡の後その時点までの間に当該動	金銭（以下この目及び第七十六条第二項において「処分清算金」という。）を動産譲渡担保権設定者に支払わなければならない。この場合において、当該動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（当該動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、当該動産譲渡担保権者は、当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあつては、当該動産譲渡担保権者が第三者に対して譲渡担保動産の譲渡（以下この節において「処分清算譲渡」という。）をしたときは、当該被担保債権は、次項の規定による通知の日から二週間を経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保動産の引渡しを受けた時のいずれか早い時（処分清算譲渡の後その時点までの間に当該動

譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）の全員の同意を得なければ、その効力を生じない。

2 後順位の動産譲渡担保権者が前項の同意を得て帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合における前二条の規定の適用については、第六十条第一項及び前条第一項中「当該被担保債権は」とあるのは「当該動産譲渡担保権及びこれに優先する動産譲渡担保権の各被担保債権は、その順位に従って」と、第六十条第一項第一号及び第三号中「被担保債権」とあるのは「各被担保債権」と、同条第四項並びに前条第五項及び第六項中「被担保債権の額」とあるのは「第一項の各被担保債権の合計額」と、第六十条第五項中「被担保債権の額」とあるのは「同項の各被担保債権の合計額」と、前条第二項第三号中「被担保債権」とあるのは「前項の各被担保債権」とする。

3 前項に規定する場合において、各動産譲渡担保権の被担保債権の消滅すべき順位又は額について当該各動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者（転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。）間に合意が成立し、かつ、後順位の動産譲渡担保権者が帰属清算時又は処分清算時以前に債務者及び動産譲渡担保権設定者に対してその合意の内容を通知したときは、同項の規定により読み替えて適用する第六十条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、各動産譲渡担保権の被担保債権は、その合意された順位又は額に従って消滅する。

4 動産譲渡担保権設定者が、動産譲渡担保権当初設定者が有していた譲渡担保動産についての権利の譲渡を受けた者であるとき（動産譲渡担保権者が当該動産譲渡担保権設定者への譲渡を承諾していたときを除く。）は、動産譲渡担保権

者が当該動産譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該動産譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあつては、当該動産譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対してした前項の規定による通知は、当該動産譲渡担保権設定者に対してしたもののみならず、

5 第一項の同意をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権の被担保債権で確定期限の到来していないものは、第二項の規定により読み替えて適用する第六十条第一項若しくは前条第一項の規定又は第三項の規定の適用については、弁済期が到来したものとみなす。

6 前項の被担保債権が無利息であるときは、帰属清算時又は処分清算時から同項の確定期限までの帰属清算時又は処分清算時における法定利率による利息との合算額がその被担保債権の額となるべき元本額をその被担保債権の額とみなす。（帰属清算方式又は処分清算方式による実行に必要な行為の受忍義務）

第六十三条 動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡に必要な行為をしようとするときは、動産譲渡担保権設定者は、これを拒むことができない。（動産譲渡担保権者による他の動産譲渡担保権者等に対する通知）

第六十四条 動産譲渡担保契約に基づく動産の譲渡につき動産譲渡登記（特例法第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。以下この項において同じ。）がされた動産譲渡担保権の動産譲渡担保権者は、その被担保債権について不履行があり、かつ、譲渡担保動産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下この項において同じ。）

を受けたとき（譲渡担保動産の引渡しに先立って帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした場合にあつては、帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしたとき）は、遅滞なく、その時にその動産譲渡登記の競合担保登記目録（特例法第十条の五第三項に規定する競合担保登記目録をいう。）に特定事項（同条第四項に規定する特定事項をいう。）が記録されている他の動産譲渡登記又は所有権留保登記（特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記をいう。）において動産譲渡担保権者又は留保売主等として登記されている全ての者（特例法第十条の二第一項第一号に規定する転譲渡担保権者又は特例法第十三条の二第二項において読み替えて準用する特例法第十条の二第二項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者が登記されている場合にあつては、当該転譲渡担保権者又は当該留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者を含む。）に対し、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル（特例法第七条第一項に規定する動産譲渡登記ファイルをいう。）上の住所又は事務所宛てて発すれば足りる。（清算金の支払に関する処分の禁止）

第六十五条 帰属清算金又は処分清算金の支払を目的とする債権については、帰属清算時又は処分清算時までは、譲渡その他の処分をすることができない。

2 帰属清算時又は処分清算時の前にされた帰属清算金又は処分清算金の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由は、これをもつて帰属清算の通知又は処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権又は動産譲渡担保権を有する

者に対抗することができない。

第二目 集合動産譲渡担保権の実行（集合動産譲渡担保権の実行）

第六十六条 集合動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、集合動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をしようとするときは、その旨を集合動産譲渡担保権設定者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に競合する集合動産譲渡担保権は、当該通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達した後に、当該通知をした集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲（次項及び第四項において「実行対象動産特定範囲」という。）に属するに至つた動産には及ばない。

3 第一項の規定による通知が集合動産譲渡担保権設定者に到達したときは、当該集合動産譲渡担保権設定者は、第四十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、実行対象動産特定範囲に属する動産（前項の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。）の処分をすることができない。

4 第一項の規定による通知が到達した時に実行対象動産特定範囲に属していた動産と外形上区別することができる状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該通知が到達した時に当該実行対象動産特定範囲に属していたものと推定する。

5 集合動産譲渡担保権者が、第一項の規定による通知において、その集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲を更に第四十条各号に掲げる事項を指定することにより限定し、その限定された範囲に属する動産についてのみ帰属清算の通

知又は処分清算譲渡をしようとする旨を示したときは、同項の規定による通知の効力は、その定められた範囲にのみ生ずる。

6 第二項の規定に反する特約は、無効とする。

(後順位の集合動産譲渡担保権者による実行)

第六十七条 複数の集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲が重複するときは、後順位の集合動産譲渡担保権者(その重複する部分につき他の集合動産譲渡担保権に劣後する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者をいう。以下この条において同じ。)がした前条第一項の規定による通知は、その重複する部分につき当該後順位の集合動産譲渡担保権者が有する集合動産譲渡担保権に優先する集合動産譲渡担保権を有する集合動産譲渡担保権者(転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。)の全員の同意を得なければ、当該重複する部分については、その効力を生じない。

(通知の撤回)

第六十八条 第六十六条第一項の規定による通知をした集合動産譲渡担保権者は、集合動産譲渡担保契約の動産特定範囲に属する動産の全部又は一部について帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間は、集合動産譲渡担保権設定者の承諾を得て、同項の規定による通知を撤回することができる。

2 前項の規定による通知の撤回は、当該通知が到達した時に遡ってその効力を生ずる。ただし、第三者の権利を害することはできない。

(動産特定範囲に属する動産に対する差押え等)

第六十九条 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて次の各号に掲げる行為をしたときは、当該集合動産譲渡担保権は、当該各号に定める動産には及ばない。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合に

おける当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とする。

一 担保権の実行としての競売による差押え

当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該差押えの後に当該差押えの場所に存することとなった動産

二 強制執行、一般の先取特権に基づく担保権

の実行としての競売又は担保権の実行としての競売の例による競売(以下この号及び次条第一項第二号において「強制執行等」という。)における配当要求 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該配当要求の後に当該強制執行等による差押えの場所に存することとなった動産

三 第七十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる保全処分を命ずる決定又は第七十六条第一項の規定による引渡命令の執行

当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該執行の後に当該執行の場所に存することとなった動産

2 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて前項各号に掲げる行為をしたときは

(同項第二号に掲げる行為をした場合にあつては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知ったときは、集合動産譲渡担保権設定者は、第四十二条第一項本文及び第二項の規定にかかわらず、当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち前項各号に規定する場所に存する動産(同項の規定により集合動産譲渡担保権が及ばない動産を除く。)の処分をすることができない。

3 集合動産譲渡担保権者が集合動産譲渡担保権に基づいて第一項各号に掲げる行為をした時

(同項第二号に掲げる行為をした場合にあつては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知ったときは、当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち同項各号に規定する場所に存していた動産と外形上区別することができない状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該行為があつた時(同項第二号に掲げる行為があつた場合にあつては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知った時)に同項各号に規定する場所に存していたものと推定する。

は、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知った時)に当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち同項各号に規定する場所に存していた動産と外形上区別することができない状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該行為があつた時(同項第二号に掲げる行為があつた場合にあつては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知った時)に同項各号に規定する場所に存していたものと推定する。

4 第一項第一号若しくは第二号に規定する差押え又は同項第三号に規定する執行が取り消されたときは、前三項の規定の適用については、当該差押え又は執行はなかつたものとみなす。ただし、第三者の権利を害することはできない。

5 第一項の規定に反する特約は、無効とする。

第七十条 集合動産譲渡担保権は、次の各号に掲げる事由があつたときは、当該各号に定める動産には及ばない。当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲と他の集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲が重複する場合における当該他の集合動産譲渡担保権についても、同様とする。

一 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産に対する担保権の実行としての競売(集合動産譲渡担保権又は一般の先取特権に基づくものを除く。)による差押え 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該差押えの後に当該差押えの場所に存することとなった動産

二 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする強制執行等における特別の先取特権、質権又は動産譲渡担保権(集合動産譲渡担保権を除く。)に基づく配当要求 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該配当要求の後に当該配当要求の場所に存していた動産と外形上区別することができない状態で保管する方法により分別して管理されていない動産は、当該行為があつた時(同項第二号に掲げる行為があつた場合にあつては、集合動産譲渡担保権設定者が当該行為があつたことを知った時)に同項各号に規定する場所に存していたものと推定する。

範囲所属動産のうち当該配当要求の後に当該強制執行等による差押えの場所に存することとなった動産

三 当該集合動産譲渡担保権に係る動産特定範囲に属する動産を目的とする第七十五条第一項第二号若しくは第三号に掲げる保全処分を命ずる決定(集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。)

又は第七十六条第一項の規定による引渡命令(集合動産譲渡担保権に基づくものを除く。)の執行 当該集合動産譲渡担保権に係る特定範囲所属動産のうち当該執行の後に当該執行の場所に存することとなった動産 前条第二項、第三項、第四項本文及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。

2 (集合動産譲渡担保権者による超過分の金銭の組入義務等)

第七十一条 第九条第一項若しくは第三項、第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により、又は民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第三百九十九条第一項若しくは第二項若しくは第四百二十二条(これらの規定を同法第九十二条(同法第九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による配当若しくは弁済金の交付により集合動産譲渡担保権の被担保権の全部又は一部が消滅し、かつ、その消滅した額が次に掲げる額のうちいずれか大きい方の額を超える場合において、集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定(破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六条第一項の規定による破産手続廃止の決定がされた場合を除く。)、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があつたときは、集合動産譲渡担保権者は、その超える額に相当する金銭(第三項及び第四項において「超過

分の金銭」という。)を破産財団、再生債務者財産(民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第十二条第一項第一号に規定する再生債務者財産をいう。第九十七条第三項において同じ。)、更生会社財産(会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第二条第十四項に規定する更生会社財産又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号。以下「更生特例法」という。))第六十九条第十四項に規定する更生会社財産をいう。第九十七条第四項において同じ。)、更生協同組織金融機関財産(更生特例法第四条第十四項に規定する更生協同組織金融機関財産をいう。第九十七条第四項において同じ。))又は清算株式会社社の財産に組み入れなければならない。ただし、当該集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した日から一年を経過した日以後に破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったときは、この限りでない。 一 集合動産譲渡担保権の目的である動産の価額に十分の九を乗じた額 二 当該集合動産譲渡担保権の実行の費用及び集合動産譲渡担保権(集合動産譲渡担保権が複数ある場合にあつては、その最も優先するもの)の被担保債権の元本の合計額 2 前項の場合において、集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権者は、その集合動産譲渡担保権の被担保債権が消滅した額を限度として、次の各号に定めるところにより、同項の義務を負担する。 一 順位を異にする集合動産譲渡担保権があるときは、劣後する集合動産譲渡担保権に係る集合動産譲渡担保権者が先に負担する。 二 順位を同じくする集合動産譲渡担保権が複数あるときは、各集合動産譲渡担保権者が、	その集合動産譲渡担保権の被担保債権の額の割合に応じて負担する。 3 集合動産譲渡担保権者は、超過分の金銭の支払について、相殺をもつて債権者に対抗することができない。 4 第一項の場合には、超過分の金銭に相当する金額の被担保債権は、消滅しなかったものとみなす。 5 集合動産譲渡担保権設定者又はその債権者は、第一項の義務の履行を確保するため必要があるときは、集合動産譲渡担保権者に対して相対担保を請求することができる。 第三目 強制執行等の特例 (動産譲渡担保権者による配当要求等及び動産競売の申立て) 第七十二条 動産譲渡担保権者による配当要求及び動産譲渡担保権者に対する配当又は弁済金の交付については、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第三百三十三条及び第四百一一条第一項(第四号に係る部分に限る。)(これらの規定を同法第九十二条(同法第九十五条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項において同じ。))において準用する場合を含む。並びに同法第四百十二条第二項(同法第九十二条において準用する場合を含む。)(第四号に係る部分に限る。))の規定を適用する。 2 動産譲渡担保権者による担保権の実行としての競売の申立てについては、動産譲渡担保権を質権とみなして、民事執行法第九十条の規定を適用する。この場合において、同条第一項第三号中「債務者」とあるのは「債務者又は当該動産の所有者(以下この条において「債務者等」という。))と、同条第二項ただし書中「第三百二十三	条第二項に規定する場所又は容器」とあるのは「債務者等の住居その他債務者等の占有する場所又は債務者等の占有する金庫その他の容器」と、同条第三項中「債務者」とあるのは「債務者等」とする。 (動産譲渡担保権者による第三者異議の訴え) 第七十三条 動産譲渡担保権者は、動産譲渡担保権設定者を債務者又は動産の所有者として、譲渡担保動産に対する強制執行又は当該動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に劣後する先取特権、質権若しくは動産譲渡担保権に基づく担保権の実行としての競売による差押えがあつたときは、民事執行法第三十八条第一項(同法第九十四条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))に規定する第三者異議の訴えを提起することができる。ただし、その売得金の額が執行費用のうち共益費用であるもの、被担保債権及びこれに優先する債権のうち配当要求があつたものの額の合計額以上となる見込みがあるときは、同項に規定する第三者異議の訴えを提起することができない。 (売却に伴う動産譲渡担保権の消滅) 第七十四条 譲渡担保動産につき強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。))又は企業担保権の実行手続が行われたときは、動産譲渡担保権は、当該譲渡担保動産の売却によつて消滅する。 第四目 動産譲渡担保権の実行のための裁判手続 第七十五条 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、債務者、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者(債務者及び動産譲渡担保権設定者を除く。次項第二号及び第五項において同じ。))	が、価格減少行為等(譲渡担保動産の価格を減少させ、又は譲渡担保動産の引渡しを困難にする行為をいう。以下この項において同じ。))をし、又はそのおそれがあるときは、動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者(以下この項及び第八十八条において「動産譲渡担保権者等」という。))の申立てにより、当該動産譲渡担保権者等が譲渡担保動産の引渡しを受けるまでの間、次に掲げる保全処分又は公示保全処分(執行官に、当該保全処分の内容を、譲渡担保動産又はその容器に公示書を貼付する方法、譲渡担保動産の所在する場所に公示書その他の標識を掲示する方法その他の方法により公示させることを内容とする保全処分をいう。以下この条及び第八十八条第一項において同じ。))を命ずることができる。ただし、当該価格減少行為等による価格の減少の程度、引渡しを困難にする程度又はそのおそれの程度が軽微であるときは、この限りでない。 一 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、当該価格減少行為等を禁止し、又は一定の行為をすることを命ずる保全処分(裁判所が必要があると認める場合にあっては、保全処分及び公示保全処分。次号において同じ。)) 二 次に掲げる事項を内容とする保全処分 イ 当該価格減少行為等をし、又はそのおそれがある者に対し、譲渡担保動産に対する占有を解いて執行官に引き渡すことを命ずること。 ロ 執行官に譲渡担保動産の保管をさせること。 三 次に掲げる事項を内容とする保全処分及び公示保全処分 イ 前号イ及びロに掲げる事項
--	--	---	---

口 前号イに規定する者に対し、譲渡担保動産の占有の移転を禁止することを命じ、及び当該譲渡担保動産の使用を許すこと。 2 前項第二号又は第三号に掲げる保全処分は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときでなければ、命ずることができない。 一 債務者又は動産譲渡担保権設定者が譲渡担保動産を占有する場合 二 譲渡担保動産の占有者の占有の権原が前項の規定による申立てをした者に対抗することができない場合 3 裁判所は、申立人が第一項の保全処分を命ずる決定の告知を受けた日から一月以内に次の各号に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この目及び次節において同じ。)を提出しないときは、相手方又は動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。 一 帰属清算の通知をしたこと。 二 処分清算譲渡をしたこと。 三 次条第一項に規定する引渡命令の申立てをしたこと。 四 民事執行法第九十条第一項に規定する動産を目的とする担保権の実行としての競売(次項及び次条において「動産競売」という。)の申立てをしたこと。 4 前項第三号又は第四号に掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなす。同項第三号の引渡命令又は同項第四号の動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とする。	5 裁判所は、譲渡担保動産の占有者に対し第一項の規定による決定をする場合において、必要があると認めるときは、その者を審尋しなければならない。 6 裁判所が第一項の規定による決定をするときは、申立人に担保を立てさせることができる。ただし、同項第二号に掲げる保全処分については、申立人に担保を立てさせなければ、同項の規定による決定をしてはならない。 7 事情の変更があつたときは、裁判所は、申立てにより、第一項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。 8 第一項、第三項又は前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。 9 前項の即時抗告(第一項の申立てについての裁判に対するものに限る。)は、執行停止の効力を有しない。 10 第三項又は第七項の規定による決定は、確定しなればその効力を生じない。 11 第一項第二号又は第三号に掲げる保全処分又は公示保全処分を命ずる決定は、申立人に告知された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。 12 前項に規定する決定は、相手方に送達される前であっても、執行することができる。 (動産譲渡担保権の実行のための引渡命令) 第七十六条 裁判所は、動産譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするために必要があるときは、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知又は処分清算譲渡をするまでの間、当該動産譲渡担保権者の申立てにより、担保を立てさせて、動産譲渡担保	権設定者又は譲渡担保動産の占有者(動産譲渡担保権設定者を除く。次項及び第七十八条第一項において同じ。)に対し、譲渡担保動産を当該動産譲渡担保権者に引き渡すべき旨を命ずることができる。ただし、当該動産譲渡担保権者に対抗することができる権原により占有していると認められる者(債務者を除く。)に対しては、この限りでない。 2 裁判所は、前項の規定による決定をする場合において、帰属清算金又は処分清算金が生ずることが見込まれるときは、その担保をも立てさせなければならぬ。ただし、同項の申立てが譲渡担保動産の占有者に対するものであるときは、この限りでない。 3 裁判所は、申立人が第一項の規定による決定の告知を受けた日から一月以内に次の各号に掲げる事項のいずれかを証する文書又は電磁的記録を提出しないときは、相手方又は動産譲渡担保権設定者の申立てにより、その決定を取り消さなければならない。 一 帰属清算の通知をしたこと。 二 処分清算譲渡をしたこと。 三 動産競売の申立てをしたこと。 4 前項第三号に掲げる事項を証する文書又は電磁的記録が提出された後に、その申立てが取り下げられ、又は却下された場合には、その文書又は電磁的記録を提出しなかったものとみなす。同号の動産競売による差押えが取り消された場合も、同様とする。 5 裁判所は、第一項の規定による決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。 6 第一項又は第三項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。 7 第一項又は第三項の規定による決定は、確定しなればその効力を生じない。	(後順位の動産譲渡担保権者による実行のための保全処分等) 第七十七条 後順位の動産譲渡担保権者は、当該後順位の動産譲渡担保権者が有する動産譲渡担保権に優先する動産譲渡担保権を有する動産譲渡担保権者(転動産譲渡担保権者が取得した権利を有する者を含む。)の全員の同意を得なければ、第七十五条第一項に規定する保全処分又は前条第一項に規定する引渡命令の申立てをすることができない。 (動産譲渡担保権の実行後の引渡命令) 第七十八条 裁判所は、帰属清算時又は処分清算時の後、帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした動産譲渡担保権者又は処分清算譲渡を受けた第三者(以下この項及び次項において「動産譲渡担保権者等」という。)の申立てにより、動産譲渡担保権設定者又は譲渡担保動産の占有者に対し、譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨(第六十条第一項第二号の見積価額が帰属清算時における被担保債権の額を超える場合又は第六十一条第二項第二号の見積価額が処分清算時における被担保債権の額を超える場合にあつては、それぞれその差額に相当する金銭の支払と引換えに譲渡担保動産を動産譲渡担保権者等に引き渡すべき旨)を命ずることができる。ただし、動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により占有していると認められる者(債務者を除く。)に対しては、この限りでない。 2 動産譲渡担保権者等は、帰属清算時又は処分清算時から一月を経過したときは、前項の申立てをすることができない。 3 裁判所は、第一項の規定による決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。 4 第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
---	---	---	--

5 第一項の規定による決定は、確定しなければならない。 (管轄) 第七十九条 この目に規定する手続に係る事件は、譲渡担保動産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。 (任意的口頭弁論) 第八十条 この目に規定する手続に係る裁判は、口頭弁論を経ないことができる。 (不服申立て) 第八十一条 この目に規定する手続に係る裁判につき利害関係を有する者は、この目に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。 (代理人) 第八十二条 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第五十四条第一項の規定により訴訟代理人となることができる者以外の者は、この目に規定する手続については、即時抗告に係る手続を除き、裁判所の許可を受けて代理人となることができる。 2 裁判所は、いつでも前項の許可を取り消すことができる。 (担保の提供) 第八十三条 この目の規定により担保を立てるには、担保を立てるべきことを命じた裁判所(以下この項において「発令裁判所」という。)の所在地を管轄する地方裁判所又は第七十九条に規定する地方裁判所の管轄区域内の供託所に金銭又は発令裁判所が相当と認める有価証券(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。)を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。ただし、当事者が特別の契約をしたときは、その	2 民事訴訟法第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定は、前項の担保について準用する。 (非電磁的事件記録の閲覧等) 第八十四条 この目に規定する手続について利害関係を有する者(以下この目において「利害関係者」という。)は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録(事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分)をいう。次項及び第三項において同じ。)の閲覧又は謄写を請求することができる。 2 利害関係者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録の正本、謄本又は抄本の交付を請求することができる。 3 前二項の規定は、非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、利害関係者は、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。 4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び前項の規定による請求について準用する。 (電磁的事件記録の閲覧等) 第八十五条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録(事件の記録中この法律その他の法令の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この目において同じ。)に備えられたファイルに記録された事項に係る部分)をいう。次項及び第三項において同じ。)の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。 2 利害関係者は、裁判所書記官に対し、電磁的	事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項及び次条において同じ。)を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。 3 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。 (事件に関する事項の証明) 第八十六条 利害関係者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項	を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。 (執行官保管の保全処分中の売却) 第八十七条 第七十五条第一項第二号に掲げる保全処分を命ずる決定の執行に係る譲渡担保動産について、著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、民事執行法の規定による動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を供託しなければならない。 (占有移転禁止の保全処分等の効力) 第八十八条 第七十五条第一項第三号に掲げる保全処分及び公示保全処分を命ずる決定の執行がされ、かつ、当該決定の相手方に対して第七十六条第一項又は第七十八条第一項に規定する引渡命令が発せられたときは、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等は、当該引渡命令に基づき、次に掲げる者に対し、譲渡担保動産の引渡しを強制執行をすることができる。 一 当該決定の執行がされたことを知って当該譲渡担保動産を占有した者 二 当該決定の執行後に当該執行がされたことを知らないで当該決定の相手方の占有を承継した者 2 前項の決定の執行後に同項の譲渡担保動産を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものと推定する。 3 第一項の引渡命令について同項の決定の相手方以外の者に対する執行文が付与されたときは、その者は、執行文の付与に対する異議の申
---	---	--	--

立てにおいて、当該引渡命令の申立てをした動産譲渡担保権者等に対抗することができる権原により譲渡担保財産を占有していること、又は自己が同項各号のいずれにも該当しないことを理由とすることができる。

において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

一項中「経過した時又は当該動産譲渡担保権者が譲渡担保財産の引渡し（占有改定による場合を除く。以下この項及び次条第一項において同じ。）を受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が帰属清算の通知をする前に譲渡担保財産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、帰属清算の通知の時」とあるのは「いずれか遅い時」と、第六十一条第一項中「経過した時又は当該動産譲渡担保権者若しくは処分清算譲渡を受けた第三者が譲渡担保財産の引渡しを受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時、当該動産譲渡担保権者が処分清算譲渡をする前に譲渡担保財産の引渡しを受けてその占有を継続している場合にあっては、処分清算譲渡の時」とあるのは「いずれか遅い時」と読み替えるものとする。

若しくは第三項、第九十二条第一項前段又は第九十三条において準用する第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅した場合について準用する。この場合において、第七十一条第一項中「その消滅した額」とあるのは「その消滅した額（集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつた場合において、集合債権譲渡担保契約に第一百七条第二項ただし書の別段の定めがあるときにあっては、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定までに消滅した額に限る。）」と、同項及び同条第五項中「集合動産譲渡担保権設定者」とあるのは「集合債権譲渡担保権設定者」と、同条第一項から第三項まで及び第五項中「集合動産譲渡担保権者」とあるのは「集合債権譲渡担保権者」と、同条第一項第一号中「動産の」とあるのは「債権（集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつた場合において、集合債権譲渡担保契約に第一百七条第二項ただし書の別段の定めがあるときにあっては、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定までに発生したものに限る。）」と読み替えるものとする。

第八十九条 第七十六条に規定する手続は、次の各号に掲げるいずれかの文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

第九十一条 この目に定めるもののほか、この目に規定する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二目 集合債権譲渡担保権の実行（集合債権譲渡担保権の実行）

第九十六条 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、前款的規定を準用する。

一 第七十六条に規定する手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の謄本又は記録事項証明書（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したものをいう。次号及び次項において同じ。）

第九十二条 債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があつたときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができる。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた利益の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならない。

第九十三条 第六十条（第五項及び第六項を除く。）、第六十一条（第六項及び第七項を除く。）及び第六十五条の規定は、債権譲渡担保権について準用する。この場合において、第六十条第

第九十三条 第六十条（第五項及び第六項を除く。）、第六十一条（第六項及び第七項を除く。）及び第六十五条の規定は、債権譲渡担保権について準用する。この場合において、第六十条第

二 動産譲渡担保権の実行を一時禁止する裁判の謄本又は記録事項証明書

第九十四条 集合債権譲渡担保権の被担保債権について不履行があつた場合において、集合債権譲渡担保権者が集合債権譲渡担保権設定者に対して特定範囲所属債権について第九十二条第一項前段の規定による取立て、前条において準用する第六十条第一項に規定する帰属清算の通知又は前条において準用する第六十一条第一項に規定する処分清算譲渡をしようとする旨を通知したときは、集合債権譲渡担保権設定者は、債権譲渡担保権者（当該債権譲渡担保権当初設定者（当該権利について順次二以上の譲渡がされ、かつ、当該債権譲渡担保権者がそのいずれかの譲渡を承諾した場合にあっては、当該債権譲渡担保権者が承諾した直近の譲渡を受けた者）に対する同項後段の差額に相当する金銭の支払の債務の弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもつて債権譲渡担保権設定者その他の第三者に対抗することができる。（債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行）

第九十五条 第七十一条の規定は、第九条第一項

第九十六条 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、前款的規定を準用する。

2 前項の規定に基づき裁判所に同項各号に規定する裁判に係る記録事項証明書提出すべき者は、その提出に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該各号に規定する裁判に係る事件を特定するために必要な情報として最高裁判所規則で定めるものを提供することができる。この場合において、当該者は、当該記録事項証明書提出したものとはみなす。

第九十六条 その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行については、その性質に反しない限り、前款的規定を準用する。

第九十七条 第九十二条第一項前段又は第九十三条において準用する第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅した場合について準用する。この場合において、第七十一条第一項中「その消滅した額」とあるのは「その消滅した額（集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつた場合において、集合債権譲渡担保契約に第一百七条第二項ただし書の別段の定めがあるときにあっては、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定までに消滅した額に限る。）」と、同項及び同条第五項中「集合動産譲渡担保権設定者」とあるのは「集合債権譲渡担保権設定者」と、同条第一項から第三項まで及び第五項中「集合動産譲渡担保権者」とあるのは「集合債権譲渡担保権者」と、同条第一項第一号中「動産の」とあるのは「債権（集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつた場合において、集合債権譲渡担保契約に第一百七条第二項ただし書の別段の定めがあるときにあっては、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定までに発生したものに限る。）」と読み替えるものとする。

第九十八条 第九十二条第一項前段又は第九十三条において準用する第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅した場合について準用する。この場合において、第七十一条第一項中「その消滅した額」とあるのは「その消滅した額（集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつた場合において、集合債権譲渡担保契約に第一百七条第二項ただし書の別段の定めがあるときにあっては、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定までに消滅した額に限る。）」と、同項及び同条第五項中「集合動産譲渡担保権設定者」とあるのは「集合債権譲渡担保権設定者」と、同条第一項から第三項まで及び第五項中「集合動産譲渡担保権者」とあるのは「集合債権譲渡担保権者」と、同条第一項第一号中「動産の」とあるのは「債権（集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつた場合において、集合債権譲渡担保契約に第一百七条第二項ただし書の別段の定めがあるときにあっては、当該再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定までに発生したものに限る。）」と読み替えるものとする。

（民事訴訟法の準用）

第九十九条 特別の定めがある場合を除き、この目に規定する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第八十二条第一項」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条

第九十九条 特別の定めがある場合を除き、この目に規定する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第八十二条第一項」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条

第九十九条 特別の定めがある場合を除き、この目に規定する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第八十二条第一項」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条

第九十条 特別の定めがある場合を除き、この目に規定する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第八十二条第一項」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条

第九十条 特別の定めがある場合を除き、この目に規定する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第八十二条第一項」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条

第九十条 特別の定めがある場合を除き、この目に規定する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第八十二条第一項」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条

第九十条 特別の定めがある場合を除き、この目に規定する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定を準用する。この場合において、同法第三百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第八十二条第一項」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条

第九十一条 この目に定めるもののほか、この目に規定する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第九十二条 債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があつたときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができる。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた利益の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならない。

第九十三条 第六十条（第五項及び第六項を除く。）、第六十一条（第六項及び第七項を除く。）及び第六十五条の規定は、債権譲渡担保権について準用する。この場合において、第六十条第

第九十三条 第六十条（第五項及び第六項を除く。）、第六十一条（第六項及び第七項を除く。）及び第六十五条の規定は、債権譲渡担保権について準用する。この場合において、第六十条第

第九十二条 債権譲渡担保権者による債権の取立て

第九十三条 第六十条（第五項及び第六項を除く。）、第六十一条（第六項及び第七項を除く。）及び第六十五条の規定は、債権譲渡担保権について準用する。この場合において、第六十条第

第九十三条 第六十条（第五項及び第六項を除く。）、第六十一条（第六項及び第七項を除く。）及び第六十五条の規定は、債権譲渡担保権について準用する。この場合において、第六十条第

第九十三条 第六十条（第五項及び第六項を除く。）、第六十一条（第六項及び第七項を除く。）及び第六十五条の規定は、債権譲渡担保権について準用する。この場合において、第六十条第

第九十一条 この目に定めるもののほか、この目に規定する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第九十二条 債権譲渡担保権者は、被担保債権について不履行があつたときは、譲渡担保債権を直接に取り立てることができる。この場合において、債権譲渡担保権者の受けた利益の価額が被担保債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を債権譲渡担保権設定者に支払わなければならない。

第九十三条 第六十条（第五項及び第六項を除く。）、第六十一条（第六項及び第七項を除く。）及び第六十五条の規定は、債権譲渡担保権について準用する。この場合において、第六十条第

第九十三条 第六十条（第五項及び第六項を除く。）、第六十一条（第六項及び第七項を除く。）及び第六十五条の規定は、債権譲渡担保権について準用する。この場合において、第六十条第

第六十条第一項中「経過した時」	第六十条第一項中「帰属清算の通知の日から二週間を経過した時」
（を受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時	（を受けた時のいずれか早い時「帰属清算の通知の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手續の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時
帰属清算の通知の時」とあるのは「いずれか遅い時	帰属清算の通知の時」とあるのは「帰属清算の通知の時（
第六十一条第一項中「経過した時	第六十一条第一項中「次項の規定による通知の日から二週間を経過した時
引渡しを受けた時のいずれか早い時」とあるのは「経過した時」と、「いずれか遅い時	引渡しを受けた時のいずれか早い時「処分清算譲渡の後その時までの間に当該動産譲渡担保権についてその実行の手續の一時の停止を命ずる裁判又はその実行を一時禁止する裁判があった場合にあっては、その時又は当該裁判が効力を失った時のいずれか遅い時
処分清算譲渡の時」とあるのは「いずれか遅い時	処分清算譲渡の時」とあるのは「処分清算譲渡の時（
第三節 破産手続等における譲渡担保権の取扱い （破産手続等における譲渡担保権） 第九十七条 譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するものに限る。）を有する者については、破産法中破産財団に属する財産につき質権を有する者に関する規定（譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあつては、同法第百八十四条第二項から第四項までの規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第百八十五条第一項中「とき」とあるのは「とき（譲渡担保契約及び所有	権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第六十条及び第六十一条（これらの規定を同法第九十三条（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する場合を含む。）の方法による実行をする権利を有するときを含む。）」と、同条第二項中「失う」とあるのは「失う。この場合において、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第三号に規定する譲渡担保権（同条第八号に規定する動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあつては、同法第九十三条において準用する同法第六十条第一項に規定する帰属清算の通知がされ、かつ、前項の期間の満
了時に当該帰属清算の通知の日から二週間が経過したもの」とみなす」とする。 2 譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないものに限る。）を有する者については、破産法中同法第百八条第二項に規定する質権を有する者に関する規定を準用する。 3 譲渡担保権（再生債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、民事再生法中再生債務者財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、同法第三十一条第一項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」という。）」と、同条第三項、第四項及び第九項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」とする。 4 譲渡担保権（開始前会社（会社更生法第二条第六項に規定する開始前会社又は更生特例法第百六十九条第六項に規定する開始前会社をいう。以下この項及び第百一条第一項において同じ。）」若しくは更生会社（会社更生法第二条第七項に規定する更生会社又は更生特例法第百六十九条第七項に規定する更生会社をいう。）」又は開始前協同組織金融機関（更生特例法第四条第六項に規定する開始前協同組織金融機関をいう。以下この項及び第百一条において同じ。若しくは更生協同組織金融機関（更生特例法第四条第七項に規定する更生協同組織金融機関をいう。）」が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、会社更生法及び更生特例法中開始前会社の財産若しくは更生会社財産又は開始前協同	組織金融機関の財産若しくは更生協同組織金融機関財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、会社更生法第二十四条第一項（同法第四十四条第二項並びに更生特例法第十九条（更生特例法第三十一条において準用する同項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」及び第百八十四条（更生特例法第百九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」において準用する場合を含む。）」中「債権を目的とする質権の」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第二条第三号に規定する譲渡担保権（第十項において単に「譲渡担保権」という。）」と、会社更生法第二十四条第十項（同法第四十四条第二項並びに更生特例法第十九条及び第百八十四条において準用する場合を含む。）」中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」とする。 5 譲渡担保権（特別清算開始の命令を受けた清算株式会社（譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）」を有する者については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二編第九章及び第七編第三章第三節中特別清算開始の命令を受けた清算株式会社（譲渡担保権（動産譲渡担保権を除く。）を有する者）にあっては、同法第五百三十八条第二項から第四項までの規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第五百三十六条第一項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この節及び第百九十一条において単に「譲渡担保権」という。）」と、同条第三項並びに同法第百九十一条第一項及び第二項中「債

権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」と、同法第五百三十九条第一項中「とき」とあるのは「とき（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第六十条及び第六十一条（これらの規定を同法第九十三条（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）において準用する場合を含む。）の方法による実行をする権利を有するときを含む。）」と、同条第二項中「失う」とあるのは「失う。この場合において、譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権を除く。）を有する者にあつては、同法第九十三条において準用する同法第六十条第一項に規定する帰属清算の通知がされ、かつ、前項の期間の満了時に当該帰属清算の通知の日から二週間が経過したものとみなす」とする。	譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属するもので、極度の定めがあるものに限る。）について準用する。 2 破産法第九十六条第四項及び第九十八条第四項（これらの規定を同法第二百五条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、根譲渡担保権（破産者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有し、かつ、その権利が破産財団に属しないもので、極度の定めがあるものに限る。）について準用する。この場合において、同法第九十六条第四項中「第百八条第二項」とあるのは、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第九十七条第二項において準用する第百八条第二項」と読み替えるものとする。	替えるものとする。 （再生手続における担保権の実行手続の取消命令） 第九十九条 裁判所（再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）は、再生手続開始の申立てがあつた場合において、再生債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれなく、かつ、再生債務者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、民事再生法第二条第二号に規定する再生債務者等（同法第七十九条第二項の規定により保全管理人が選任されている場合にあつては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第六十六条第一項の規定による通知、動産特定範囲に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は第九十四条本文の規定による通知の取消しを命ずることができ、ただし、その譲渡担保権によつて担保される債権が再生手続における共益債権又は一般優先債権（同法第二百二十二条第一項に規定する一般優先債権をいう。第百七条第四項第二号において同じ。）であるときは、この限りでない。	を発した場合には、速やかに、譲渡担保権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ譲渡担保権者の意見を聴いたときは、この限りでない。 4 裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。 5 第一項の規定による取消しの命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者に限り、即時抗告をすることができる。 6 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。 7 第五項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書（民事再生法第十八条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）を当事者に送達しなければならない。 8 再生債務者が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における民事再生法第十六条の四及び第三十二条の規定の適用については、同法第十六条の四第一号中「第百九十七条第一項の規定による中止の命令」〔第百九十七条第一項の規定による中止の命令、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第九十九条第一項の規定による取消しの命令」と、同法第三十二条中「又は第百九十七条第一項の規定による中止の命令」とあるのは、「第百九十七条第一項の規定による中止の命令又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第九十九条第一項の規定による取消しの命令」とする。
6 譲渡担保権（承認援助手続に係る債務者が譲渡担保権設定者としてその目的である財産について権利を有するものに限る。）を有する者については、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号。以下この節において「承認援助法」という。）中承認援助手続に係る債務者の財産につき質権を有する者に関する規定を適用する。この場合において、承認援助法第二十七条第一項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」という。）」と、同条第五項、第六項及び第十一項中「債権を目的とする質権」とあるのは「譲渡担保権」とする。 第九十八条 破産法第百九十六条第三項及び第百九十八条第四項（これらの規定を同法第二百五条において準用する場合を含む。）の規定は、根	4 会社更生法第百四条第七項及び第八項（これらの規定を更生特例法第六十四条及び第二百三十条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、根譲渡担保権について準用する。この場合において、会社更生法第百四条第八項中「民法第三百九十八条の二十第二項」とあるのは、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十六条第二項」と読み	3 裁判所は、第一項の規定による取消しの命令	譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案及び同報告書

第百条 裁判所が前条第一項の規定による取消しの命令を発した場合における民事再生法第九条の規定の適用については、同条中「この法律」とあるのは、「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）」とする。

2 前条第一項の申立てがあつた場合における民事再生法第十六条及び第十六条の二の規定の適用については、同法第十六条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ。」及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第一〇号）と、同法第十六条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする。

(更生手続における担保権の実行手続の取消命令)

第一百一条 裁判所 更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）は、更生手続開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間において、開始前会社又は開始前協同組織金融機関の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、開始前会社又は開始前協同組織金融機関（会社更生法第三十条第二項又は更生特例法第二十二條第二項若しくは第百八十七條第二項の規定により保全管理人が選任されている場合にあつては、当該保全管理人）の申立てにより、担保を立てさせて、第六十六條第一項の規定による通知又は第九十四条本文の規定による通知の取消しを命ずることができる。ただし、譲渡担保権者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

2 前項の規定による取消しの命令及び第九十七
条第四項の規定により適用する会社更生法第二

十四条第六項(第九十七條第四項の規定により適用する同法第四十四條第二項並びに更生特例法第十九條(第九十七條第四項の規定により適用する更生特例法第三十一條において準用する会社更生法第四十四條第二項において準用する場合を含む。))及び第百八十四條(第九十七條第四項の規定により適用する更生特例法第百九十六條において準用する会社更生法第四十四條第二項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による取消しの命令(動産特定範圍に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続に係るものに限る。)、は、その発令前にされた第六十條第一項に規定する歸属清算の通知、第六十一條第一項に規定する処分清算譲渡、第九十二條第一項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者による動産特定範圍に属する動産の処分の効力を妨げない。

3 裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。

4 第一項の規定による取消しの命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

6 第四項に規定する裁判及び同項の即時抗告に
ついての裁判があつた場合には、その電子裁判
書(会社更生法第十三条において準用する民事
訴訟法第二百二十二条において準用する民法第
二百五十二条第一項の規定により作成された電磁
的記録であつて、会社更生法第十三条において
準用する民事訴訟法第二百二十二条において準
用する同法第二百五十三条第二項の規定により
ファイルに記録されたもの又は更生特例法第十
二条、更生特例法第一百七十八条において準用す

場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、更生特例法第十二条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）を当事者に送達しなければならない。

7 前各項の規定は、更生手続開始の申立てを棄却する決定に対して会社更生法第四十四条第一項（更生特例法第三十一条及び第九十六条において準用する場合を含む。）の即時抗告があつた場合について準用する。

8 開始前会社(会社更生法第二条第六項に規定する開始前会社をいう。)が集合動産譲渡担保権設定者又は集合責権譲渡担保権設定者である場

合における同法第十一条の四及び第二十三条の規定の適用については、同法第十一条の四第一号中「第三十九条の第二項の規定による保全処分」とあるのは「第三十九条の第二項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号第

百一条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。第二十三条において同じ。)の規定に

よる取消しの命令」と同法第二十三条中「又は第三十九条の二第一項の規定による保全処分」とあるのは、「第三十九条の二第一項の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第一百一条第一項の規定による取消しの命令」とする。

9 開始前協同組織金融機関が集合動産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における更生特例法第十一条及び第十八条の規定の適用については、更生特例法第十一条中「第三十九条の二第一項」とあるのは「第三十

九条の二第一項の規定による保全処分」と、「第二十九条の二第一項とあるのは」「第二十九条の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第一百一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令」と、更生特例法第十八条中「第三十九条の二第一項」とあるのは「又は第三十九条の二第一項の規定による保全処分」と、「更生特例法第二十九条の二第一項とあるのは」「更生特例法第二十九条の二第一項の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第一百一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令」とする。

10 開始前会社（更生特例法第百六十九条第六項に規定する開始前会社をいう。）が集合財産譲渡担保権設定者又は集合債権譲渡担保権設定者である場合における更生特例法第百七十七条及び第百八十三条の規定の適用については、更生特例法第百七十七条中「第三十九条の二第二項」とあるのは「第三十九条の二第一項の規定による保全処分」と、「第百九十四条の二第一項」とあるのは「第百九十四条の二第一項の規定による保全処分、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律、令和七年法律第 号 第百一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令」と、更生特例法第百八十三条中「第三十九条の二第一項」とあるのは「又は第三十九条の二第一項の規定による保全処分」と、「更生特例法第百九十四条の二第二項」とあるのは「更生特例法第百九十四条の二第二項の規定による保全処分又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第百一条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による取消しの命令」とする。

二九

(破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力)

第六百六条 集合動産譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合には、第六十六条第一項の規定による通知があったものとみなして、同条第二項から第四項まで及び第六項の規定を適用する。

(破産手続開始決定等後の集合債権譲渡担保権の効力)

第七百七条 集合債権譲渡担保権設定者について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったときは、集合債権譲渡担保権は、その後が発生した債権には及ばない。

2 集合債権譲渡担保権設定者について再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときも、前項と同様とする。ただし、集合債権譲渡担保契約に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 第一項又は前項本文に規定する場合には、第九十四条本文の規定による通知があったものとみなして、同条の規定を適用する。

4 第二項ただし書に規定する場合において、集合債権譲渡担保権設定者についての再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定後に第九条第一項若しくは第三項、第九十二条第一項前段又は第九十三条において準用する第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により集合債権譲渡担保権の被担保債権の全部又は一部が消滅したときは、再生債務者である集合債権譲渡担保権設定者若しくは再生手続における管財人又は更生手続における管財人は、次に掲げる債権を弁済するために支出した金額(消滅した被担保債権の額を限度とする。)を集合債権譲渡担

保権者から償還させることができる。この場合において、当該金額の被担保債権は、消滅しなかったものとみなす。

一 再生手続又は更生手続における共益債権

二 一般優先債権

三 民事再生法第八十五条第五項に基づき弁済をすることの許可を受けた再生債権又は会社更生法第四十七条第五項(更生特例法第三十条四及及び第九十九条において準用する場合を含む。)に基づき弁済をすることの許可を受けた更生債権

5 第七十一条第二項の規定は、前項前段の場合において、集合債権譲渡担保権が複数あるときについて準用する。この場合において、同条第二項中「同項の義務」とあるのは、「第七十七条第四項前段の規定による償還の義務」と読み替えるものとする。

(動産特定範囲に動産を属させる行為に関する否認等)

第八百八条 集合動産譲渡担保権設定者が動産を動産特定範囲に属させた場合において、専ら集合動産譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的としたときは、その動産を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第六十二条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十二条第一項(第三号に係る部分に限る。)、及び第二百六十六条、民事再生法第二百二十七条の三第一項、第九十条第五項及び第二百五十六条、会社更生法第八十六条の三第一項及び第二百六十七條並びに更生特例法第五十七条の三第一項、第二百二十三條の三第一項及び第五百五十條の規定を適用する。

2 集合債権譲渡担保権設定者が債権特定範囲に属する債権を発生させた場合において、専ら集合債権譲渡担保権者に弁済を受けさせる目的で

したときは、その債権を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第六十二条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十二条第一項(第三号に係る部分に限る。)、及び第二百六十六条、民事再生法第二百二十七条の三第一項、第九十条第五項及び第二百五十六条、会社更生法第八十六条の三第一項及び第二百六十七條並びに更生特例法第五十七条の三第一項、第二百二十三條の三第一項及び第五百五十條の規定を適用する。

第三章 所有権留保契約

(動産の所有権の留保の對抗要件)

第九百九条 所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産の留保買主等から留保売主等への引渡し(登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に對抗することができない動産にあつては、留保売主等を所有者とする登記又は登録がなければ、第三者に對抗することができない。)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる債務(その利息、違約金、留保所有権の実行の費用及び債務の不履行によつて生じた損害の賠償を含む。)のみを担保するために締結された所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産(登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に對抗することができない動産を除く。以下この項において同じ。)の引渡しがなくとも、第三者に對抗することができる。

一 第二条第十六号イに規定する所有権留保契約における所有権留保動産の代金の支払債務

二 第二条第十六号ロに規定する所有権留保契約における償還債務(所有権留保動産の代金の支払債務を履行したことによつて生ずるものに限る。)

(再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の無効)

第一百十條 次に掲げる場合に所有権留保契約(第二条第十六号イに規定するものに限る。以下この条において同じ。)が解除される旨の特約又は次に掲げる場合に該当することを理由として留保売主等に対し所有権留保契約の解除権を付与する特約は、無効とする。

一 留保買主等について再生手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てがあつたとき。

二 留保買主等に再生手続開始の原因となる事実又は更生手続開始の原因となる事実が生じたとき。

(譲渡担保契約の規定の準用等)

第一百十一條 前章(第三十一条第一項、第三十八條、第一節第三款及び第四款並びに第二節第二款及び第三款を除く。)の規定、動産譲渡担保契約に係る部分に限る。は、留保所有権について準用する。この場合において、これらの規定中「根譲渡担保契約」とあるのは、「根所有権留保契約」と、「根譲渡担保権者」とあるのは、「根留保売主等」と、「根譲渡担保権設定者」とあるのは、「根留保買主等」と、「集合動産譲渡担保契約」とあるのは、「集合動産所有権留保契約」と、「集合動産譲渡担保権者」とあるのは、「集合動産留保売主等」と、「集合動産譲渡担保権設定者」とあるのは「集合動産留保買主等」と、「動産譲渡担保権当初設定者」とあるのは「当初留保買主等」と、「転動産譲渡担保権者」とあるのは「第一百十一条第二項において読み替えて準用する第三十八條第二項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条	根譲渡担保権	根留保所有権
	根譲渡担保権の 根譲渡担保権を 根譲渡担保権	根留保所有権の 根留保所有権を 根留保所有権
第十五条、第十六条並びに第十七条第一項及び第二項	根譲渡担保権	根留保所有権
	根譲渡担保権を 根留保所有権を	根留保所有権を 根留保所有権
第十八条	根譲渡担保権を	根留保所有権を
	根譲渡担保権は 根留保所有権は	根留保所有権は 根留保所有権
第十九条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第二項	その根譲渡担保権	その根留保所有権
	その根譲渡担保権 その根留保所有権	その根留保所有権 その根留保所有権
第二十一条第一項	根譲渡担保権に	根留保所有権に
	根譲渡担保権を 根留保所有権を	根留保所有権を 根留保所有権
第二十一条第二項	根譲渡担保権	根留保所有権
	根譲渡担保権を 根留保所有権を	根留保所有権を 根留保所有権
第二十一条第三項	その根譲渡担保権	その根留保所有権
	根譲渡担保権を 根留保所有権を	根留保所有権を 根留保所有権
第二十三条第一項及び第二十四条	根譲渡担保権	根留保所有権
	根譲渡担保権を 根留保所有権を	根留保所有権を 根留保所有権
第二十五条第一項	の譲渡	の所有権の留保
	根譲渡担保権 根留保所有権	根留保所有権 根留保所有権
第二十六条第一項第三号イ、ロ及びハ	根譲渡担保権が	根留保所有権が
	根譲渡担保権に 根留保所有権に	根留保所有権に 根留保所有権
第二十六条第一項第四号及び第六号	動産を目的とする根譲渡担保権	根留保所有権
	根譲渡担保権を 根留保所有権を	根留保所有権を 根留保所有権
第二十六条第一項第七号	集合動産譲渡担保権である根譲渡担保権	集合動産留保所有権である根留保所有権
	集合動産譲渡担保権 集合動産留保所有権	集合動産留保所有権 集合動産留保所有権
第二十六条第一項第八号	根譲渡担保権	根留保所有権
	根譲渡担保権を 根留保所有権を	根留保所有権を 根留保所有権

令和七年五月二十二日 衆議院会議録第二十八号 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案及び同報告書

	第十條の五第三項	第十三条の二第一項において準用する特例法第十条の五第三項
	同条第四項	特例法第十三条の二第一項において準用する特例法第十条の五第四項
	動産譲渡登記又は所有権留保登記（特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記をいう。）	動産譲渡登記（特例法第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。）又は所有権留保登記
第六十六条第一項	集合動産譲渡担保権の	集合動産留保所有権の
第六十六条第二項	集合動産譲渡担保権及び当該集合動産譲渡担保権に競合する集合動産譲渡担保権	集合動産留保所有権及び当該集合動産留保所有権に競合する集合動産留保所有権
第六十六條第三項	集合動産譲渡担保権に係る	集合動産留保所有権に係る
第六十六條第五項	集合動産譲渡担保権が	集合動産留保所有権が
第六十七條	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
第六十九條第一項	集合動産譲渡担保権を	集合動産留保所有権を
第六十九條第二項	集合動産譲渡担保権は	集合動産留保所有権は
第六十九條第三項	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
第七十條第一項	集合動産譲渡担保権が	集合動産留保所有権が
第七十一條第一項第二号	集合動産譲渡担保権（集合動産譲渡担保権）	集合動産留保所有権（集合動産留保所有権）
第七十一條第二項	集合動産譲渡担保権が	集合動産留保所有権が
第七十一條第二項第一号	集合動産譲渡担保権に	集合動産留保所有権に
第七十一條第二項第二号	集合動産譲渡担保権に係る	集合動産留保所有権に係る
第七十八條第一項	第三者（以下この項及び次項において「動産譲渡担保権者等」という。）	第三者
第七十八條第二項	動産譲渡担保権者等に	帰属清算の通知若しくは処分清算譲渡をした留保主等又は処分清算譲渡を受けた第三者に
第七十八條第三項	動産譲渡担保権者等	留保主等又は第三者（処分清算譲渡を受けた者に限る。）
第八十二條第一項	第六十条及び第六十一条（これらの規定を同法第九十三条（同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）において準用する場合を含む。）	第二百一十條第一項において準用する同法第六十条及び第六十一条
第九十七條第一項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」とする）	第二条第十八号に規定する留保所有権（以下この条において単に「留保所有権」とする）
第九十七條第二項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」とする）	第二条第十八号に規定する留保所有権（以下この条において単に「留保所有権」とする）
第九十七條第三項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」とする）	第二条第十八号に規定する留保所有権（以下この条において単に「留保所有権」とする）
第九十七條第四項	第二条第三号に規定する譲渡担保権（第十項において単に「譲渡担保権」とする）	第二条第十八号に規定する留保所有権（第十項において単に「留保所有権」とする）

第九十七条第五項	第二十条第三号に規定する譲渡担保権（以下この節及び第八百九十一条において単に「譲渡担保権」と、譲渡担保権」と、	第二十条第三号に規定する留保所有権（以下この節及び第八百九十一条において単に「留保所有権」と、留保所有権」と、
第九十七条第六項	第二十条第三号に規定する譲渡担保権（以下この条において単に「譲渡担保権」とする	第二十条第三号に規定する留保所有権（以下この条において単に「留保所有権」とする
第九十八条第一項及び第二項	根譲渡担保権	根留保所有権
第九十八条第二項	第九十七条第二項	第九十七条第二項において準用する同法第九十七条第二項
第九十八条第三項及び第四項	根譲渡担保権	根留保所有権
第九十九条第八項	第九十九条第一項	第九十九条第一項において準用する同法第九十九条第一項
第一百条第八項	第一百条第一項	第一百条第一項において準用する同法第一百条第一項
第一百条第九項及び第十項	第一百条第一項（同条第七項	第一百条第一項において準用する同法第一百条第一項（同法第九十一条第一項において準用する同法第一百条第七項
第一百三十九条第九項	第一百三十九条第一項	第一百三十九条第一項において準用する同法第一百三十九条第一項

2 第三十八条の規定は、留保所有権を譲渡担保契約の目的とする場合について準用する。この場合において、同条第二項中「譲渡担保契約に基づく不動産譲渡担保権の譲渡（以下この条において「不動産譲渡担保権の設定」とあるのは「譲渡担保契約に基づく留保所有権の譲渡（以下この条において「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定」と、同条第三項、第四項、第六項及び第七項中「不動産譲渡担保権の設定」とあるのは「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定」と、同条第三項中「者（以下この条及び次節において「不動産譲渡担保権者」という。）の」とあるのは「者の」と、同条第五項及び第七項中「不動産譲渡担保権者」とあるのは「留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」と、同条第六項中「根譲渡担保権」とあるのは「根留保所有権」と読み替えるものとする。

3 同一の不動産について不動産譲渡担保権と留保所有権とが競合する場合においては、これを同一の不動産について数個の不動産譲渡担保権が互いに競合する場合とみなして、第九条第三項、第十条第二項、第二十六条第一項（第六号、第八号及び第十二号に係る部分に限る。）、第三十二条、第三十三条、第三十四条第二項、第三十六条第一項、第三十七条、第四十一条第二項、第六十二条第一項から第三項まで、第六十五条第二項、第六十六条第二項及び第六項、第六十七条、第六十九条第一項及び第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条、第七十三条並びに第七十七条の規定を適用する。この場合において、第三十四条第二項中「前項の場合」とあるのは「前項（第九十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により不動産譲渡担保権者及び留保売主等が民法第三百三十条の規定による第一順位の先取特権者」と同一の権利を有することとされる場合」と、第三十六条第一項中「第三条第一項」とあるのは「第三条第一項（特例法第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）」と、第六十二条第一項及び第三項、第六十七条並びに第七十七条中「不動産譲渡担保権者」とあるのは「不動産譲渡担保権者及び第九十一条第二項において読み替えて準用する第三十八条第二項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者」とする。

第四章 罰則

第一百二十二条 第七十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）（前条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に基づき執行官が公示するために施した公示書その他の標識を損壊した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日

二 附則第二十五条から第三十七条までの規定 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日（以下「民事関係手続等整備法施行日」という。）

（経過措置の原則）

第二条 この法律の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に締結された譲渡担保契約及び所有権留保契約についても適用する。ただし、施行日前に生じた効力を妨げない。

(根讓渡担保権等の元本確定期日の定めに関する経過措置)

第三条 第十七条第三項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前にされた根讓渡担保権又は第百十一条第一項において読み替えて準用する第十四条に規定する根留保所有権の担保すべき元本の確定すべき期日の定め及び変更については、適用しない。

(牽連性のある金銭債務のみを担保するための動産の讓渡の対抗力に関する経過措置)

第四条 第三十一条第一項の規定は、施行日前に締結された動産讓渡担保契約に基づく動産の讓渡については、適用しない。

(占有改定で対抗要件を備えた動産讓渡担保権等の順位の特例等に関する経過措置)

第五条 動産讓渡担保権が施行日前に占有改定で讓渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものである場合において、施行日から起算して二年を経過する日までの間に当該動産讓渡担保権に係る動産讓渡担保契約に基づく動産の讓渡につき特例法第三条第二項に規定する動産讓渡登記(この項の適用を受ける讓渡担保である旨を登記原因として記録したものに限る。)がされたときは、当該動産讓渡担保権は、第三十六条第一項及び第三十七条(これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。)並びに第三十九条第二項の規定については、当該引渡しの時に、占有改定以外の方法で讓渡担保動産の引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものとみなす。

2 前項の規定は、留保所有権が施行日前に占有改定で所有権留保動産の第百九条第一項の引渡しを受けることにより対抗要件を備えたものである場合において、施行日から起算して二年を経過する日までの間に当該留保所有権に係る所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保につ

き特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記(この項の適用を受ける所有権留保である旨を登記原因として記録したものに限る。)がされたときについて準用する。この場合において、前項中「第三十六条第一項及び第三十七条(これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。)」並びに第三十九条第二項とあるのは、「第百十一条第一項において準用する第三十六条第一項及び第三十七条(これらの規定を第百十一条第三項の規定により適用する場合を含む。)」並びに第三十九条第二項と読み替えるものとする。

(詐害行為取消請求に関する経過措置)

第六条 第四十五条(第五十四条第二項及び第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定により適用する民法第四百二十四条の三の規定は、施行日前にされた動産を動産特定範囲に属させる行為及び債権特定範囲に属する債権を発生させる行為については、適用しない。

(集合動産讓渡担保権の実行等に関する経過措置)

第七条 第六十六条第六項及び第六十九条第五項(第七十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(これらの規定を第百十一条第一項において準用する場合及び同条第三項の規定により適用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定は、施行日前にされた第六十六条第六項又は第六十九条第五項の特約については、適用しない。

(集合動産讓渡担保権者等による超過分の金銭の組入義務等に関する経過措置)

第八条 第七十一条(第九十五条(第九十六条第一項において準用する場合を含む。))及び第百十一条第一項において準用する場合並びに同条第三項の規定により適用する場合を含む。)(の規定は、施行日前に締結された集合動産讓渡担保契

約、集合債権讓渡担保契約、その他の財産を目的とする讓渡担保契約及び集合動産所有権留保契約(第百十一条第一項において読み替えて準用する第四十一条第一項に規定する集合動産所有権留保契約をいう。附則第十四条第一項において同じ。))については、適用しない。

(配当要求及び動産競売の申立てに関する経過措置)

第九条 第七十二条第一項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定は、施行日前にされた動産讓渡担保権者又は留保売主等による配当要求については、適用しない。

2 第七十二条第二項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定は、施行日前にされた動産讓渡担保権者又は留保売主等による担保権の実行としての競売の申立てについては、適用しない。

(第三者異議の訴えに関する経過措置)

第十条 第七十三条(第百十一条第一項において準用する場合及び同条第三項の規定により適用する場合を含む。)(の規定は、施行日前に提起された民事執行法第三十八条第一項(同法第百九十四条において準用する場合を含む。))に規定する第三者異議の訴えについては、適用しない。

(売却に伴う動産讓渡担保権等の消滅に関する経過措置)

第十一条 第七十四条(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定は、施行日前に開始された強制執行、担保権の実行としての競売(その例による競売を含む。))又は企業担保権の実行の事件については、適用しない。

(再生手続等における担保権の実行手続の中止命令等に関する経過措置)

第十二条 第九十七条第三項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により適用する民事再生法第三十一条及び第三十一条の

二の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

2 第九十七条第四項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の規定により適用する会社更生法第二十四条及び第二十四条の二(これらの規定を第九十七条第四項の規定により適用する同法第四十四条第二項並びに更生特例法第十九条(第九十七条第四項の規定により適用する更生特例法第三十一条において準用する場合を含む。))及び第百八十四条(第九十七条第四項の規定により適用する更生特例法第百九十六条において準用する会社更生法第四十四条第二項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

3 第九十七条第五項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により適用する会社法第五百十六条、第五百十六条の二及び第百八十九条の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

4 第九十七条第六項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定により適用する外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第二十七條及び第二十七條の二の規定は、施行日前にされた申立てに係る中止の命令及び施行日前に職権でされた中止の命令については、適用しない。

(再生手続開始の申立て等を権限の消滅事由とする特約に関する経過措置)

第十三条 第百五条(第百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同

第七十五条第三項		文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この目及び次節において同じ。）		文書	

じ。の規定は、施行日前にされた第百五条の特約については、適用しない。 （破産手続開始決定等後の集合動産譲渡担保権の効力等に関する経過措置）		2 第百八条第二項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する破産法第百六十二条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百五十二条第一項（第三号に係る部分に限る。）、民事再生法第百二十七条の三第一項及び第百九十条第五項、会社更生法第八十六条の三第一項並びに更生特例法第五十七条の三第一項及び第二百二十三条の三第一項の規定は、施行日前にされた債権特定範囲に属する債権を発生させる行為については、適用しない。 （再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等に関する経過措置）	
第十四条 第百六条（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に締結された集合動産譲渡担保契約に係る集合動産譲渡担保権及び集合動産所有権留保契約に係る集合動産留保所有権（第百十一条第一項において読み替えて準用する第四十一条第一項に規定する集合動産留保所有権をいう。）については、適用しない。		第十六条 第百十条の規定は、施行日前にされた同条の特約については、適用しない。 （罰則に関する経過措置）	
2 第百七条の規定は、施行日前に締結された集合債権譲渡担保契約に係る集合債権譲渡担保権については、適用しない。 （否認等に関する経過措置）		第十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （裁判手続の電子化等に伴う経過措置）	
第十五条 第百八条第一項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定により適用する破産法第百六十二条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百五十二条第一項（第三号に係る部分に限る。）、民事再生法第百二十七条の三第一項及び第百九十条第五項、会社更生法第八十六条の三第一項並びに更生特例法第五十七条の三第一項及び第二百二十三条の三第一項の規定は、施行日前にされた動産を動産特定範囲に属させる行為については、適用しない。		第十八条 施行日から民事関係手続等整備法施行日の前日までの間は、第八十五条及び第九十条（これらの規定を第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる規定（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	

第七十五条第四項並びに第七十六条第三項及び第四項		文書又は電磁的記録		文書	
第八十六条		交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供する		交付する	
第九十九条第七項		電子裁判書（民事再生法第十八条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、民事再生法第十八条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三條第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。）		裁判書	
第九十九条第八項		民事再生法第十六條の四第十六條の四第一号		民事再生法第十六條第十六條第四項第一号	
第一百条第二項		第十六條及び第十六條の二同法第十六條第一項中「同じ。」とあるのは「同じ」とあるのは「同じ」と、同法第十六條の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする		同条第一項中「含む。」とあるのは、「含む」とする	

第百一条第六項(同条第七項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)		電子裁判書(会社更生法第十三条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、会社更生法第十三条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたもの又は更生特例法第十二条(更生特例法第七十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))において準用する民事訴訟法第二百二十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、更生特例法第十二条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。)		裁判書	
第百一条第八項	第十一条の四及び 第十一条の四第一号	第十一条及び 第十一条第四項第一号			
第百二条第二項	第十一条及び第十一条の二 同法第十一条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ」とする	第十一条 同条第一項中「含む。」とあるのは、「含む」とする			
第百二条第三項	及び第十一条の二第一項中「この 同じ」	中「この 含む」			

第百三条第七項		と、同法第十一条の二第二項中「この法律」とあるのは「更生特例法及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」と、更生特例法		と、更生特例法	
第百四条第二項		電子裁判書(承認援助法第十五条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録であつて、承認援助法第十五条において準用する民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものをいう。)		裁判書	
同条第一項及び第四項		と、同法第四項中「民事訴訟法」とあるのは「民事訴訟法又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする		同条第一項	
と、同法第四項中「民事訴訟法」とあるのは「民事訴訟法又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする				と、「民事訴訟法」とする	

第十九条 施行日から民事関係手続等整備法施行日の前日までの間の第二章第二節第一款第四目(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する手続(以下「実行のための裁判手続」という。))における期日の呼出し、公示送達、申立てその他の申述、裁判書の作成及び送達並びに民事訴訟法の準用については、次条から附則第二十四条までの規定を適用する。

(期日の呼出し)
第二十条 実行のための裁判手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。
2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対

し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第二十一条 実行のための裁判手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第二十二條 実行のための裁判手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもつてするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもつてされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項

の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することとをいう。以下この項において同じ。をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第二十三條 実行のための裁判手続に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(民事訴訟法の準用)

第二十四條 特別の定めがある場合を除き、実行のための裁判手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一

編第五章第四節第三款、第百十一条、同編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十

七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について

第百六十条第四項 第百六十条第四項ただし書 第百六十条の二第一項 第百六十条の二第二項 第二百五条第三項 第二百五条第四項 第二百三十一条の二第二項 第二百三十一条の三第二項 第二百三十一条の三第三項 第二百六十一条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	電子調書	調書
	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書 記録しなければ	調書 記載しなければ

(手続費用額の確定手続に関する経過措置)

第二十五条 第九十条(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法(以下「準用民事訴訟法」という。)第七十一条第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される実行のための裁判手続に係る事件(以下「民事関係手続等整備法施行後事件」という。)における実行のための裁判手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

(期日の呼出しに関する経過措置)

第二十六条 準用民事訴訟法第九十四条の規定

は、民事関係手続等整備法施行後事件における期日の呼出しについて適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された実行のための裁判手続に係る事件(以下「民事関係手続等整備法施行前事件」という。)における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

(送達報告書に関する経過措置)

第二十七条 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における送達報告書の提出について、適用する。

(公示送達の方法に関する経過措置)

第二十八条 準用民事訴訟法第百十一条から第百

十三条までの規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における公示送達について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における公示送達については、なお従前の例による。

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

第二十九条 準用民事訴訟法第七章の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における附則第二十二条第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後も、なおその効力を有する。

(釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置)

第三十条 準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における釈明処分による電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の提出について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

(口頭弁論調書に関する経過措置)

第三十一条 準用民事訴訟法第百六十条の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における口頭弁論調書の作成及び記録並びに口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における口頭弁論調書の作成及び記載並びに口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における口頭弁論調書の更正について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

(尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置)

第三十二条 準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百五条第二項準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における証人の尋問に代わる書面の提出並びに鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式及び鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置)

第三十三条 準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

(電子決定書の作成に関する経過措置)

第三十四条 準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における電子決定書(準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条第一項の規定により作成される電磁的記録をいう。)の作成について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

(申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置)

第三十五条 準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の準用民事訴訟法第六十条第一項に規定する電子調書の記録について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

(事件に関する事項の証明に関する経過措置)

第三十六条 第八十六条(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、民事関係手続等整備法施行後事件に関する事項の証明について適用し、民事関係手続等整備法施行前事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(電子裁判書の送達に関する経過措置)

第三十七条 第九十九条第七項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される再生事件における第九十九条第七項に規定する電子裁判書の送達について適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された再生事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

2 第百一条第六項(同条第七項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。))及び第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される更生事件における第百一条第六項に規定する電子裁判書の送達について適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された更生事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

令和七年五月二十二日 衆議院会議録第二十八号

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案及び同報告書

3 第百三条第七項(第百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、民事関係手続等整備法施行日以後に開始される承認援助事件における第百三条第七項に規定する電子裁判書の送達について適用し、民事関係手続等整備法施行日前に開始された承認援助事件における裁判書の送達については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

金銭債務を担保するため、動産、債権その他の財産(不動産等を除く。)を担保の目的とすることを内容とする契約の利用状況に鑑み、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関し、譲渡担保権者及び留保主等の権利の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行の方法等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、金銭債務を担保するため、動産、債権その他の財産を担保の目的とすることを内容とする契約の利用状況に鑑み、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関し、譲渡担保権者及び留保主等の権利の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行の方法等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 譲渡担保契約の効力等につき、次のとおり規定を設けること。

(一) 譲渡担保契約の効力に関する規律

(1) 譲渡担保契約一般について、譲渡担保権の内容、被担保債権の範囲等に関する規定を設けること。

(2) 動産譲渡担保契約について、譲渡担保権設定者による目的である動産の使用収益等に関する規定を設けるとともに、集合動産譲渡担保契約について、對抗要件の特例等を設けること。

(3) 債権譲渡担保契約について、譲渡担保権者に対する第三債務者の弁済等に関する規定を設けるとともに、集合債権譲渡担保契約について、目的である債権の譲渡担保権設定者の取立権限等に関する規定を設けること。

(二) 譲渡担保権の実行等に関する規律

動産譲渡担保契約について、帰属清算方式による実行、処分清算方式による実行、譲渡担保権の実行のための引渡命令等に関する規定を設けるとともに、債権譲渡担保契約について、目的である債権の譲渡担保権者の取立権限等に関する規定を設けると。

(三) 破産手続等における譲渡担保権の取扱いに関する規律

譲渡担保権者について破産法等中質権を有する者に関する規定を適用する旨の規定を設けるとともに、再生手続等における担保権の実行手続の取消命令等に関する規定を設けること。

2 所有権留保契約につき、その対抗要件、再生手続開始の申立て等を解除事由とする特約等の効力等に関する規定を設けるほか、譲渡担保契約に関する規定を準用する等の規定を設けること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、金銭債務を担保するため、動産、債権その他の財産を担保の目的とすることを内容とする契約の利用状況に鑑み、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関し、譲渡担保権者及び留保主等の権利の内容、被担保債権の範囲、権利の順位等について定めるとともに、これらの権利の実行の方法等について定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和七年五月二十一日

法務委員長 西村智奈美
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など、一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証し、企業の倒産時における労働債権について優先順位の引上げ等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ILO第百七十三号条約の早期批准に向けて検討に努めること。

二 動産及び債権譲渡の對抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講じること。

三 本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右
国会に提出する。

令和七年三月七日

内閣総理大臣 石破 茂

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三百六十六条第一項中「質権の」の下に「担保する債権について不履行があったときは、その」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、質権者の受けた利益の価額がその担保する債権の額を超えるときは、その差額に相当する金銭を質権設定者に支払わなければならない。
第三百六十六条第二項を次のように改める。

2 第三債務者は、質権の設定について第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる第四百六十七条第一項の規定による通知又は承諾がされた時より後に質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる事由をもつて質権設定者その他の第三者に対抗することができない。この場合において、質権者は、自己の債権の弁済期が到来するまでは、質権設定者に対し、その受けた利益の価額に相当する金銭を支払うことを要しない。

第三百六十六条第四項中「目的物が金銭でない」を「目的が物の引渡しである」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合においては、第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。
第三百六十六条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の債権の」を「債権の目的物が金銭である場合において、その」に、「の弁済期前」を「についての不履行が生ずる前」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項前段の場合において、質権者の債権の弁済期が到来したときは、質権者は、質権設定者に対し、その受けた利益の価額から自己の債権の額を控除した残額を支払わなければならない。
第三百七十一条中「その後」を削り、「果実」の下に「(収取されていないものに限り、その)」を加える。

(民法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 前条の規定による改正後の民法第三百六十六条の規定は、この法律の施行の際現に存する債権を目的とする質権についても適用する。ただし、前条の規定による改正前の民法第三百六十六条の規定により生じた効力を妨げない。

(農業協同組合法の一部改正)
第三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条の三第五項中「第三百九十八条の下に」を、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二十條(同法第一百一十一条において準用する場合を含む。)」を加える。
(医療法及び国民年金法の一部改正)
第四条 次に掲げる法律の規定中「及び第二項」の下に、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第十九条第三項から第五項まで並びに第二十条第一項及び第二項(これらの規定を同法第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を、「民法第三百九十八条の九第三項」の下に「及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十九条第三項」を加える。

一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第六十二条の二
二 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第三百七十七条の三の十四
(地方税法の一部改正)
第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第一号中「仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第二条第一項(同法第二十条において準用する場合を含む。)」の規定による」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。
イ 仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第二条第一項(同法第二十条において準用する場合を含む。)」の規定による通知

法第二十条において準用する場合を含む。の規定による通知

口 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第六十條第一項又は第六十一条第二項(これらの規定を同法第九十三条(同法第九十六条第一項において準用する場合を含む。又は第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定による通知

(企業担保法の一部改正)
第六条 企業担保法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第七条第二項中「又は抵当権」を「、抵当権、譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。又は留保所有権(同条第十八号に規定する留保所有権をいう。))に改める。

(国税通則法の一部改正)
第七条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第三十八条第一項第一号中「仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第二条第一項(所有権移転の効力の制限等(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)において準用する場合を含む。))の規定による」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第七十八号)第二条第一項(所有権移転の効力の制限等(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用)において準用する場合を含む。))の規定による通知

口 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第六

十条第一項(動産譲渡担保権の帰属清算方式による実行)又は第六十一条第二項(動産譲渡担保権の処分清算方式による実行)(これらの規定を同法第九十三条(債権譲渡担保権の帰属清算方式又は処分清算方式による実行)(同法第九十六条第一項(その他の財産を目的とする譲渡担保権の実行)において準用する場合を含む。))又は第百十一条第一項(譲渡担保契約の規定の準用等)において準用する場合を含む。)の規定による通知

(登録免許税法の一部改正)
第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第九号中「動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは質権の設定の」を「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の規定による」に改め、同号(一)中「譲渡」の下に「又は所有権の留保」を加え、同号(四)を同号(五)とし、同号(三)の次に次のように加える。

(四) 転讓渡担保権の設定等(転動産讓渡担保権の設定、転債権讓渡担保権の設定又は留保所有権を目的とする讓渡担保権の設定をいう。(六)において同じ。)の登記	申請件数	一件につき千円
(五) 讓渡担保権の移転による讓渡担保権者の変更、留保所有権の移転による留保所有権を有する者の変更又は質権の移転による質権者の変更の登記 イ 相続又は法人の合併による変更の登記	申請件数	一件につき三千円
ロ その他の原因による変更の登記	申請件数	一件につき七千五百円
(六) 転讓渡担保権者等(転讓渡担保権の設定等を受けた者をいう。以下(六)及び(十)において同じ。)が取得した権利の移転による転讓渡担保権者等の変更の登記	申請件数	一件につき千円
(七) 根讓渡担保権又は根留保所有権の分割讓渡の登記	申請件数	一件につき七千五百円
(八) 讓渡担保権又は留保所有権と他の讓渡担保権又は留保所有権とが競合する旨の登記	申請件数	一件につき千円
(九) 讓渡担保権又は留保所有権の順位の変更の合意の登記	讓渡担保権及び留保所有権の件数	一件につき千円
(十) 讓渡担保権者、留保所有権を有する者若しくは質権者又は転讓渡担保権者等に関する事項の変更の登記(一)から(九)までに掲げるものを除く。)	申請件数	一件につき千円

(預金保険法の一部改正)
第九条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
第百三十三条の前の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第一項中「根抵当権を」を「根抵当権等(根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第十四条に規定する根讓渡担保権(以下この条及び次条第一項において「根讓渡担保権」という。))若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権(以下この条及び次条第一項において「根留保所有権」という。))をいう。

以下この条、次条及び附則第十条の三において同じ。)を「に、〔根抵当権設定者〕を〔根抵当権設定者等(根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根讓渡担保権設定者、第四項及び第五項において「根讓渡担保権設定者」という。))若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保買主等(第四項及び第五項において「根留保買主等」という。))をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)(極度額の定めがない根讓渡担保権又は根留保所有権を讓渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。))の利害関係を有する者(第五項、第六項及び次条第一項において「利害関係者」という。))に改め、同項各号中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第四項中「根抵当権設定者が」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根讓渡担保権に係る根讓渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。))が」に、「当該根抵当権設定者」を「当該根抵当権設定者等」に改め、同条第六項中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(極度額の定め

がない根讓渡担保権又は根留保所有権を讓渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等又は利害関係者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。
5 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等(極度額の定めがない根讓渡担保権に係る根讓渡担保権設定者又は極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限る。))及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等(極度額の定めがない根讓渡担保権又は根留保所有権に限る。))の讓渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る承継金融機関の合意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。

第百三十三条の二第一項中「第三百九十八条の十二第一項」の下に「及び讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。))を加え、〔根抵当権〕を〔根抵当権等(二)に改め、〔並びに次条第二項及び第三項を削り、〔移転根抵当権〕を〔移転根抵当権等〕に、〔根抵当権設定者〕を〔根抵当権設定者等(二)に、〔移転根抵当権設定者〕を〔移転根抵当権設定者等〕に、〔移転根抵当権〕を〔移転根抵当権等〕に、〔同法〕を〔民法〕に改め、〔第三百九十八条の四第一項〕の下に「及び讓渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十五条(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。))を加え、〔おいて、〕を〔おける〕に、〔移転根抵当権〕を〔移転根抵当権等(二)に、〔移転根抵当権〕を〔移転根抵当権等〕に改め、〔合

意」の下に「(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡する場合にあつては、当該合意及び当該移転根抵当権等の譲渡の後に於いても当該移転根抵当権等が当該移転債権を担保すべきものとする旨の利害関係者の承諾)を加え、同条第二項中「確定前に移転根抵当権を確定前に移転根抵当権等」に、「当該移転根抵当権を」、「当該移転根抵当権等」に、「移転根抵当権が当該」を「移転根抵当権等が当該」に、「移転根抵当権設定者」を「移転根抵当権設定者等」に改め、同項各号中「移転根抵当権」を「移転根抵当権等」に改め、同条第五項中「移転根抵当権」を「移転根抵当権等」に、「移転根抵当権」を「移転根抵当権等」に、「移転根抵当権設定者」を「移転根抵当権設定者等」に改め、同条第六項中「移転根抵当権設定者」を「移転根抵当権設定者等」に、「移転根抵当権」を「移転根抵当権等」に改め、同条第七項中「根抵当権」を「根抵当権等」に改める。

第三百三十四条第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二項中「移転根抵当権」の下に「(同条第一項に規定する移転根抵当権等である根抵当権をいう。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

附則第十条の三の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、「第三百九十八条の十九第二項」の下に「又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十五条第二項(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一〇の項の上欄に次のように加える。

二 譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第七十五条第一項、第七十六条第一項又は第七十八条第一項の規定による申立て

別表第一の一七の項の上欄中「第三項の規定による申立て」の下に、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第七十五条第三項若しくは第七項若しくは第七十六条第三項の規定による申立て、同法第八十二条第一項の代理人の選任の許可を求める申立て」を加える。

(森林組合法の一部改正)

第十一条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十八条の五第一項中「第三百九十八条の十」の下に、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二十条(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。第百八条の七及び第百八条の十五において同じ。)」を加える。

第百八条の七及び第百八条の十五中「第三百九十八条の十」の下に、「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十条」を加える。

(民事執行法の一部改正)

第十二条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第百二十三条に次の二項を加える。

6 執行官は、第一項の差押えをしたときは、遅滞なく、動産執行の申立ての時に債務者を譲渡人又は留保買主等譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二条第二十号に規定する留保買主等(いう。)とする動産譲渡登記(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号。以下この項及び次項において「特例法」という。))第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。又は所有権留保登記(特例法第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記をいう。))

において動産譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第九号に規定する動産譲渡担保権者をいう。又は留保売主等(同条第十九号に規定する留保売主等をいう。))として登記されている全ての者(特例法第十条の二第一項第一号に規定する転譲渡担保権者又は特例法第十三条の二第一項において読み替えて準用する特例法第十条の二第一項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者が登記されている場合にあつては、当該転譲渡担保権者又は当該留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者を含む。)に対し、その旨を通知しなければならない。

7 前項の規定による通知は、通知を受ける者の動産譲渡登記ファイル(特例法第七条第一項に規定する動産譲渡登記ファイルをいう。))上の住所又は事務所に宛てて発すれば足りる。

第百二十四条中「第五項」を「第七項」に改める。

(民事保全法の一部改正)

第十三条 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第四項中「第百二十三条」の下に「第六項及び第七項を除く。」、第百二十四条「第七項」とあるのは、「第五項」と読み替えるものとする。

(保険業法の一部改正)

第十四条 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第二百七十一条の二の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第一項中「第五項」を「第六項」に、「根抵当権」を「根抵当権等(根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第十四条に

規定する根譲渡担保権(以下この条において「根譲渡担保権」という。))若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十四条に規定する根留保所有権(以下この条において「根留保所有権」という。))をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。を」に、「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(根抵当権設定者又は同法第十九条第三項に規定する根譲渡担保権設定者(第三項及び第四項において「根譲渡担保権設定者」という。))若しくは同法第百十一条第一項において読み替えて準用する同法第十九条第三項に規定する根留保買主等(第三項及び第四項において「根留保買主等」という。))をいう。以下この条において同じ。を」に、「(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等及び同法第十五条第二項(同法第百十一条第一項において準用する場合を含む。))の利害関係を有する者(第四項及び第五項において「利害関係者」という。))」に改め、同項各号中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第三項中「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者及び極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等を除く。))」に改め、同条第五項中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権を譲渡しようとする場合にあつては、根抵当権設定者等又は利害関係者)」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者等(極度額の定めがない根譲渡担保権に係る根譲渡担保権設定者又は極度額の定めがない根留保所有権に係る根留保買主等に限る。))

及び利害関係者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十一条第一項(同法第一百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第一項第一号に規定する期日において同号の根抵当権等(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保所有権に限る。)の譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者等と同項の公告又は催告に係る承継保険会社等の合意及び当該利害関係者の承諾があつたものとみなす。

第二百七十一条の二の二中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第十五条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「及び第二十五条」を「及び第二十四条の二」に改める。

第三百八十条第二項中「第二十四条第四項」を「第二十四条第五項」に、「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

(動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正)

第十六条 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「関し」を「関する」に改め、「特例」の下に「並びにこれらの譲渡を公示するための動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する制度」を加える。

第二条第二項中「動産譲渡登記」の下に「若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記」を加え、同条第三項中「次条第二項に規定する動産譲渡登記又は第四条第二項に規定する

債権譲渡登記若しくは第十四条第一項に規定する質権設定登記」を「次に掲げる登記に改め、同項に次の各号を加える。

一 次条第二項に規定する動産譲渡登記
二 第四条第二項に規定する債権譲渡登記
三 第十条の二第一項(第十三条の二第一項において準用する場合を含む。)に規定する登記

四 第十条の四第一項(第十三条の二第一項及び第十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する登記

五 第十条の七第一項(第十三条の二第一項において準用する場合を含む。)に規定する登記

六 第十三条の二第二項に規定する所有権留保登記

七 第十四条第一項に規定する質権設定登記
第三条第二項中「者」が「を」(者)動産譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二十九条に規定する動産譲渡担保権者をいう。第七條第六項及び第九條第一項において同じ。)が登記されている場合における譲受人として登記されている者を除く。以下この項において同じ。)が「に」改め、同条第三項中「第十條第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「譲受人」とあるのは、「譲渡人」を「譲受人」として登記されている者、動産譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二條第九号に規定する動産譲渡担保権者をいう。第七條第六項及び第九條第一項において同じ。)が登記されている場合における譲受人として登記されている者(同じ。))とあるのは「譲渡人」として登記されている者」と、

「譲受人」として登記されている者」とあるのは「譲渡人」として登記されている者」に改める。

第四条第三項中「並びに第四百六十九條第一

項及び第二項」を「第四百六十九條第一項及び第二項並びに譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第四十八條第一項」に、「同法」を「民法」に改め、「同項」との下に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第四十八條第一項中「債権譲渡担保権設定者が民法第四百六十七條第一項」とあるのは「譲渡人若しくは譲受人が特例法第四條第二項」とを加え、同条第四項中「第十條第一項第二号」の下に「又は第三号」を、「場合において」の下に「同項中「譲受人」とあるのは「譲受人(当該債権の譲渡に係る第十條第一項第三号に掲げる事由に基づいて債権譲渡登記の抹消登記がされた場合にあつては、債権譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二條第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。))」を加え、「同項並びに」を「譲渡人」とあるのは「譲受人(当該債権の譲渡に係る動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十條第一項第三号に掲げる事由に基づいて債権譲渡登記の抹消登記がされた場合にあつては、債権譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二條第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。次条において同じ。))と、「譲受人」とあるのは「譲渡人」と」に改める。

第五条第二項中「第七條第二項第三号において」を「以下」に改める。

第六条第一号中「次条」を「第七條」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(共同申請)

第六条の二 この法律の規定に基づく登記の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者その登記をすることにより、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録上、直接に利益を受ける者をいい、間接に利益を受ける者を除く。及び登記義務者(その登記をすることにより、動産譲渡登

記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録上、直接に不利益を受ける者をいい、間接に不利益を受ける者を除く。が共同してしなればならない。

第七條第二項中「譲渡人及び譲受人の」を削り、第八號を第九號とし、第七號を第八號とし、第六號を第七號とし、同項第五号中「を特定するために必要な事項で法務省令で定める」を「の種類及び当該動産の所在場所その他の当該動産の種類以外の事項であつて当該動産を特定するために必要な」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四號を第五號とし、第三號の次に次の一号を加える。

四 譲渡人又は譲受人が会社法人等番号(商業登記法(昭和二十八年法律第百二十五号)第七條他の法令において準用する場合を含む。)に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

第七條第三項本文中「前項第六號」を「前項第七號」に、「十年」を「二十年」に改め、同項ただし書中「十年」を「二十年」に改め、同条に次の一項を加える。

六 登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記をするときは、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも記録しなければなら

ない。

一 動産譲渡担保権者の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)

二 動産譲渡担保権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

三 動産譲渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

第八條第二項中「譲渡人及び譲受人の」を削り、同項第一号中「第三號」を「第四號」に、「第

七号及び第八号」を「第八号及び第九号」に改め、同項第三号中「第十条第三項第三号」を「第十条第四項第三号」に改め、同条に次の一項を加える。

6 登記原因を譲渡担保とする債権譲渡登記をするときは、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項をも記録しなければならない。

一 債権譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十四条第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

二 債権譲渡担保権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

三 債権譲渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

第九条第一項中「譲受人は」を「譲受人（譲渡担保権者（動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）が登記されている場合にあっては、当該譲渡担保権者。次条第一項において同じ。）は、共同して」に改める。

第十条第一項中「ときは」の下に「共同して」を加え、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記に係る譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権又は同条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第十条の四第一項及び第十条の五第一項において同じ。）がその担保する金銭債務の全部の履行その他の原因により消滅したこと。

第十条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による申請は、動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録上の利害関係を有する第三者がある場合にあっては、当該第三者の承諾があるときに限り、することができ。

第十条の次に次の六条を加える。

（転譲渡担保権の設定の登記）

第十条の二 転譲渡担保権の設定（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八条第二項に規定する転動産譲渡担保権の設定又は同法第五十二条第二項に規定する転債権譲渡担保権の設定をいう。次項及び第十条の七第二項において同じ。）の登記は、申請により、動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 転譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十八条第三項に規定する転動産譲渡担保権者又は同法第五十二条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第三項に規定する転債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所）

二 転譲渡担保権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所

三 転譲渡担保権者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

四 登記の目的

五 登記原因及びその日付

六 登記番号

七 登記の年月日

2 前条第一項（第四号を除く）、第二項及び第三項の規定は、転譲渡担保権の設定の登記

に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して」とあるのは「次に掲げる事由があるときは」と、同項第三号中「譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権又は同条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第十条の四第一項及び第十条の五第一項において同じ。）とあるのは、（転譲渡担保権者（次条第一項第一号に規定する転譲渡担保権者をいう。）が取得した権利」と読み替えるものとする。

（譲渡担保権者等の氏名等の変更の登記）

第十条の三 第七条第六項各号又は第八条第六項各号に掲げる事項に変更があつた場合における当該事項についてのの変更の登記は、譲渡担保権者が単独で申請することができる。

2 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつた場合における当該事項についてのの変更の登記は、転譲渡担保権者が単独で申請することができる。

3 前二項に規定する登記は、譲渡担保権者等（譲渡担保権者又は転譲渡担保権者をいう。次条において同じ。）が記録された動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 登記の目的

二 変更後の内容

三 登記原因及びその日付

四 登記番号

五 登記の年月日

（譲渡担保権等の移転による譲渡担保権者等の変更の登記）

第十条の四 譲渡担保権等（譲渡担保権又は転

譲渡担保権者が取得した権利をいう。第三項において同じ。）の移転による譲渡担保権者等の変更の登記は、申請により、譲渡担保権者等が記録された動産譲渡登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記に係る債権譲渡登記ファイルの記録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。

一 登記の目的

二 変更後の内容

三 登記原因及びその日付

四 登記番号

五 登記の年月日

2 相続又は法人の合併による譲渡担保権者等の変更の登記は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人が単独で申請することができる。

3 第十条第一項（第三号及び第四号を除く）、第二項及び第三項の規定は、譲渡担保権等の移転による譲渡担保権者等の変更の登記に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して」とあるのは、「次に掲げる事由があるときは」と読み替えるものとする。

（競合担保登記目録等）

第十条の五 譲渡人及び譲渡担保権者は、共同して、その動産譲渡登記又は債権譲渡登記（以下この条において「譲渡担保登記」という。）に係る譲渡担保権と他の動産譲渡登記若しくは第十三条の二第一項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記（以下この条において「競合譲渡担保登記等」という。）に係る譲渡担保権等（譲渡担保権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十八号に規定する留保所有権をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）とが競合する旨の登記を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、当該譲渡担保登記の譲渡人と当該競合譲渡担保登記等の譲渡人等（譲渡人又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二十条に規定する留保買主等をいう。以下この項において同じ。）とが異なる場合には、当該競合譲渡担保登記等の譲渡人等の承諾があるときに限り、することができる。	3 第一項の規定による申請があった場合には、登記官は、当該譲渡担保登記及び当該競合譲渡担保登記等に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに競合担保登記目録を作成しなければならない。ただし、既に競合担保登記目録が作成されているときは、この限りでない。	4 第一項に規定する登記は、競合担保登記目録に、次に掲げる事項（以下この項及び次条第三項において「特定事項」という。）を記録することによって行う。ただし、その特定事項が競合担保登記目録に既に記録されているときは、この限りでない。	一 譲渡担保登記及び競合譲渡担保登記等の登記番号 二 譲渡担保登記及び競合譲渡担保登記等の年月日 5 第一項の規定による申請の手続、第三項の規定による競合担保登記目録の作成及び前項の規定による記録に関し必要な事項は、法務省令で定める。	（譲渡担保権等の順位の変更の合意の登記） 第十条の六 譲渡担保権等の順位の変更の合意の登記は、申請により、競合担保登記目録に、次に掲げる事項を記録することによって行う。 一 変更後の譲渡担保権等の順位 二 譲渡担保権等の順位の変更について利害関係を有する者の承諾があるときは、その
旨並びに承諾をした者の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所） 三 順位の変更の合意をした譲渡担保権等に係る動産譲渡登記若しくは第十三条の第二項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記の登記番号 四 登記の目的 五 登記原因及びその日付 六 登記番号 七 登記の年月日	2 前項の規定による申請は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第三十三条第一項（同法第一百一十一条第一項において準用する場合を含む。）又は第五十条第一項の規定により順位の変更の合意をした譲渡担保権者又は留保売主等（動産譲渡登記若しくは第十三条の第二項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記に記録されている者に限る。）が共同してしなければならない。	3 第一項の規定による申請は、順位の変更の合意をした譲渡担保権等に係る動産譲渡登記若しくは第十三条の第二項に規定する所有権留保登記又は債権譲渡登記の特定事項が同一の競合担保登記目録に記録されている場合に限り、することができる。	（根譲渡担保権の分割譲渡の登記） 第十条の七 根譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第十四条第一項に規定する根譲渡担保権をいう。以下この条において同じ。）の分割譲渡（同法第二十一条第二項の規定による譲渡をいう。以下この条において同じ。）の登記は、申請により、新たに作成する動産譲渡登記又は債権譲渡登記（以下この項において「分割登記」という。）に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記	
ファイルに、次に掲げる事項を記録することによって行う。 一 原登記（分割をする根譲渡担保権についての動産譲渡登記又は債権譲渡登記をいう。次号及び第三項において同じ。）及び分割登記の登記番号 二 原登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに記録されている事項のうち法務省令で定めるもの 三 分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者の氏名及び住所（法人にあっては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所） 四 分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所又は事務所 五 分割譲渡がされた根譲渡担保権を有する者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号 六 登記の目的 七 登記原因及びその日付 八 登記番号 九 登記の年月日	2 前項の規定による申請は、譲渡人（転譲渡担保権の設定の登記がされている場合にあっては、譲渡人及び転譲渡担保権者）の承諾があるときに限り、することができる。	3 第一項の場合には、登記官は、原登記に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルに、原登記に係る根譲渡担保権の分割譲渡をした旨その他の法務省令で定める事項を記録しなければならない。	4 第十条第一項（第三号及び第四号を除く。）、第二項及び第三項の規定は、根譲渡担保権の分割譲渡の登記に係る抹消登記について準用する。この場合において、同条第一項中「譲渡人及び譲受人は、次に掲げる事由があるときは、共同して」とあるのは、「次に掲	
5 前項において準用する第十条第一項（第三号及び第四号を除く。）、第二項及び第三項に定めるもののほか、根譲渡担保権の分割譲渡の登記に係る抹消登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。 第十一条第一項中「第七条第二項第五号」を「第七条第二項第六号」に、「及び前条第三項第二号」を「第十条第四項第二号及び第十条の六第一項第二号」に改める。 第十二条第二項中「又は」を「（第十条の七第一項の規定により新たに作成されたものを含む。）又はこれらの登記に係る」に改める。 第十三条の次に次の一条を加える。 （動産の所有権の留保への準用） 第十三条の二 第三条第一項及び第三項並びに第七条（第四項及び第五項を除く。）の規定並びに第五条、第六条及び第九条から前条まで（第十条の六を除く。）の規定中動産の譲渡に係る部分は法人を留保買主等（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第二十号に規定する留保買主等をいう。以下この項において同じ。）とする所有権留保契約（同条第十六号に規定する所有権留保契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき動産の所有権の留保がされた場合において当該動産の所有権の留保につき動産譲渡登記ファイルに記録された動産の所有権の留保の登記（以下この条及び第十五条第一項において「所有権留保登記」という。）について、第三条第二項の規定は代理人によって占有されている動産の所有権の留保につき当該動産の所有権の留保に係るこの項において準用する第十条第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいて所有権留保登記の抹消登記がされ、その留保買主等として登記されている者が当該代				

理人に対して当該動産の引渡しを請求した場合について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定(第十条の五第二項を除く。)中「動産の譲渡」とあるのは「動産の所有権の留保」と、「譲渡人」とあるのは「留保買主等」と、「譲渡に係る動産」とあるのは「所有権の留保の目的とされた動産」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	法人が	法人を留保買主等(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第二十号に規定する留保買主等をいう。以下同じ。)とする所有権留保契約(同条第十六号に規定する所有権留保契約をいう。)に基づき
第三条第二項	譲受人	留保買主等
第三条第三項	前二項	第一項
第五条第一項	動産譲渡登記	第一項に規定する登記(以下「所有権留保登記」という。)
第五条第二項及び第六条	動産譲渡登記	所有権留保登記
第六条第一号	第七条から第十一条まで及び第十二条第二項	第七条(第四項及び第五項を除く。)、第九条から第十一条まで(第十条の六を除く。)、第十二条第二項及び第十三条の二第三項

第七条の見出し	動産譲渡登記	所有権留保登記
第七条第二項	動産譲渡登記は	所有権留保登記は
第七条第二項第二号	譲受人	当初留保売主等(留保売主等(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十九号に規定する留保売主等をいう。以下同じ。))であって、動産譲渡登記ファイルに最初に記録されるものをいう。以下この項において同じ。)
第七条第二項第三号及び第四号	譲受人	当初留保売主等
第七条第二項第五号及び第七号	動産譲渡登記	所有権留保登記
第七条第六項	登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記	所有権留保登記
第七条第六項各号	動産譲渡担保権者	留保売主等
第九条第一項	譲受人(譲渡担保権者(動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。))が登記されている場合にあつては、当該譲渡担保権者。次条第一項において同じ。)	留保売主等
第九条第二項	動産譲渡登記	所有権留保登記
第十条第一項	当該動産譲渡登記	当該所有権留保登記
第十条第一項第三号	譲受人	留保売主等
第十条第三項	動産譲渡登記	所有権留保登記
第十条第四項	譲渡担保権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第八号に規定する動産譲渡担保権)	留保所有権(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十八号に規定する留保所有権)
第十条第四項	当該動産譲渡登記	当該所有権留保登記
第十条第四項	動産譲渡登記	所有権留保登記

第十條の二の見出し	譲渡担保権の設定		留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
	第十條の二第一項		留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
	第三十八條第二項		第一百十一條第二項において読み替えて準用する同法第三十八條第二項
	転讓渡担保権の設定		留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
第十條の二第一項第一号	次項及び第十條の七第二項において		以下
	動產讓渡登記に		所有權留保登記に
	轉讓渡担保権者（讓渡担保契約及び所有權留保契約に関する法律第三十八條第三項に規定する動產讓渡担保権者又は同法第五十二條第二項において読み替えて準用する同法第三十八條第三項に規定する転債權讓渡担保権者をいう。以下同じ。）		留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	轉讓渡担保権者		留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十條の二第二項	轉讓渡担保権の設定		留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定
	讓受人		留保売主等
	讓渡担保権（讓渡担保契約及び所有權留保契約に関する法律第二條第八号に規定する動產讓渡担保権		留保所有権（讓渡担保契約及び所有權留保契約に関する法律第二條第十八号に規定する留保所有権
	轉讓渡担保権者（次條第一項第一号に規定する轉讓渡担保権者をいう。）		留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定（次條第一項に規定する留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定をいう。）を受けた者

第十條の三の見出し	讓渡担保権者等		留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	第十條の三第二項		留保売主等
	轉讓渡担保権者		留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	第十條の三第三項		讓渡担保権者等（讓渡担保権者又は轉讓渡担保権者をいう。次條において同じ。）
第十條の四の見出し	動產讓渡登記に		所有權留保登記に
	讓渡担保権等		留保所有権等
	讓渡担保権者等		留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	第十條の四第一項		讓渡担保権又は轉讓渡担保権者
第十條の四第二項	讓渡担保権等		留保所有権等
	讓渡担保権者等		留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	動產讓渡登記に		所有權留保登記に
	讓渡担保権者等		留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
第十條の四第三項	讓渡担保権等		留保所有権等
	讓渡担保権者等		留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者
	讓受人		留保売主等
	讓渡担保権者等		留保売主等又は留保所有権を目的とする譲渡担保権の設定を受けた者

第十条の五第二項		譲渡担保権と 当該譲渡担保登記 譲渡人と	その所有権留保登記 留保買主等と	所有権留保登記	譲渡担保権者 動産譲渡登記又は債権譲渡登記 (以下この条において「譲渡担保登記」という。)	留保所有権と	所有権留保登記	留保主等
第十条の五第三項		当該譲渡担保登記	その所有権留保登記	所有権留保登記	譲渡担保権者	留保所有権と	所有権留保登記	留保主等
第十条の五第四項各号		譲渡担保登記	所有権留保登記	所有権留保登記	譲渡担保権者	留保所有権と	所有権留保登記	留保主等
第十条の七の見出し		根譲渡担保権	根留保所有権	根留保所有権	譲渡担保権者	留保所有権と	所有権留保登記	留保主等
第十条の七第一項		根譲渡担保権	根留保所有権	根留保所有権	譲渡担保権者	留保所有権と	所有権留保登記	留保主等
第十二条第二項		動産譲渡登記	所有権留保登記	所有権留保登記	譲渡担保権者	留保所有権と	所有権留保登記	留保主等
第十条の七第三項		根譲渡担保権	根留保所有権	根留保所有権	譲渡担保権者	留保所有権と	所有権留保登記	留保主等
第十条の七第四項		根譲渡担保権	根留保所有権	根留保所有権	譲渡担保権者	留保所有権と	所有権留保登記	留保主等
第十条の七第五項		根譲渡担保権	根留保所有権	根留保所有権	譲渡担保権者	留保所有権と	所有権留保登記	留保主等
第十一条第二項第一号		譲受人	留保主等	留保主等	譲渡担保権者	留保所有権と	所有権留保登記	留保主等
第十二条第二項		動産譲渡登記	所有権留保登記	所有権留保登記	譲渡担保権者	留保所有権と	所有権留保登記	留保主等

2 第七条第四項の規定は動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として譲受人が所有権留保契約(譲渡担保契約及び所有権留保契約)に関する法律第九条第二項に規定する債務のみを担保するものを除く。以下この項において同じ。)に基づき所有権の留保をし当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に所有権留保登記がされた場合における当該動産譲渡登記の存続期間について、第七条第五項の規定は動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として譲受人が所有権留保契約に基づき所有権の留保をし当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に同法第九条第一項の引渡しが行われた場合(前項において読み替えて準用する第三条第一項の規定により同法第九条第一項の引渡しがあったものとみなされる場合を除く。)における当該動産譲渡登記の存続期間について、それぞれ準用する。

3 譲受人が動産譲渡登記がされた譲渡に係る動産を目的として当該動産譲渡登記の存続期間の満了前に同法第九条第一項の引渡しが行われた場合(前項において読み替えて準用する第三条第一項の規定により同法第九条第一項の引渡しがあったものとみなされる場合を除く。)における当該動産譲渡登記の存続期間について、それぞれ準用する。

間の満了前に所有権留保契約(譲渡担保契約及び所有権留保契約)に関する法律第九条第二項に規定する債務のみを担保するものに限る。)に基づき所有権の留保をした場合には、当該動産については、当該動産譲渡登記の存続期間は、無期限とみなす。

第十四条第一項中「及び第九条から前条」を「第九条、第十条(第二項を除く。)、第十条の三第一項及び第三項、第十条の四並びに第十一条から第十三条」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定(同条第四項並びに第十一条第二項第一号及び第四号を除く。)中「債権の譲渡」とあるのは「質権の設定」と、「譲渡人」とあるのは「質権設定者」と、「譲渡に係る債権」とあるのは「質権の目的とされた債権」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

譲渡の登記	質権の設定の登記
債権の債務者	質権の目的とされた債権の債務者
第四百六十七条	第三百六十四条の規定によりその規定に従うこととされる同法第四百六十七条
債権譲渡登記	質権設定登記
その譲渡	その質権の設定
譲受人	質権者
債権の債務者	質権の目的とされた債権の債務者
債権の譲渡に係る第十条第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいてされた債権譲渡登記	質権の設定に係る第十条第一項第二号又は第三号に掲げる事由に基づいてされた質権設定登記

第六条第一号		第七條から第十一條まで及び第十二條第二項		第八條、第九條、第十條(第二項を除く)、第十條の三第一項及び第三項、第十條の四、第十一條並びに第十二條第二項	
第八條の見出し		債権譲渡登記		質権設定登記	
第八條第二項		債権譲渡登記は		質権設定登記は	
第八條第二項第一号		前条第二項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に掲げる事項		質権設定者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所、当初質権者(質権者であつて、債権譲渡登記ファイルに最初に記録されるものをいう。以下この項において同じ。)の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所)、質権設定者又は当初質権者の本店又は主たる事務所が外国にあるときは日本における営業所又は事務所、質権設定者又は当初質権者が会社法人等番号(商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第七條(他の法令において準用する場合を含む。))に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。)を有する法人であるときは当該法人の会社法人等番号、登記番号並びに登記の年月日	
債権譲渡登記の登記原因及びその日付		債権譲渡登記の登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格		質権設定登記の登記原因及びその日付並びに被担保債権の額又は価格	
譲渡する		目的として質権を設定する		目的として質権を設定する	
第八條第二項第三号		債権譲渡登記		質権設定登記	
第八條第二項第五号		債権譲渡登記		質権設定登記	
第八條第四項		債権譲渡登記		質権設定登記	
譲受人		質権者		質権者	
譲渡をし		質権を設定し		質権を設定し	

第四百六十八條第一項並びに第四百六十九條第一項及び第二項		第四百六十八條第一項	
において、同項中「譲受人」とあるのは「譲受人(当該債権の譲渡に係る第十條第一項第三号に掲げる事由に基づいて債権譲渡登記の抹消登記がされた場合にあつては、債権譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二條第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。)」と		において	
第四條第四項		第十四條第一項において準用する同法第四條第四項	
譲受人(当該債権の譲渡に係る動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十條第一項第三号に掲げる事由に基づいて債権譲渡登記の抹消登記がされた場合にあつては、債権譲渡担保権者(譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)第二條第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。次条において同じ。))		質権者	
とあるのは「譲渡人		とあるのは「質権設定者	
債権譲渡登記		質権設定登記	
第七條から第十一條まで及び第十二條第二項		第八條、第九條、第十條(第二項を除く)、第十條の三第一項及び第三項、第十條の四、第十一條並びに第十二條第二項	
債権譲渡登記		質権設定登記	
第五條第二項及び第六條		質権設定登記	

第八條第五項	債権譲渡登記	質権設定登記
	譲受人	質権者
	譲渡をし	質権を設定し
	第四百六十七條	第三百六十四條の規定によりその規定に従ふこととされる同法第四百六十七條
第八條第六項	登記原因を譲渡担保とする債権譲渡登記	質権設定登記
第八條第六項第一号	債権譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二條第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。以下この項及び次條第一項において同じ。）	質権者
第八條第六項第二号及び第三号	債権譲渡担保権者	質権者
第九條第一項	譲受人（譲渡担保権者（動産譲渡担保権者又は債権譲渡担保権者をいう。以下同じ。）が登記されている場合にあつては、当該譲渡担保権者。次條第一項において同じ。）	質権者
第九條第二項	債権譲渡登記	質権設定登記
	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第九條第二項第一号	債権譲渡登記	質権設定登記
第十條第一項	譲受人	質権者
	債権譲渡登記	質権設定登記
第十條第一項第三号	譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二條第八号に規定する動産譲渡担保権又は同條第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第十條の四第一項及び第十條の五第一項において同じ。）	質権

第十條第三項	債権譲渡登記に	質権設定登記に
第十條第三項第一号及び第四項	債権譲渡登記	質権設定登記
第十條の三の見出し	譲渡担保権者等	質権者
第十條の三第三項	譲渡担保権者等（譲渡担保権者又は転譲渡担保権者をいう。次條において同じ。）	質権者
第十條の四の見出し	債権譲渡登記に	質権設定登記に
	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三項	、第二項及び	及び
第十條の四第四項	譲渡担保権等	質権
	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第五項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第六項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第七項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第八項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第九項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第十項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第十一項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第十二項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第十三項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第十四項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第十五項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第十六項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第十七項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第十八項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第十九項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二十項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二十一項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二十二項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二十三項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二十四項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二十五項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二十六項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二十七項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二十八項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第二十九項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三十項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三十一項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三十二項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三十三項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三十四項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三十五項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三十六項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三十七項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三十八項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第三十九項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第四十項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第四十一項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第四十二項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第四十三項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第四十四項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第四十五項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第四十六項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第四十七項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第四十八項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第四十九項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第五十項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第五十一項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第五十二項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第五十三項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第五十四項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第五十五項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第五十六項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第五十七項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第五十八項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第五十九項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第六十項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第六十一項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第六十二項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第六十三項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第六十四項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第六十五項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第六十六項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第六十七項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第六十八項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第六十九項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第七十項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第七十一項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第七十二項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第七十三項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第七十四項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第七十五項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第七十六項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第七十七項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第七十八項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第七十九項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第八十項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第八十一項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第八十二項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第八十三項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第八十四項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第八十五項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第八十六項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第八十七項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第八十八項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第八十九項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第九十項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第九十一項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第九十二項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第九十三項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第九十四項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第九十五項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第九十六項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第九十七項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第九十八項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第九十九項	譲渡担保権者等	質権者
第十條の四第一百項	譲渡担保権者等	質権者

民法第四百六十八条 第一項		対抗要件具備時
譲受人	質権者	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第十四条第一項において準用する同法第四条第二項に規定する通知又は承諾がされた時
第十五条第一項中「係る動産」の下に「及び所有権留保登記がされている所有権の留保に係る動産」を加える。 (動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第十七条 登記官は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において現に登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記(前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(以下この条において「新特例法」という。))第三条第二項に規定する動産譲渡登記をいう。第一号において同じ。)又は債権譲渡登記(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律第四条第二項に規定する債権譲渡登記をいう。第二号において同じ。))若しくは質権設定登記(新特例法第十四条第一項に規定する質権設定登記をいう。第三号において同じ。))がされている動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルについて、職権で、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める事項を記録しなければならない。 一 登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記 新特例法第七条第六項各号に掲げる事項 二 登記原因を譲渡担保とする債権譲渡登記 新特例法第八条第六項各号に掲げる事項 三 質権設定登記 新特例法第十四条第一項に		おいて準用する新特例法第八条第六項各号に掲げる事項 (資産の流動化に関する法律の一部改正) 第十八条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。 第百八十条第四項中「第百五十六条中「担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続を第百五十六条第一項中「企業担保権の実行の手続の申立人」に、「担保権の実行の手続又ははを「又ははに改め、「財産」と、の下に「、当該企業担保権の実行の手続の中止又は」とあるのは「又は」とを、「優先出資社員」との下に「、同法第百九十一条第一項及び第四項中「企業担保権の実行手続の申立人又は」とあるのは「又は」とを加える。 (民事再生法の一部改正) 第十九条 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。 第三十一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「担保権の実行手続の中止命令」を付し、同条第一項中「競売申立人」を「第五十三条第一項に規定する再生債務者の財産につき存する担保権を有する者(以下この条において「担保権者」という。))に、「第五十三条第一項に規定する再生債務者の財産につき存する」を「その」に改め、「中止」の下に「債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。」を加え、同条第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「命令」の下に「(債権を目的とする質権の実行手続の中止(実行の禁止を含む。))次項及び次条第一項において同じ。))の命令を除く。」を加え、「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。 4 裁判所は、第一項の規定による債権を目的とする質権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。 第三十一条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項の規定による中止の命令は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができ。 第三十一条に次の一項を加える。 9 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。 第三十一条の次に次の一項を加える。 第三十一条の二 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権の実行手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、再生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。 2 前項本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。))には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、 3 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。 第三十二条中「前条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。 第百九十七条第二項中「第三十一条第二項から第六項」を「第三十一条第三項及び第五項から第八項」に改める。 (民事再生法の一部改正に伴う経過措置) 第二十條 施行日前にされた申立てに係る担保権の実行手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の民事再生法第三十一条第一項から第四項まで及び第九項並びに第三十一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正) 第二十一条 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。 第二十三条第三項ただし書中「第二十七条第八項」を「第二十七条第十項」に改める。 第二十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「担保権の実行手続等の中止命令」を付し、同条第一項中「競売申立人」を「債務者の財産につき担保権を有する者(以下この条において「担保権者」という。))に改め、「いる」の下に「当該を加え、「手続又ははを「手続の中止(債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。))又は当該」に改め、同条第八項中「第五項」を「第七項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「競売申立人」を「担保権者」に改

め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「命令」の下に「債権を目的とする質権の実行の手続の中止(実行の禁止を含む。次項及び次条第一項において同じ。)」の命令を除く。」を加え、「競売申立人」を「担保権者」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。 6 裁判所は、第一項又は第二項の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の意見を聴いたときは、この限りでない。 第二十七条第三項の次に次の一項を加える。 4 第一項又は第二項の規定による中止の命令(企業担保権の実行手続に係るものを除く。)は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。 第二十七条に次の一項を加える。 11 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項又は第二項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。 第二十七条の次に次の一条を加える。 第二十七條之二 裁判所が前条第一項又は第二項の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止を命じた場合には、第三債務者は、承認援助手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。 2 前項本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者	は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。 3 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。 (外国倒産処理手続の承認援助に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第二十二條 施行日前にされた申立てに係る担保権の実行の手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行の手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第二十七條第一項、第四項から第六項まで及び第十一項並びに第二十七條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (会社更生法の一部改正) 第二十三條 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。 第二十四條の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(他の手続の中止命令等)」を付し、同条第一項中「中止の下に」(「債権を目的とする質権の実行の禁止を含む。)」を加え、同項ただし書中「掲げる手続」を規定する強制執行等」に、「手続の申立人である」を「強制執行等に係る」に改め、同項第二号中「実行」の下に「債権を目的とする質権については、当該債権の取立てを含む。)」を加え、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。 4 第一項の規定による中止の命令(同項第二号の担保権の実行又は留置権による競売に係るものに限る。)は、開始前会社の財産につき担保権を有する者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。 第二十四條に次の一項を加える。 10 債権を目的とする質権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。 第二十四條の次に次の一条を加える。 第二十四條の二 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権の実行の手続の中止(実行の禁止を含む。)を命じた場合には、第三債務者は、更生手続の関係においては、質権者に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があったことを知っていたときに限る。 2 前項本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。 3 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権を有していた質権者は、供託金につき質権者と同一の権利を有する。 第二十五條第一項、第二項及び第三項第一号中「前条第一項第二号」を「第二十四條第一項第二号」に改め、同項第二号及び同条第五項ただし書中「前条第二項」を「第二十四條第二項」に改め、同条第八項中「前条第一項第二号」を「第二十四條第一項第二号」に改める。 第二十七條第一項中「の申立人である」を「に係る」に改める。	(会社更生法の一部改正に伴う経過措置) 第二十四條 施行日前にされた申立てに係る担保権の実行又は留置権による競売の手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行又は留置権による競売の手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の会社更生法第二十四條第一項、第四項及び第十項並びに第二十四條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正) 第二十五條 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第百九十号)の一部を次のように改正する。 目次及び第三章第一節の節名中「根抵当権」を「根抵当権等」に改める。 第十條の見出し中「根抵当権」を「根抵当権等」に改め、同条第一項中「根抵当権」を「根抵当権等(根抵当権又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第百一十四條)に規定する根抵当担保権(以下この条及び第十七條において「根抵当担保権」という。))」に改め、同条第十七條において「根抵当担保権」という。若しくは同法第百一十一條において読み替えて準用する同法第百一十四條に規定する根留保所有権(以下この条及び第十七條において「根留保所有権」という。))をいう。以下この条及び第十七條において同じ。を」に、「根抵当権設定者」を「根抵当権設定者等(根抵当権設定者又は同法第百一十九條第三項に規定する根留保買主等(以下この条及び第十七條において「根留保買主等」という。))をいう。以下この条及び第十七條において同じ。)(極度額の定めがない根譲渡担保権又は根留保
--	---	---

所有権を譲渡しようとする場合にあっては、根
抵当権設定者等及び同法第十五条第二項（同法
第百十一条第一項において準用する場合を含む。）の利害関係者（以下この条及び第
十七条において「利害関係者」という。）に改
め、同項各号中「根抵当権」を「根抵当権等」に改
め、同条第三項中「根抵当権設定者」を「根抵
当権設定者等（極度額の定めがない根抵当担保
権に係る根抵当担保権設定者及び極度額の定め
がない根留保所有権に係る根留保買主等を除
く。）が」に、「当該根抵当権設定者」を「当該根抵
当権設定者等」に改め、同条第四項中「根抵当権
設定者」を「根抵当権設定者等（極度額の定めが
ない根抵当担保権又は根留保所有権を譲渡しよ
うとする場合にあっては、根抵当権設定者等又は
利害関係者）」に改め、同項を同条第五項と
し、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定
者等（極度額の定めがない根抵当担保権に係
る根抵当担保権設定者又は極度額の定めがな
い根留保所有権に係る根留保買主等に限る。）
及び利害関係者が同項各号に掲げる事項につ
いて同項の期間内に異議を述べなかつたとき
は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関す
る法律第二十一条第一項（同法第百十一条第
一項において準用する場合を含む。）の規定に
かわらず、第一項第一号に規定する期日に
おいて同号の根抵当権等（極度額の定めがな
い根抵当担保権又は根留保所有権に限る。）の
譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲
げる事項について当該根抵当権設定者等と同
項の公告又は催告に係る譲受金融機関等の合
意及び当該利害関係者の承諾があつたものと
みなす。

第十七条の見出し中「根抵当権」を「根抵当権
等」に改め、同条第一項中「根抵当権」を「根抵

当権等」に、「根抵当権設定者」を「根抵当権設
定者等（極度額の定めがない根抵当担保権又は
根留保所有権を譲り受けようとする場合にあつ
ては、根抵当権設定者等及び利害関係者）」に改
め、同項各号中「根抵当権」を「根抵当権等」に改
め、同条第三項中「根抵当権設定者」を「根抵
当権設定者等（極度額の定めがない根抵当担保
権に係る根抵当担保権設定者及び極度額の定め
がない根留保所有権に係る根留保買主等を除
く。）が」に、「当該根抵当権設定者」を「当該根抵
当権設定者等」に改め、「同項の公告又は催告に
係る」を削り、同条第六項を同条第七項とし、
同条第五項中「根抵当権」を「根抵当権等」に改
め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「根
抵当権設定者」を「根抵当権設定者等（極度額の
定めがない根抵当担保権又は根留保所有権を譲
り受けようとする場合にあっては、根抵当権設
定者等又は利害関係者）」に改め、同項を同条第
五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え
る。

4 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定
者等（極度額の定めがない根抵当担保権に係
る根抵当担保権設定者又は極度額の定めがな
い根留保所有権に係る根留保買主等に限る。）
及び利害関係者が同項各号に掲げる事項につ
いて同項の期間内に異議を述べなかつたとき
は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関す
る法律第二十一条第一項（同法第百十一条第
一項において準用する場合を含む。）の規定に
かわらず、第一項第一号に規定する期日に
おいて同号の根抵当権等（極度額の定めがな
い根抵当担保権又は根留保所有権に限る。）の
譲渡があつたものとみなし、同項第二号に掲
げる事項について当該根抵当権設定者等と農
林中央金庫の合意及び当該利害関係者の承諾
があつたものとみなす。

第二十三条第一号中「同条第五項」を「同条第
六項」に改める。
（金融機能の強化のための特別措置に関する法
律の一部改正）

第二十六条 金融機能の強化のための特別措置に
関する法律（平成十六年法律第百二十八号）の一
部を次のように改正する。

第十七条第四項の表第十七条第一項及び第五
項の項、第十九条第四項の表第十七条第一項及
び第五項の項及び第三十四条の十四の表第十七
条第一項及び第五項の項中「第五項」を「第六項」
に改める。

（会社法の一部改正）

第二十七条 会社法（平成十七年法律第八十六号）
の一部を次のように改正する。

第五百十六条の見出しを削り、同条の前に見
出しとして「（担保権の実行の手続等の中止命
令）」を付し、同条中「担保権の実行の手続等（清
算株式会社の財産につき存する担保権の実行の
手続、企業担保権の実行の手続又は清算株式会
社の財産に対して既にされている一般の先取特
権その他一般の優先権がある債権に基づく強制
執行の手続をいう。以下この条において同じ。）
の申立人」を「清算株式会社（の財産につき担保権
を有する者（次項及び第八百九十一条において
「担保権者」という。））、企業担保権の実行の手続
の申立人又は清算株式会社の財産に対して既に
されている一般の先取特権その他一般の優先権
がある債権に基づく強制執行の手続の申立人
（同条において「一般先取特権者等」という。）」
に、「担保権の実行の手続等の中止」を「当該担
保権の実行の手続の中止（債権を目的とする質
権の実行の禁止を含む。次項において同じ。）」、
当該企業担保権の実行の手続の中止又は当該強
制執行の手続の中止」に改め、同条に次の二項
を加える。

2 前項の規定による中止の命令（清算株式会
社の財産につき存する担保権の実行の手続の
中止に係るものに限る。）は、担保権者に不当
な損害を及ぼさないために必要な条件を付し
て発することができる。

3 債権を目的とする質権の実行を禁止する第
一項の規定による中止の命令が発せられたと
きは、当該質権の被担保債権については、当
該命令が効力を失った日の翌日から二月を経
過する日までの間は、時効は、完成しない。
第五百十六条の次に次の一条を加える。

第五百十六条の二 裁判所が前条第一項の規定
により債権を目的とする質権の実行の手続の
中止（実行の禁止を含む。第八百九十一条第
一項及び第二項において同じ。）を命じた場合
には、第三債務者は、特別清算の関係におい
ては、質権者に対してした弁済その他の債務
を消滅させる行為の効力を主張することがで
きない。ただし、第三債務者が、その行為の
当時、その命令があつたことを知っていたと
きに限り。

2 前項本文に規定する場合（債権の目的物が
金銭である場合に限り。）には、第三債務者
は、債権の全額に相当する金銭を供託して、
その債務を免れることができる。

3 前項の規定による供託がされたときは、同
項の債権を目的とする質権を有していた質権
者は、供託金につき質権者と同じの権利を有
する。

第八百九十一条第一項中「第五百十六条」を
「第五百十六条第一項」に改め、「命令」の下に
「（債権を目的とする質権の実行の手続の中止の
命令を除く。）」を加え、「同条に規定する担保権
の実行の手続等の申立人」を「担保権者、企業担
保権の実行の手続の申立人又は一般先取特権者
等」に改め、同条第五項中「第三項」を「第四項」

に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「の中止」を「及び第二項の中止」に、「及び」を「並びに」に、「第一項の申立人」を「担保権者、企業担保権の実行手続の申立人又は一般先取特権者等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 裁判所は、第五百十六條第一項の規定による債権を目的とする質権の実行の手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者の陳述を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者の陳述を聴いたときは、この限りでない。 （会社法の一部改正に伴う経過措置） 第二十八條 施行日前にされた申立てに係る担保権の実行の手続の中止の命令及び施行日前に職権でされた担保権の実行の手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の会社法第五百十六條、第五百十六條の二並びに第八百九十一條第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 （民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正） 第二十九條 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。 第八十八條のうち民事訴訟費用等に関する法律別表第一の改正規定のうち、同表の一八の項の上欄中「申立て」の下に「又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第七十五條第一項、第七十六條第一項若しくは第七十八條第一項の規定による申立て」を加え、同表の四五の項の上欄ホ中「第三	項の規定による申立て」の下に「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第七十五條第三項若しくは第七項若しくは第七十六條第三項の規定による申立て、同法第八十二條第一項の代理人の選任の許可を求める申立て」を加える。 第三百十條のうち金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第八十四條の改正規定中「第二十四條第八項」を「第二十四條第九項」に改める。 第四百五十五條のうち民事再生法第二十八條、第二十九條第五項、第三十條第五項及び第三十一条第六項の改正規定並びに第五百五十八條中「第三十一條第六項」を「第三十一條第八項」に改める。 第八百八十四條中「第二十七條第八項」を「第二十七條第十項」に改める。 第二百二條のうち会社更生法第二十四條第八項の改正規定及び第二百十五條中「第二十四條第八項」を「第二十四條第九項」に改める。 第二百八十七條のうち会社法第八百八十九條第四項、第八百九十條第一項及び第二項、第八百九十一條第五項、第八百九十二條第四項、第八百九十七條第二項、第八百九十八條第四項並びに第八百九十九條第四項の改正規定並びに第二百九十二條中「第八百九十一條第五項」を「第八百九十一條第六項」に改める。 （事業性融資の推進等に関する法律の一部改正） 第三十條 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。 第十八條第一項中「又は抵当権」を「、抵当権、譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。第百三十一條第一項において同じ。）又は留保所有権	（同法第二条第十八号に規定する留保所有権をいう。同項において同じ。）に改める。 第百三十一條第一項ただし書中「及び抵当権」を「、抵当権、譲渡担保権及び留保所有権」に改める。 （円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の一部改正） 第三十一條 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第 号）の一部を次のように改正する。 第三条第三項第二号中「留置権」の下に「、譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（令和七年法律第 号）第二条第三号に規定する譲渡担保権をいう。第八条及び第八条の三第一項において同じ。）若しくは留保所有権（同法第二条第十八号に規定する留保所有権をいう。第八条及び第八条の三第一項において同じ。）」を加える。 第五条第三項中「又は第八条第一項」を「、第八条第一項又は第八条の三第一項」に改め、同項ただし書中「命令」の下に「若しくは取消しの命令」を加える。 第七条第五項中「次条第五項」を「次条第七項及び第八条の三第六項」に改める。 第八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「担保権の実行手続の中止命令」を付し、同条第一項中「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、「中止」の下に「債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権（対象債権者の対象債権を被担保債権とするものに限る。）の実行の禁止を含む。」を加え、同条第六項中「第三項」を「第五項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五	項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「命令」の下に「債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の実行手続の中止（実行の禁止を含む。次項及び次条第一項において同じ。）の命令を除く。」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。 4 裁判所は、第一項の規定による債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の実行手続の中止の命令を発した場合には、速やかに、質権者、譲渡担保権者（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第四号に規定する譲渡担保権者をいう。以下同じ。）又は留保売主等（同条第十九号に規定する留保売主等をいう。以下この項及び第八条の三において同じ。）の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ質権者、譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴いたときは、この限りでない。 第八条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項の規定による中止の命令（企業担保権の実行手続に係るものを除く。）は、担保権者に不当な損害を及ぼさないために必要な条件を付して発することができる。 第八条に次の一項を加える。 9 債権を目的とする質権、譲渡担保権又は留保所有権の実行を禁止する第一項の規定による中止の命令が発せられたときは、当該質権、譲渡担保権又は留保所有権の被担保債権については、当該命令が効力を失った日の翌日から二月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。 第八条の次に次の二条を加える。 第八条の二 裁判所が前条第一項の規定により債権を目的とする質権又は債権譲渡担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第二条第十三号に規定する債権譲渡担保権をいう。第三項において同じ。）の実行手続
---	--	--	---

の中止を命じた場合には、第三債務者は、この章に定める手続の関係においては、質権者又は債権譲渡担保権者(同条第十四号に規定する債権譲渡担保権者をいう。第三項において同じ。)に対してした弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、第三債務者が、その行為の当時、その命令があつたことを知っていたときに限る。

2 前項本文に規定する場合(債権の目的物が金銭である場合に限る。)には、第三債務者は、債権の全額に相当する金銭を供託して、その債務を免れることができる。

3 前項の規定による供託がされたときは、同項の債権を目的とする質権又は債権譲渡担保権を有していた質権者又は債権譲渡担保権者は、供託金につき質権者又は譲渡担保権者と同じの権利を有する。

(担保権の実行手続の取消命令)

第八条の三 裁判所は、第三条第一項の確認があつた場合において、対象債権者の一般の利益に適合し、譲渡担保権者又は留保売主等に不当な損害を及ぼすおそれがなく、かつ、確認事業者の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、確認事業者の申立てにより、担保を立てさせて、対象債権者の対象債権を被担保債権とする譲渡担保権又は留保所有権について、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第六十六条第一項(同法第一百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定による通知、動産特定範囲(同法第四十条(同法第一百十一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する動産特定範囲をいう。次項において同じ。)に属する動産に係る担保権の実行としての競売の手続又は同法第九十四条本文の規定による通知の取消し

を命ずることができる。

2 前項の規定による取消しの命令は、その発令前にされた譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律第六十条第一項(同法第九十三条及び第一百十一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する帰属清算の通知、同法第六十一条第一項(同法第九十三条及び第一百十一条第一項において準用する場合を含む。)に規定する処分清算譲渡、同法第九十二条第一項前段の規定による取立て又は集合動産譲渡担保権設定者(同法第四十二条第一項に規定する集合動産譲渡担保権設定者をいう。)若しくは集合動産留保買主等(同法第一百十一条第一項において読み替えて準用する同法第四十二条第一項に規定する集合動産留保買主等をいう。)による動産特定範囲に属する動産の処分の効力を妨げない。

3 裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を発した場合に、速やかに、譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴かなければならない。ただし、あらかじめ譲渡担保権者又は留保売主等の意見を聴いたときは、この限りでない。

4 裁判所は、第一項の規定による取消しの命令を変更し、又は取り消すことができる。

5 第一項の規定による取消しの命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、譲渡担保権者又は留保売主等に限り、即時抗告をすることができ。

6 前項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その電子裁判書を当事者に送達しなければならない。

7 非訟事件手続法第七十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により担保を立てる場合における供託及びその担保について準用する。

8 第七条第七項の規定は、第一項の申立て並びに同項の規定による取消しの命令、第四項の規定による決定及び第五項の即時抗告についての裁判について準用する。

第三十条第一項中「第八条第一項」の下に「、第八条の三第一項」を加える。

第三十八条中「又は」を「若しくは」に改め、「命令」の下に「又は第八条の三第一項の規定による取消しの命令」を加える。

附則第四条の表第七条第五項の項中「次条第五項」を「次条第七項及び第八条の三第六項」に改め、同表第八条第五項の項中「第八条第五項」を「第八条第七項及び第八条の三第六項」に改める。

附則第六条中「及び第八条第五項」を「、第八条第七項及び第八条の三第六項」に改める。

(円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 施行日前にされた申立てに係る担保権の実行手続の中止の命令については、前条の規定による改正後の円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第八条第一項から第四項まで及び第九項並びに第八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

この法律は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律(令和七年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第三十三条の規定は、公布の日から施行する。

理 由

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、同法において定める譲渡担保権等の十分な公示を行うための動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の規定の整備その他関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、同法において定める譲渡担保権等の十分な公示を行うための動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の規定の整備その他関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 民法の一部改正

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の規定に倣い、債権の目的物が金銭である場合における質権者の取立権限を自己の債権額に対応する部分に限る規定を削除する等の措置を講ずるほか、抵当不動産の果実についての抵当権の効力の及ぶ範囲に関する規定を改めること。

2 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律において定める譲渡担保権等の十分な公示を行うため、登記原因を譲渡担保とする動産譲渡登記及び債権譲渡登記において譲渡担保権者の氏名及び住所等を記録事項とする

ともに、譲渡担保権に関する一定の処分の登記、所有権の留保の登記等を行うことを可能とする規定を整備すること。

3 民事再生法等の一部改正

再生手続等における担保権の実行手続の中止命令について、その対象に債権質の実行の禁止を加える等の措置を講ずること。

4 その他の関係法律の規定について、譲渡担保権等を定めることに伴う所要の整備等を行うこと。

5 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行の日から施行すること。

二 議案の可決理由

二 議案は、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、同法において定める譲渡担保権等の十分な公示を行うための動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の規定の整備その他関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

令和七年五月二十一日

法務委員長 西村智奈美
衆議院議長 額賀福志郎殿

(別紙)

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、両法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

一 労働債権が労働者やその家族の生活維持に不可欠であり、社会的公正や社会政策上の観点から特別な保護の必要性が高いことを踏まえ、譲渡担保権の実行に際しての破産財団等への組入義務など、一般債権者への弁済原資を確保するための新たな制度に係る両法施行後の運用状況について検証し、企業の倒産時における労働債権について優先順位の引上げ等に関し、引き続き必要な検討を行うこと。併せて、ILO第百七十三号条約の早期批准に向けて検討に努めること。

二 動産及び債権譲渡の對抗要件の見直し並びに所有権留保登記の新設等に伴い、企業における登記の需要が増大することから、登記申請の際の添付情報の合理化、オンライン申請における本人確認の合理化など、登記手続の利便性の向上及びコスト低減のための方策を検討し、必要な措置を講ずること。

三 本改正が融資実務に多大な影響を与えることに鑑み、両法の趣旨や内容、裁判手続等について周知広報を徹底するとともに、施行に向けた適切な準備を進めること。

航空法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和七年三月十四日

内閣総理大臣 石破 茂

航空法等の一部を改正する法律

(航空法の一部改正)

第一条 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 航空機の運航(第五十七条―第九十九条)」を「第六章 航空機の運航等(第五十二節 登録訓練機関(第九

十七条 第九十九条)に改める。
十九条の二(第九十九条の十五)」

第四十七条第二項第二号中「事項」の下に「(二号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第六号中「ほか」の下に「航空機によるエプロンの利用の調整その他の」を加え、同号を同項第七号とし、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項

第四十七条第三項中「第一項の空港等又は航空保安施設」を「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」に改める。

第四十七条の二第二項中「離陸又は着陸」を「離陸(そのための地上走行を含む。)」又は「着陸(これに引き続く地上走行を含む。)」に改める。
第五十五条の二に次の二項を加える。

4 国土交通大臣が空港法第五条の二第一項(同法附則第八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第五条の二第一項に規定する特定工事を施行する場合における第四十七条第一項の規定の適用については、同項中「空港等の設置者又は」とあるのは「国土交通大臣又は空港等の設置者若しくは」と、「当該施設」とあるのは「それぞれ空港法第五条の二第一項 同法附則第八条において準用する場合を含む。に規定する特定工事に係る施設又は当該施設以外の施設」とする。

5 前項の規定は、国土交通大臣が空港法第五条の二第三項(同法附則第八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により同法第五条の二第三項に規定す

る特定業務を行う場合について準用する。この場合において、前項中「それぞれ空港法第五条の二第一項」とあるのは「それぞれ空港法第五条の二第三項」と、「特定工事に」とあるのは「特定業務に」と読み替えるものとする。

第六章の章名中「運航」を「運輸等」に改め、同章中第五十七条の前に次の節名を付する。

第一節 航空機の運航

第七十一条の四の次に次の二条を加える。

(技能発揮訓練)

第七十一条の五 操縦技能証明を有する者は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練であつて第九十九条の二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録訓練機関」という。)(第九十九条の十四第一項の規定により国土交通大臣が当該訓練を自ら行う場合にあつては、国土交通大臣)が行うもの又はこれと同等以上の内容を有するものとして国土交通省令で定める要件に該当する訓練(以下この項及び次条において「技能発揮訓練」という。)を修了していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について次に掲げる行為を行つてはならない。この場合において、当該技能発揮訓練は、当該行為を行う日前国土交通省令で定める期間内に修了したものでなければなら

ない。

一 航空交通管制圏に係る空港等から航空機を離陸させ、又はその離陸のために航空機を地上走行させる操縦(第三十五条の二第二項の計器飛行等の練習又は前条第一項の操縦の練習のために行うものを除く。)

二 前号に規定する空港等へ航空機を着陸させ、又はその着陸のために降下飛行させる操縦(第三十五条の二第一項の計器飛行等

の練習又は前条第一項の操縦の練習のために行うものを除く。)

三 第一号に規定する空港等を使用して行う第三十五条第一項各号又は前条第一項の操縦の練習の監督

四 第一号に規定する空港等を使用して行う第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習の監督

2 前項の「管理技能」とは、航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であつて、滑走路への誤進入その他の国土交通省令で定める危険な事態の発生を防止するため航空機の操縦において必要となる複数の作業を適切に管理するためのものをいう。

3 第一項の規定は、国土交通大臣がやむを得ない事由があると認めて許可した場合には、適用しない。

(修了証明書等の携帯義務)

第七十一条の六 操縦技能証明を有する者は、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について前条第三項に規定する行為を行う場合(同条第三項に規定する場合を除く)には、第九十九条の六第二項に規定する修了証明書その他の技能発揮訓練を修了したことを証する書面(第百五十条の二において「修了証明書等」という。)を携帯しなければならない。ただし、その者が技能発揮訓練のうち前条第一項の国土交通省令で定める要件に該当するものを修了したことが明らかである場合として国土交通省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

第九十六条第一項中「又は航空交通管制圏」を「若しくは航空交通管制圏又は航空交通管制圏に係る空港等の着陸帯若しくは誘導路の区域(次項及び第三項第三号において「着陸帯等」という。)」に、「又は飛行の方法」を、「飛行の方法

又は地上走行の方法」に改め、同条第二項中「第二十三条の国土交通大臣が指定する」を「航空交通管制圏に係る」に改め、「」は「」の下に「着陸帯等において業務を行う場合は」を加え、同条第三項第一号中「及び」を「(そのための地上走行を含む。)」及び「これ」を「その離陸」に改め、同項第二号中「及び」を「これに引き続く地上走行を含む。)」及び「に改め、同項第三号中「における」を「又は着陸帯等における」に改める。

第九十六条の二第一項中「又は民間訓練試験空域」を「若しくは民間訓練試験空域又は航空交通情報圏に係る空港等の着陸帯若しくは誘導路の区域」に、「当該空域」を「当該空域又は区域」に改める。

第六章に次の一節を加える。

第二節 登録訓練機関

(登録訓練機関の登録)

第九十九条の二 第七十一条の五第一項の航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練(以下この節において「訓練」という。)を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(登録の要件等)

第九十九条の三 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者(次項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関し必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 訓練の用に供する施設、設備又は教材が次に掲げる要件に適合すること。

イ 対面により訓練を行うために必要な講義室又は映像及び音声の送受信により相互の状態を相互に認識しながら通話する

ことにより訓練を行うために必要な設備を備えていること。

ロ 次に掲げる事項を内容とする視聴覚教材及びこれを使用するために必要な設備を備えていること。

(1) 滑走路への誤進入その他の第七十一条の五第二項の国土交通省令で定める危険な事態及びその兆候(ハ)において「滑走路誤進入等」という。)に関すること。

(2) 航空機の操縦において必要となる複数の作業の管理に関すること。

ハ 訓練の用に供する教材として、過去に発生した滑走路誤進入等の事例を模した脚本であつて、訓練を受ける者がその操縦者の役を演ずることにより第七十一条の五第二項に規定する管理技能を体得するためのものを備えていること。

二 訓練を担当させる講師が次に掲げる要件に適合すること。

イ 十八歳以上であること。

ロ 過去二年間に訓練の実施に関する事務(以下この節及び第百五十四条の三第二号において「訓練事務」という。)に関し不正な行為を行つた者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者でないこと。

ハ 操縦技能証明を有する者であつて、国土交通省令で定める期間内に国土交通省令で定める航空機の機長として国土交通省令で定める回数以上航空交通管制圏に係る空港等から当該航空機を離陸させ、若しくは当該空港等へ当該航空機を着陸

させる操縦を行つた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有するものであること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第九十九条の十三の規定により前条の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 前条の登録は、登録訓練機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 訓練を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 訓練事務を実施する事務所の名称及び所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録事項の変更の届出)

第九十九条の四 登録訓練機関は、前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の更新)

第九十九条の五 第九十九条の二の登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第九十九条の二及び第九十九条の三の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(訓練事務の実施に係る義務)

第九十九条の六 登録訓練機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める時間数以上の訓練を行うことその他国土交通省令で定める基準に適合する方法により訓練事務を実施しなければならない。

2 登録訓練機関は、その訓練を修了した者に対し、訓練を修了した旨の証明書(次項及び次条第二項において「修了証明書という。」を交付しなければならない。

3 登録訓練機関は、前項の規定により修了証明書を交付したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該修了証明書の交付を受けた者の氏名その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

(訓練事務規程)

第九十九条の七 登録訓練機関は、訓練事務の開始前に、訓練事務の実施に関する規程(次項において「訓練事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 訓練事務規程には、訓練の実施方法、訓練に関する料金、修了証明書の交付の手続その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(帳簿の備付け等)

第九十九条の八 登録訓練機関は、訓練事務について、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第九十九条の九 登録訓練機関は、毎事業年度、当該事業年度の経過後三月以内に、当該

事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 訓練を受けようとする者その他の利害関係人は、登録訓練機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録訓練機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第九十九条の十 国土交通大臣は、登録訓練機関が第九十九条の三第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録訓練機関に対し、これらの要件に適合するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第九十九条の十一 国土交通大臣は、登録訓練

機関が第九十九条の六の規定に違反しているとき、当該登録訓練機関に対し、同条第一項の規定により訓練事務を行うべきこと又は訓練の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(訓練事務の休廃止)

第九十九条の十二 登録訓練機関は、訓練事務に關する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(登録の取消し等)

第九十九条の十三 国土交通大臣は、登録訓練機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第九十九条の二の登録を取り消し、又は期間を定めて訓練事務に關する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九十九条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第九十九条の四、第九十九条の七、第九十九条の八、第九十九条の九第一項又は前条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第九十九条の九第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 第九十九条の十又は第九十九条の十一の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九十九条の二の登録又はその更新を受けたとき。

又はその更新を受けたとき。

(国土交通大臣による訓練事務の実施等)

第九十九条の十四 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、訓練事務に關する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

一 登録訓練機関がないとき。

二 第九十九条の十二の規定による訓練事務

に關する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により第九十九条の二の登録を取り消し、又は登録訓練機関に対し当該登録に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 登録訓練機関が天災その他の事由により訓練事務に關する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき。

2 国土交通大臣が前項の規定により訓練事務に關する業務の全部又は一部を自ら行う場合における訓練事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(公示)

第九十九条の十五 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九十九条の二の登録をしたとき。

二 第九十九条の四又は第九十九条の十二の規定による届出があつたとき。

三 第九十九条の十三の規定により第九十九条の二の登録を取り消し、又は訓練事務に關する業務の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により国土交通大臣が訓練事務に關する業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた訓練事務に關する業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第百十一条の六中「かわる」を「関わる」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第百三十二条の三十二第一項中「[事業年度]の下に」、当該事業年度の「」を加え、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

令和七年五月二十二日 衆議院會議録第二十八号

航空法等の一部を改正する法律案及び同報告書

並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「及び」という。)を削る。 第百三十四条第一項第六号の次に次の一号を加える。 六の二 登録訓練機関 第百三十五条第一項第二十一号の次に次の一号を加える。 二十一の二 第七十一条の五第一項に規定する技能発揮訓練のうち国土交通大臣が行うものを受けようとする者 第百五十条第五号の二中「の規定」を「又は第七十一条の五第一項の規定に改め、同条の次に次の一条を加える。 (修了証明書等を携帯しない罪) 第百五十条の二 第七十一条の六の規定に違反して、修了証明書等を携帯しないで、第七十一条の五第一項各号に掲げる行為を行つたときは、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。 第百五十四条の次に次の見出し及び二条を加える。 (登録訓練機関の訓練事務に関する罪) 第百五十四条の二 第九十九条の十三の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第百五十四条の三 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 一 第九十九条の八の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。 二 第九十九条の十二の規定による届出をしないで訓練事務に関する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。 第百五十九条第二号中「、第百五十条、第百五十五条を」から第百五十条の二まで、第百五十四条の二から第百五十五条まで」に改める。 第百六十二条第一号中「第百三十二条の三十二第一項」を「第九十九条の九第一項、第百三十二条の三十二第一項に改め、同条第二号中「ないのに」の下に「第九十九条の九第二項、」を加える。 附則第五条を次のように改める。 第五条 削除 (空港法の一部改正) 第二条 空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。 目次中「・第五条」を「第五条の二」に改める。 第四条第三項中「が、」を「(以下「成田会社」という。)が、」に、「がそれぞれ」を「(以下「新関空会社」という。)がそれぞれ」に改め、同条第四項中「当該指定を受けた者」を「同条第二項に規定する指定会社(以下「指定会社」という。)」に改める。 第二章中第五条の次に次の一条を加える。 (地方管理空港等における国土交通大臣による工事等の代行) 第五条の二 国土交通大臣は、前条第一項に規定する地方公共団体から要請があり、かつ、当該地方公共団体における滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設(以下「滑走路等」という。)の改良又は政令で定める空港用地(以下「空港用地」という。)の造成若しくは整備の工事の実施体制その他の地域の事情を勘案して、特定工事(地方管理空港の滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。)を当該特定空港管理者に代わつて自ら施行することが適当であると認められる場合においては、第四條第三項若しくは第四項又は前条第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができる。	情を勘案して、特定工事(地方管理空港の滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。)を当該地方公共団体に代わつて自ら施行することが適当であると認められる場合においては、同項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができる。 一 滑走路等又は空港用地が航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであること。 二 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。 2 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、成田会社、新関空会社、指定会社又は前条第一項に規定する地方公共団体(以下この条において「特定空港管理者」という。)から要請があり、かつ、当該特定空港管理者における災害復旧工事(地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)の実施体制その他の地域の事情を勘案して、特定災害復旧工事(成田国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、中部国際空港又は地方管理空港(以下この条において「特定空港」という。))の災害復旧工事であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)を当該特定空港管理者に代わつて自ら施行することが適当であると認められる場合においては、第四條第三項若しくは第四項又は前条第一項の規定にかかわらず、これを施行することができる。	一 緊急輸送の確保その他の災害応急対策(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。次項及び第十條第二項ただし書において同じ。)に必要な航空機を特定空港に着陸させ、又は特定空港から離陸させるために行う応急のものであること。 二 次のイ及びロのいずれにも該当するものであること。 イ 特定空港が航空法第三十九条第一項第一号の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであること。 ロ 高度の技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。 3 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、特定空港管理者から要請があり、かつ、当該特定空港管理者における特定空港の供用に関する業務の実施体制その他の地域の事情を勘案して、特定業務(緊急輸送の確保その他の災害応急対策に従事する航空機が当該特定空港を使用する期間に係る滑走路等の点検及び航空機によるエプロンの利用の調整に関する業務をいう。以下この条において同じ。)を当該特定空港管理者に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、第四條第三項若しくは第四項又は前条第一項の規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。 4 国土交通大臣は、第一項の規定により特定工事を施行しようとするとき、第二項の規定により特定災害復旧工事を施行しようとするとき、又は前項の規定により特定業務を行うとうとするときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
---	---	---

5 国土交通大臣は、第一項の規定による特定工事、第二項の規定による特定災害復旧工事又は第三項の規定による特定業務の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第六条第一項中「滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設(以下「二」という。)」及び「政令で定める空港用地(以下単に「二」を削る。

第八条第四項中「第十条第三項において」を「以下」に改める。

第九条第一項中「地震、高潮その他の異常な天然現象により生じた災害によつて必要となつた工事であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。」を削る。

第十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、当該災害復旧工事が緊急輸送の確保その他の災害応急対策に必要な航空機を当該地方管理空港に着陸させ、又は当該地方管理空港から離陸させるために行う応急のものである場合であつて、当該地方公共団体がその旨を国土交通大臣に通知したときは、この限りでない。

第十条の次に次の一条を加える。

(国土交通大臣が地方公共団体等に代わつて施行する工事の費用の負担)

第十条の二 国土交通大臣が第五条の二第一項の規定により地方公共団体に代わつて特定工事を施行する場合には、当該特定工事に要する費用は、国が負担金相当額(地方公共団体が自ら当該特定工事を施行することとした場合に第八条第一項の規定により国が負担する金額)(当該特定工事が北海道の区域内の地方管理空港に係るものである場合にあつては、地方公共団体が自ら当該特定工事を施行することとしたときに第三十八条の規定により国

が負担することができ金額)に相当する額をいう。以下この項において同じ。を、当該地方公共団体が当該特定工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担する。

2 国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により成田会社、新関西会社又は指定会社に代わつて特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、成田会社、新関西会社又は指定会社がそれぞれ負担する。

3 国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて滑走路等又は空港用地の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、国が負担金相当額(地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとした場合に前条第一項の規定により国が負担する金額)(当該特定災害復旧工事が北海道の区域内の地方管理空港に係るものである場合にあつては、地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとしたときに第三十八条の規定により国が負担することができ金額)に相当する額をいう。以下この項において同じ。を、当該地方公共団体が当該特定災害復旧工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担する。

4 国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて排水施設等の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、国が補助金相当額(地方公共団体が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとした場合に前条第三項又は第三十八条の規定により国が当該地方公共団体に補助することができ金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)

を、当該地方公共団体が当該特定災害復旧工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

5 国土交通大臣が第五条の二第二項の規定により地方公共団体に代わつて滑走路等、空港用地又は排水施設等の特定災害復旧工事以外の特定災害復旧工事を施行する場合には、当該特定災害復旧工事に要する費用は、当該地方公共団体が負担する。

第十一条中「成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社、中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者」を「成田会社、新関西会社、指定会社」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国土交通大臣が第五条の二第一項の規定により特定工事を施行する場合又は同条第二項の規定により特定災害復旧工事を施行する場合における前項の規定の適用については、同項中「又は地方公共団体」とあるのは、「若しくは地方公共団体又は第五条の二第一項の規定により特定工事を施行する国土交通大臣若しくは同条第二項の規定により特定災害復旧工事を施行する国土交通大臣」とする。

第十四条第二項第二号中「昭和二十七年法律第二百三十一号」を削る。

第三十二条中「若しくは第八条第一項」を「第八条第一項若しくは第十条の二第一項」に、「同条第四項」を「第八条第四項」に改める。

附則第九条を附則第十条とする。

附則第八条第三項中「前条第二項」を「附則第七条第二項」に改め、同条第七項中「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同条第九項中「前条第二項」を「附則第七条第二項」に改め、同条第十四項中「前条第三項」を「附則第七条第三項」に改め、同条を附則第九条とし、附則第七条の次に次の一条を加える。

(特定地方管理空港における国土交通大臣による工事等の代行等)

第八条 第五条の二及び第十条の二第二項を除く。の規定は、当分の間、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港及び同項の規定によりなお従前の例によりこれを管理する地方公共団体について準用する。この場合において、第五条の二第一項中「同項」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)附則第三条第一項」と、同条第二項及び第三項中「第四条第三項若しくは第四項又は前条第一項」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第一項」と、第十条の二第一項中「第八項」を「第十項」と改め、同条第三項中「前条第一項の規定により」とあり、及び同条第四項中「前条第三項又は第三十八条の規定により」とあるのは「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により」と、同条第一項及び第三項中「第三十八条の規定により」とあるのは「同項の規定によりなお従前の例により」と読み替えるものとする。

(空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「ついで」の下に「第三項、第七項及び第八項の規定を適用する場合を除き」を加え、同条第六項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 国土交通大臣が空港法附則第八条において準用する同法第五条の二第二項の規定により同項に規定する特定工事を施行する場合又は同条第二項の規定により同項に規定する特定災害復旧工事を施行する場合における特定地方管理空港の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、第一項の規定によりなお従前の例により当該特定地方管理空港を管理する地方公共団体又は国土交通大臣と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

8 空港法附則第八条において準用する同法第十条の二第一項の規定により国及び地方公共団体が費用を負担した工事に取得した土地、工作物その他の物件は、国に帰属する。当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件についても、同様とする。

附則第三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 空港法第十条第二項ただし書の規定は、第一項の規定によりなお従前の例により特定地方管理空港の管理を行う地方公共団体が当該特定地方管理空港において同項の規定によりなお従前の例により災害復旧工事を施行しようとする場合について準用する。

〔関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正〕

第四条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「又は航空保安施設」とあるのは「を」を「の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の」に改める。

令和七年五月二十二日 衆議院会議録第二十八号

第三十二条第一項中「第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「を」を「第五条の二第二項中「における」とあるのは「及び」に、「と、同条第三項」を「における」と、同項、同条第三項及び同法第十条の二第二項中「に代わつて」とあるのは「及び空港運営権者に代わつて」と、同法第五条の二第二項中「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第八条第二項の規定」と、同条第三項中「における」とあるのは「及び空港運営権者における」と、「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第八条第二項の規定」と、同法第十二条第一項及び第四項並びに第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十二条第三項に改め、「同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり」を削る。

〔民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正〕

第五条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項及び第十二条第一項中「又は航空保安施設」とあるのは「を」を「の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の」に改める。

第十三条中「第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「を」を「第五条の二第一項中「における」とあるのは「及び」に、「と、同条第三項」を「における」と、同項から同条第三項まで及び同法第十条の二(第二項を除く)中「に代わつて」とあるのは「及び地方管理空港運営権者に代わつて」と、同法第五条の二第一項中「同項」とあるのは「前条第一項及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平

航空法等の一部を改正する法律案及び同報告書

成十一年法律第百十七号)第八条第二項」と、同条第二項及び第三項中「における」とあるのは「及び地方管理空港運営権者における」と、「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第八条第二項の規定」と、同法第十二条第一項及び第四項並びに第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十二条第三項に改め、「同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり」を削る。

附則第六条第二項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に、「同条第二項第四号」を「同条第二項第五号」に、「又は航空保安施設」とあるのは「施設」を「の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の施設」に改め、同条第四項及び第五項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改める。

附則第十七条第一項中「又は航空保安施設」とあるのは「を」を「の設置者又は航空保安施設の設置者が設置する当該施設」とあるのは「第一項の」に改める。

附則第十八条中「とする」を「と、同法附則第八条において読み替えて準用する同法第五条の二第二項中「における」とあるのは「及び特定地方管理空港運営者(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)附則第十八条の規定により読み替えて適用する第十二条第一項に規定する特定地方管理空港運営者をいう。以下この条及び第十条の二において同じ。における」と、同項から同条第三項まで及び同法附則第八条において読み替えて準用する同法第十条の二(第二項を除く)中「に代わつて」とあるのは「及び特定地方管理空港運営者に代わつて」と、同法附則第八条において読み替えて準用する同法第五条の二第二項中「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に

関する法律(平成十一年法律第百十七号)第八条第二項の規定」と、同条第二項及び第三項中「における」とあるのは「及び特定地方管理空港運営権者における」と、「の規定」とあるのは「及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)第八条第二項の規定」とする」に、「附則第三条第三項」を「附則第三条第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定並びに附則第七条中東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第百三十六条の改正規定(第四条第一項第五号)を「第四条第一項第六号」に改める部分に限る。及び同法第百三十七条第一項の改正規定(第四条第一項第五号)を「第四条第一項第六号」に改める部分に限る。公布の日

二 第一条中航空法第四十七条第二項第六号の改正規定、同法第五十五条の二に二項を加える改正規定及び同法附則第五条の改正規定、第二条及び第三条の規定、第四条中関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二条第一項の改正規定並びに第五条中民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第十三条及び附則第十八条の改正規定並びに附則第六条の規定、附則第七条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。及び附則第八条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(航空法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定(前条第二号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の航空法第七十一条の五及び第七十一条の六の規定は、この法律の公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過し

(六) 航空法第九十九条の二(登録訓練機関の登録)の登録訓練機関の登録(更新の登録を除く。)

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二百五十九条の三第五項第一号ロ中「、第九條第一項」を「若しくは第九條第一項」に、「若しくは附則第三條第一項」を「の規定、同法第十條の二第一項若しくは第三項から第五項までの規定(これらの規定を同法附則第八條において準用する場合(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号。以下この口において「民活空港法」という。))附則第十八條において読み替えて適用する場合を含む。))及び民活空港法第十三條において読み替えて適用する場合を含む。))若しくは空港法第十條の二第二項(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)第三十二條第一項において読み替

た場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一百三十八号中「空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可」を「航空法の規定による許可、認定又は登録(第三十二号及び次号に掲げるものを除く。)」に改め、同号に次のように加える。

登録件数 一件につき九万円

えて適用する場合を含む。))若しくは附則第三條第一項の規定」に改め、同号ト中「(平成二十三年法律第五十四号)」を削る。

附則第二百五十九条の五第三項から第五項までの規定中「附則第八條第一項」を「附則第九條第一項に改める。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第七條 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を次のように改正する。

第三百三十六條中「第四條第一項第五号」を「第四條第一項第六号」に、「第六條第一項」を「第五條の二第一項」に、「同法第九條第一項」を「同條第二項」に、「同項の」を「同法第九條第一項の」に改める。

第三百三十七條第一項中「第四條第一項第五号」を「第四條第一項第六号」に、「第九條第一項」を

「第五條の二第二項」に改める。

(大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第八條 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「第九條第一項」を「第五條の二第二項」に改める。

理 由

最近の航空分野における事故の発生状況、災害時における航空輸送の確保の要請等に鑑み、航空機の航行の安全を確保するため、航空交通管制圏に係る空港等において航空機を着陸させ、又は離陸させる操縦を行う者に対する技能発揮訓練の義務付け、滑走路への誤進入を防止するための施設に関する事項の空港等の機能の確保に関する基準への追加等の措置を講ずるとともに、地方管理空港に係る滑走路等の応急の災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

航空法等の一部を改正する法律案 内閣提出に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の航空分野における事故の発生状況、災害時における航空輸送の確保の要請等に鑑み、航空機の航行の安全を確保するため、航空交通管制圏に係る空港等において航空機を着陸させ、又は離陸させる操縦を行う者に対する技能発揮訓練の義務付け、滑走路への誤進入を防止するための施設に関する事項の空港等の機能の確保に関する基準への追加等の措置を講ずるとともに、地方管理空港に係る滑走路等の応急の災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度の創設等の措置を講じようとするもので、

その主な内容は次のとおりである。

1 航空法の一部改正

(一) 空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に定める事項に、地上走行中の航空機又は車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項を追加すること。

(二) 操縦技能証明を有する者は、航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練であつて登録訓練機関等が行う訓練等である技能発揮訓練を修了していなければ、当該操縦技能証明について限定をされた範囲の航空機について、航空交通管制圏に係る空港等における航空機の離着陸等の操縦等を行つてはならないこと。

(三) 航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、及び発揮することができるようにするための訓練を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができることとし、国土交通大臣は、登録の申請をした者が一定の要件に適合しているときは、その登録をしなければならぬこと。また、登録訓練機関は、その訓練を修了した者に対し、修了証明書を交付しなければならないこと。

2 空港法の一部改正

(一) 国土交通大臣は、地方管理空港の空港管理者から要請があり、かつ、地方管理空港の滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事であつて、滑走路等又は空港用地が一定の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うもので、高度の技術を要する又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められる工事を当該空港管理者に代わつて自ら施行することが適当であると認められる場合において

は、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができること。

- (二) 国土交通大臣は、災害が発生した場合において、会社管理空港又は地方管理空港の空港管理者から要請があり、かつ、一定の要件を満たす当該空港の災害復旧工事を当該空港管理者に代わって自ら施行することが適当であると認められる場合においては、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを施行することができること。
- (三) (一)及び(二)の工事の費用の負担について定めること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

最近の航空分野における事故の発生状況、災害時における航空輸送の確保の要請等に鑑み、航空機の航行の安全を確保するため、航空交通管制圏に係る空港等において航空機を着陸させ、又は離陸させる操縦を行う者に対する技能発揮訓練の義務付け、滑走路への誤進入を防止するための施設に関する事項の空港等の機能の確保に関する基準への追加等の措置を講ずるとともに、地方管理空港に係る滑走路等の応急の災害復旧工事の国土交通大臣による代行制度の創設等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和七年五月二十一日

国土交通委員長 井上 貴博
衆議院議長 額賀福志郎殿

〔別紙〕

航空法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 令和六年一月の羽田空港航空機衝突事故により尊い人命が失われたことを重く受け止め、同様の事故を二度と発生させることのないよう、実効性のある再発防止策を講じること。

二 滑走路安全チームへの航空事業者やグランドハンドリング事業者等の現場職員の参画を確実に働きかけること。

三 グランドハンドリングに従事する者が安心して安全に働くための環境整備に向けて、勤務間インターバル制度の導入や、航空会社とグランドハンドリング事業者及びグランドハンドリング事業者間の適正取引を国として推進すること。また、適正取引等推進のためのガイドラインの策定に当たっては、特に外国航空会社と本邦グランドハンドリング事業者との契約の実態を正確に把握し、実効性の向上を図ること。

四 頻繁に離着陸が行われる空港等におけるパイロットに対するCRM訓練の修了の義務付けについては、ヒューマンエラーの未然防止のために実効性のある訓練内容とともに、訓練の内容、時間、料金等の具体的な内容を明確にし、パイロットに対し周知徹底を図ること。また、諸外国のCRM訓練の実情調査の結果を踏まえ、我が国のCRM訓練に必要なものは適切に取り入れること。

五 災害時における国による地方管理空港等の工事代行や権限代行について、空港管理者からの要請に対し、国自ら施行することが適当であることを客観的に判断するための基準を明確にするとともに、災害復旧工事や航空機のエブロン

の利用調整等に迅速に対応できるよう、国の組織体制を構築すること。

六 地方管理空港の老朽化の進行に対し、地方公共団体の技術系職員不足により地方管理空港の維持管理が不十分となることがないよう、国による地方管理空港の工事の代行と併せ、技術系職員の確保・育成及び定着のための施策に努めること。また、デジタル技術の導入や自動化を促進し、業務の効率化に向けた環境整備を図ること。

